

料金表
通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外のもの	この約款に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、プリペイド通話若しくは a u 国際通話に関する料金、他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金又は国際SMS送信（別表1（オプション機能）3欄に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金（プリペイド通話に関する料金及びLTEデータプリペイドに係るデータ通信料を除きます。以下第3項、第4項、第19項及び第20項において同じとします。）のうち、基本使用料等、通話料、データ通信料及びユニバーサルサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

4 当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。

5 当社は、通話料及びデータ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

(基本使用料の料金種別の取扱い)

6 この約款に特段の定めがある場合を除き、次表の左欄に定める基本使用料の料金種別は、それぞれ同表右欄に定める基本使用料の料金種別を示します。

カケホ	第1種LTEデュアルの 카테고리Ⅰ及び 카테고리Ⅱに係る基本使用料の料金種別のうち、カケホのもの
スーパーカケホ	第1種LTEデュアルの 카테고리Ⅰ及び 카테고리Ⅱに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホのもの
カケホ（V）	第2種LTEデュアルの 카테고리Ⅰ及び 카테고리Ⅱに係る基本使用料の料金種別のうち、カケホ（V）のもの

スーパーカケホ（V）	第2種LTEデュアルのカテゴリーI及びカテゴリーIIに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホ（V）のもの
カケホ（ケータイ/V）	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、カケホ（ケータイ/V）のもの
スーパーカケホ（ケータイ/V）	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホ（ケータイ/V）のもの
VKプランM	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランMのもの
VKプランS	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランSのもの
VKプラン	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランのもの

（特定データ通信定額等の取扱い）

7 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いを示します。

用語	データ通信料の取扱い
特定データ通信定額制	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制（V）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の2に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制II	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の3に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制II（V）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の4に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制II（ケータイ/V - i）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の5に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制II（ケータイ/V - ii）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の6に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の7に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V - i）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の8に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V - ii）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の9に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V - i）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の10に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V - ii）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の11に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の12に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制（V）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の13に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制III	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の14

	に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）の15に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（Ⅴ）、特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ - i）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ - ii）、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（Ⅴ）、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）
特定データ通信2段階定額の取扱い	特定データ通信2段階定額制、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／Ⅴ - i）、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／Ⅴ - ii）、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／Ⅴ - i）又は特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／Ⅴ - ii）

（基本使用料等の日割り）

8 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数（第8号については、第56条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表に規定する基本使用料等の支払いを要しないとする日数とします。）に応じて日割りします。

ただし、第56条第1項第2号に該当する場合の同号のイ及びウに定める基本使用料等については、この限りではありません。

- (1) 料金月の起算日以外の日、に、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の起算日以外の日、に、契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の起算日に契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
- (4) 料金月の起算日以外の日、に、第2（通話料）1（適用）(11)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(Ⅴ)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅰ又は(12)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(Ⅴ)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱの適用若しくは廃止があったとき。
- (5) 料金月の起算日以外の日、に、次表に定めるデータ通信料の取扱いの種類の変更があったとき。

データ通信料の取扱い	
特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ - i）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ - ii）、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）	

(6) 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、に、同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いの適用の開始若しくは廃止があったとき。

基本使用料の料金種別	データ通信料の取扱い
カケホ（ケータイ／Ⅴ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ⅴ）、	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ - i）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ - ii）、特定データ通

V KプランM、V KプランS、 V Kプラン	信2段階定額制（ケータイ/V - i）、特定データ通信 2段階定額制（ケータイ/V - ii）、特定データ通信2 段階定額制Z（ケータイ/V - i）、特定データ通信2 段階定額制Z（ケータイ/V - ii）
シンプル、カケホ、スーパーカ ケホ、シンプル（V）、カケホ （V）、スーパーカケホ（V） （いずれもカテゴリーⅡのもの に限ります。）	特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制 （V）、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額 制Ⅲ（V）

- (7) 料金月の起算日以外の日、Netflixパック又はNetflixパック（V）（それぞれ第3（データ通信料）1（適用）（3）の16又は（3）の17に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の適用の開始若しくは廃止があったとき。
- (8) 料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少の日から適用します。
- (9) 第56条第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- (10) 第3項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 9 前項第1号から第9号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第56条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 10 第8項第10号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

（端数処理）

- 11 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（KDDI一括請求の取扱い）

- 12 当社は、LTE契約者から申込みがあったときは、そのLTE契約者が指定したLTEサービスの契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス（当社が別に定める電気通信サービスであって、そのLTE契約者が指定したものに限り、以下「統合対象サービス」といいます。）に係る料金等に合わせて一括して請求（以下「KDDI一括請求」といいます。）します。
- 13 LTE契約者は、KDDI一括請求に係る申込みをするときは、当社所定の申込書を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。
- 14 当社は、次に該当する場合には、前項の申込みを承諾しません。
- (1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。
- (2) その契約者回線がそのLTE契約者以外の者（そのLTE契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
- (3) そのLTE契約者が統合対象サービスに係る契約を締結している者と異なるとき。

- (4) そのLTE契約者が、KDDI一括請求に係る料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 15 LTE契約者は、a u一括請求グループ（料金その他の債務が一括して請求される次表の左欄に定める電気通信サービスに係る同表の右欄に定める電気通信回線からなるグループであって、当社が別に定めるところによりLTE契約者が指定したものをいいます。以下同じとします。）に関して、KDDI一括請求の取扱いを受けるときは、そのa u一括請求グループに所属する全ての契約者回線について、その申込みを行っていただきます。

電気通信サービス	電気通信回線
LTEサービス	契約者回線
a uサービス	WIN契約者回線
特定事業者のLTE約款に定めるLTEサービス	他網契約者回線
特定事業者のWIN約款に定めるa uサービス	他網契約者回線

- 16 LTE契約者は、KDDI一括請求に係る料金等の支払方法を変更しようとするときは、当社所定の書面を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。
- 17 当社は、KDDI一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、LTE契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。
- (1) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- (2) 契約者の地位の承継があったとき。
- (3) LTEサービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）があったとき。
- (4) LTE契約の解除があったとき。
- (5) 統合対象サービスの指定がなくなったとき。
- (6) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。
- (7) その他第14項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 18 KDDI一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（ナンバーシェア副回線に係る料金等の合算請求）

- 19 当社は、ナンバーシェア副回線に係る料金その他の債権について、その契約者回線に係るナンバーシェア主回線（別表1に定めるナンバーシェア主回線をいいます。以下同じとします。）に係る料金その他の債権と合算して一括して請求します。

（料金等の支払い）

- 20 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 21 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 22 当社は、プリペイド通話に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）については、課金単位となる通話時間ごとに第63条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）の規定に基づき登録した前払い通話料の残高を減ずることとします。

（料金の一括後払い）

- 23 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当

社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(少額料金の翌月払い)

- 24 当社は、その料金月に請求することとなる料金の合計額が当社が別に定める額に満たない場合は、その料金を翌料金月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(前受金)

- 25 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 26 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

- (1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料
- (2) プリペイド通話又はa u国際通話に関する料金
- (3) 他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金
- (4) 国際SMS送信に関する料金(通話料に限ります。)

(料金の臨時減免)

- 27 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

- 28 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

(料金等の請求)

- 29 a u (LTE) 通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」(以下「WEB de 請求書規約」といいます。)、 「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」又は「ポイントプログラム規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 au (LTE) 通信サービスに関する料金

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第56条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用									
(1) LTEサービスの種類等	ア LTEサービスには、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTEデュアル</td> <td>デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの</td> </tr> <tr> <td>LTEシングル</td> <td>データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	LTEデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの	LTEシングル	データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの		
	種類	内容							
	LTEデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの							
	LTEシングル	データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの							
	イ LTEデュアルには、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種LTEデュアル</td> <td>第2種LTEデュアル又は第3種デュアル以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第2種LTEデュアル</td> <td>VoLTE対応端末（VoLTEに対応した端末設備をいいます。以下同じとし、当社が別に定める端末設備を除きます。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種LTEデュアル以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第3種LTEデュアル</td> <td>VoLTE対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、別表1に定めるナンバーシェア機能に係るナンバーシェア副回線として指定することができる契約者回線に係るもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	第1種LTEデュアル	第2種LTEデュアル又は第3種デュアル以外のもの	第2種LTEデュアル	VoLTE対応端末（VoLTEに対応した端末設備をいいます。以下同じとし、当社が別に定める端末設備を除きます。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種LTEデュアル以外のもの	第3種LTEデュアル	VoLTE対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、別表1に定めるナンバーシェア機能に係るナンバーシェア副回線として指定することができる契約者回線に係るもの
	種類	内容							
	第1種LTEデュアル	第2種LTEデュアル又は第3種デュアル以外のもの							
	第2種LTEデュアル	VoLTE対応端末（VoLTEに対応した端末設備をいいます。以下同じとし、当社が別に定める端末設備を除きます。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種LTEデュアル以外のもの							
	第3種LTEデュアル	VoLTE対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、別表1に定めるナンバーシェア機能に係るナンバーシェア副回線として指定することができる契約者回線に係るもの							
	ウ 第1種LTEデュアルには、次のタイプがあります。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプI</td> <td>タイプII以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプII</td> <td>VoLTE対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	内容	タイプI	タイプII以外のもの	タイプII	VoLTE対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの			
タイプ	内容								
タイプI	タイプII以外のもの								
タイプII	VoLTE対応端末（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの								
エ LTEシングルには、次の種類があります。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種LTEシングル</td> <td>第2種LTEシングル、第3種LTEシングル又は第4種LTEシングル以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第2種LTEシングル</td> <td>別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIIに限ります。）を利用可能な端末設</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	第1種LTEシングル	第2種LTEシングル、第3種LTEシングル又は第4種LTEシングル以外のもの	第2種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIIに限ります。）を利用可能な端末設			
種類	内容								
第1種LTEシングル	第2種LTEシングル、第3種LTEシングル又は第4種LTEシングル以外のもの								
第2種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIIに限ります。）を利用可能な端末設								

		備との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第4種LTEシングル以外のもの
	第3種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIに限ります。）のうちWiMAX通信以外のデータ通信のみ利用可能な端末設備（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの
	第4種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能（タイプIIに限ります。）のうちWiMAX通信以外のデータ通信のみ利用可能な端末設備（当社が別に定める端末設備に限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの
<p>オ 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄のLTEサービスを提供します。この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、そのLTE契約者から接続の請求があった端末設備に対応するLTEサービスを提供するものとします。</p>		
LTE契約の種別		LTEサービスの種類
一般LTE契約		LTEデュアル、LTEシングル
第2種定期LTE契約	タイプI	第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル又はLTEシングル
	タイプII	第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアル
第3種定期LTE契約		第2種LTEシングル又は第4種LTEシングル
第4種定期LTE契約		第2種LTEシングル又は第4種LTEシングル
第5種定期LTE契約		第1種LTEシングル又は第3種LTEシングル
第6種定期LTE契約		第1種LTEシングル又は第3種LTEシングル
<p>カ LTE契約者は、LTEサービスの種類の変更（第3種LTEデュアルとのもを除きます。）の請求をすることができます。</p> <p>キ カの請求があったときは、当社は、LTEサービスの種類の変更を伴う請求があった場合は、その変更日から変更後のLTEサービスの種類による料金を適用します。</p> <p>ク ローミングには、LTEサービスと同一の種類があります。</p>		
(2) コース種別の選択等	<p>ア LTEサービスには、料金その他の適用に関して、次のコース種別があります。</p> <p>(ア) 第1種コース（関西支社）</p> <p>(イ) 第2種コース（九州支社）</p> <p>(ウ) 第3種コース（中国支社）</p>	

	<p>(エ) 第4種コース (東北支社) (オ) 第5種コース (北海道支社) (カ) 第6種コース (北陸支社) (キ) 第7種コース (四国支社) (ク) 第8種コース (関東・中部支社)</p> <p>イ LTE契約者は、あらかじめコース種別を選択していただきます。</p> <p>ウ LTE契約者は、コース種別の変更の請求をすることができます。</p> <p>エ ウの請求があったときは、当社は、電話番号その他の取扱いについて、この約款に別段の定めがある場合を除き、その変更前に締結していたLTE契約を解除して新たにLTE契約を締結したものとみなして取り扱います。</p>																				
<p>(3) LTEサービスの利用月数</p>	<p>LTEサービスの利用月数は、そのLTEサービスに係る利用開始月からその料金月 (契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。)までの月数 (一時休止日の前日を含む料金月の翌料金月から再利用開始日を含む料金月の前料金月までの月数を除きます。以下この欄において同じとします。)を通算したもの (契約変更を行った場合は、契約変更を行う前のLTE契約により提供を受けていたLTEサービスに係る利用開始月からその契約変更のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、a u 契約からの契約移行があった場合は、契約移行を行う前のa u 契約により提供を受けていたa u サービスに係る利用開始月からその契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、それぞれこれに合算したものとします。)とします。</p>																				
<p>(4) LTEサービスの基本使用料の料金種別の選択等</p>	<p>ア LTEサービスの基本使用料には、次のカテゴリー種別ごとに、次の料金種別があります。</p> <p>(ア) 第1種LTEデュアルに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="466 1312 1468 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1312 660 1357">区分</th> <th data-bbox="660 1312 1468 1357">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1357 660 1872" rowspan="12">カテゴリー I</td> <td data-bbox="660 1357 1468 1402">LTEプラン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1402 1468 1447">LTEプランS</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1447 1468 1491">カケホ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1491 1468 1536">スーパーカケホ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1536 1468 1581">ジュニアスマートフォンプラン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1581 1468 1626">オフィスケータイプラン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1626 1468 1671">カケホ (ケータイ/V)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1671 1468 1715">スーパーカケホ (ケータイ/V)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1715 1468 1760">VKプランM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1760 1468 1805">VKプランS</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1805 1468 1850">VKプラン</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="660 1850 1468 1872">オフィスケータイプランVK (ケータイ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1872 660 1995" rowspan="3">カテゴリー II</td> <td data-bbox="660 1872 1468 1917">シンプル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1917 1468 1962">カケホ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="660 1962 1468 1995">スーパーカケホ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリー I	LTEプラン	LTEプランS	カケホ	スーパーカケホ	ジュニアスマートフォンプラン	オフィスケータイプラン	カケホ (ケータイ/V)	スーパーカケホ (ケータイ/V)	VKプランM	VKプランS	VKプラン	オフィスケータイプランVK (ケータイ)		カテゴリー II	シンプル	カケホ	スーパーカケホ
区分	基本使用料の料金種別																				
カテゴリー I	LTEプラン																				
	LTEプランS																				
	カケホ																				
	スーパーカケホ																				
	ジュニアスマートフォンプラン																				
	オフィスケータイプラン																				
	カケホ (ケータイ/V)																				
	スーパーカケホ (ケータイ/V)																				
	VKプランM																				
	VKプランS																				
	VKプラン																				
	オフィスケータイプランVK (ケータイ)																				
カテゴリー II	シンプル																				
	カケホ																				
	スーパーカケホ																				

(イ) 第2種LTEデュアルに係るもの	
区分	基本使用料の料金種別
カテゴリー I	LTEプラン (V)
	カケホ (V)
	スーパーカケホ (V)
	スーパーカケホ (V・a)
	ジュニアスマートフォンプラン (V)
	オフィスケータイプラン (V)
	カケホ (ケータイ/V)
	スーパーカケホ (ケータイ/V)
	VKプランM
	VKプランS
	VKプラン
	オフィスケータイプラン (VK)
	mamorino Watchプラン
カテゴリー II	シンプル (V)
	カケホ (V)
	スーパーカケホ (V)
	ジュニアケータイプラン
(ウ) 第3種LTEデュアルに係るもの	
区分	基本使用料の料金種別
カテゴリー II	ナンバーシェアプラン
(エ) 第1種LTEシングルに係るもの	
区分	基本使用料の料金種別
カテゴリー I	LTEフラット for DATA
	LTEフラット for Tab
	LTEフラット for DATA (m)
	タブレットプラン ds
	LTEフラット for DATA (m) ds
(オ) 第2種LTEシングルに係るもの	
区分	基本使用料の料金種別
カテゴリー I	WiMAX2+フラット for DATA
	WiMAX2+フラット for DATA EX
	WiMAX2+フラット for HOME
(カ) 第3種LTEシングルに係るもの	
区分	基本使用料の料金種別
カテゴリー I	LTEフラット for Tab (L)
	タブレットプラン ds (L)
	LTEフラット for DATA (m/L)
	Qua stationプラン ds
(キ) 第4種LTEシングルに係るもの	
区分	基本使用料の料金種別
カテゴリー	WiMAX2+フラット for DATA (L)

I	WiMAX2+フラット for DATA EX (L)
	WiMAX2+フラット for HOME (L)

イ LTE契約者は、あらかじめカテゴリ種別及び基本使用料の料金種別を選択していただきます。

ウ LTE契約者は、カテゴリ種別及び基本使用料の料金種別の変更の請求をすることができます。

エ LTEサービスの契約者回線について、選択又は変更の請求をすることができるカテゴリ種別及び基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続する端末設備及びその購入方法等により当社が別に定めるところによります。

オ エの規定によるほか、当社が別に定めるサービス取扱所においてその契約者回線に接続する端末設備の購入（以下この1（適用）において「端末設備の購入」といいます。）と同時に行う場合に限り、カテゴリ種別の変更を請求することができます。

カ au契約からの契約移行があった場合、そのau契約をカテゴリIとみなして、オの規定を適用します

キ カまでの規定によるほか、ジュニアスマートフォンプランについては、第1種LTEデュアルの契約者回線、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン及びジュニアケータイプランについては、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、それぞれ次の全てを満たす場合に限り、選択又は変更の請求をすることができます。

（ア） 別に定める端末設備の購入と同時に行うものであること。

（イ） そのLTE契約者（そのLTE契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者としてします。）が、（ア）に定める端末設備の購入があった日（以下このエにおいて「購入日」といいます。）を含む年の翌年（購入日が1月1日から3月31日までの間である場合は、購入日を含む年としてします。）の4月1日までに満13歳に満たない者であること。

ク カまでの規定によるほか、スーパーカケホ（V・a）については、別に定める端末設備の購入と同時に限り、選択又は変更の請求をすることができます。

ケ クまでの規定によるほか、次表の右欄に定める取扱いの適用の申込みと同時に行う場合又は同取扱いの適用を受けている場合に限り、それぞれ同表の左欄に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更を請求することができます。

（ア） 第1種LTEデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別	データ通信の定額制の取扱い
カテゴリーI	LTEプラン又はオフィスケータイプラン	特定データ通信定額制
	LTEプランS	特定データ通信2段階定額制
	カケホ	特定データ通信定額制II（データ定額1を除きます。）
	スーパーカケホ	特定データ通信定額制II（デー

		タ定額2を除きます。)
	カケホ (ケータイ/V)	特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - i) (データ定額1 (ケータイ/V)を除きます。)又は特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i)
	スーパーカケホ (ケータイ/V)	特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - i) (データ定額2 (ケータイ/V)を除きます。)又は特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i)
	VKプランM、VKプランS又はVKプラン	特定データ通信2段階定額制 (ケータイ/V - i)
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ	特定データ通信段階定額制、特定データ通信定額制Ⅲ
(イ) 第2種LTEデュアルに係るもの		
区分	基本使用料の料金種別	データ通信の定額制の取扱い
カテゴリーⅠ	LTEプラン (V) 又はオフィスケータイプラン (V)	特定データ通信定額制 (V)
	カケホ (V)	特定データ通信定額制Ⅱ (V) (データ定額1 (V)を除きます。)
	スーパーカケホ (V)	特定データ通信定額制Ⅱ (V) (データ定額2 (V)を除きます。)
	スーパーカケホ (V・a)	特定データ通信定額制Ⅱ (V) (データ定額5 (V)、データ定額20 (V) 又はデータ定額30 (V)に限ります。)
	カケホ (ケータイ/V)	特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) (データ定額1 (ケータイ/V)を除きます。)又は特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - ii)
	スーパーカケホ (ケータイ/V)	特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) (データ定額1 (ケータイ/V)、データ定額3 (ケータイ/V) 又はデータ定額5 (ケータイ/V)に限ります。)又は特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - ii)
	VKプランM、VKプランS又はVKプラン	特定データ通信2段階定額制 (ケータイ/V - ii)

カテゴリーⅡ	シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）	特定データ通信段階定額制（V）、特定データ通信定額制Ⅲ（V）
--------	---------------------------	--------------------------------

コ クまでの規定によるほか、次表の右欄の適用を受けている場合又は同表の右欄の適用の申出を同時に行う場合に限り、それぞれ同表の左欄に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更を請求することができます。

基本使用料の料金種別	適用
タブレットプランds、LTEフラットfor DATA (m) ds又はタブレットプランds (L)	(29)
Quastationプランds	(31)

サ 基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア) LTEデュアルに係るもの

区分	変更後の基本使用料の適用
① ②以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、その請求が、端末設備の購入と同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。
② LTEプラン及びオフィスケータイプランの間の変更、LTEプラン（V）及びオフィスケータイプラン（V）の間の変更並びにカケホ（ケータイ/V）からオフィスケータイプラン（VK）への変更（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）又は特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V - ii）の適用の開始又は廃止を伴わないものに限り）の場合	その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、LTE契約者から要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

(イ) LTEシングルに係るもの

変更後の基本使用料の適用
その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、その請求が、端末設備の購入と同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

シ LTEサービスの契約者回線について、LTEサービスの種類

	<p>の変更による新たな端末設備を接続する請求があった場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後のLTEサービスにおいて選択した料金種別による基本使用料を適用するものとします。</p> <p>ただし、その請求が、端末設備の購入と同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後のLTEサービスにおいて選択した料金種別による基本使用料を適用するものとします。</p>												
<p>(4)の2 LTEモジュールの基本使用料の料金種別の選択等</p>	<p>ア LTEモジュールの基本使用料には、次の種別があります。</p> <table border="1" data-bbox="470 488 1460 745"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td>L T E</td> <td>L o w</td> </tr> <tr> <td>L T E</td> <td>M i d</td> </tr> <tr> <td>L T E</td> <td>H i g h</td> </tr> <tr> <td colspan="2">L T Eモジュールフラット</td> </tr> <tr> <td colspan="2">L T Eモジュールダブル定額</td> </tr> </table> <p>イ LTEモジュール契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。この場合、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線については、包括回線グループを単位として選択していただきます。</p> <p>ウ LTEモジュール契約者は、基本使用料の料金種別の変更を請求することはできません。</p>	基本使用料の料金種別		L T E	L o w	L T E	M i d	L T E	H i g h	L T Eモジュールフラット		L T Eモジュールダブル定額	
基本使用料の料金種別													
L T E	L o w												
L T E	M i d												
L T E	H i g h												
L T Eモジュールフラット													
L T Eモジュールダブル定額													
<p>(4)の3 ジュニアスマートフォン等の選択に係るアップグレードプログラムの取扱い</p>	<p>次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があった場合（その選択又は変更の際しての特定の端末設備（それぞれ(4)欄に定めるものをいいます。）の購入が、当社の個別信用購入あっせん契約約款又は個品割賦販売契約約款に基づく分割払い（その支払回数が36回であるものに限ります。）の方法により行われた場合に限ります。）、その契約者回線の契約者から、当社の「アップグレードプログラム（ジュニア）利用規約」に定めるアップグレードプログラム（ジュニア）の適用の申込みがあったものとみなして取り扱います。この場合において、アップグレードプログラム（ジュニア）の適用については、その利用規約に定めるところによります。</p> <table border="1" data-bbox="470 1451 1460 1574"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td colspan="2">ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォン（V）、mamorinoWatchプラン</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別		ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォン（V）、mamorinoWatchプラン									
基本使用料の料金種別													
ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォン（V）、mamorinoWatchプラン													
<p>(4)の4 スーパーケーホ（V・a）の選択に係るアップグレードプログラムの取扱い</p>	<p>次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があった場合（その選択又は変更の際しての特定の端末設備（(4)欄に定めるものをいいます。）の購入が、当社の個別信用購入あっせん契約約款又は個品割賦販売契約約款に基づく分割払い（その支払回数が24回であるものに限ります。）の方法により行われた場合に限ります。）、その契約者回線の契約者から、当社の「アップグレードプログラム（a）利用規約」に定めるアップグレードプログラム（a）の適用の申込みがあったものとみなして取り扱います。この場合において、アップグレードプログラム（a）の適用については、その利用規約に定めるところによります。</p>												

基本使用料の料金種別									
スーパーカケホ (V・a)									
(5) 第2種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い (2年契約、2年契約(自動更新なし))	<p>ア 第2種定期LTE契約に係る基本使用料については、そのタイプ種別及び料金種別に応じて、2-1-1の(2)又は2-1-2の(2)に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、そのタイプ種別の第2種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日(他のタイプ種別の第2種定期LTE契約からの契約変更の場合は、その契約変更日を含む料金月の初日、他の種別の定期LTE契約からの契約変更の場合は、第2種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日とします。)からとします。</p> <p>ウ 第2種定期LTE契約の解除があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外により第2種定期LTE契約の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 一般LTE契約への契約変更があったとき(3に該当するときを除きます。)</td> <td>その契約変更日を含む料金月の末日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>3 一般LTE契約若しくは他のタイプ種別の第2種定期LTE契約への契約変更又は一般au契約への契約移行があったとき(一般LTE契約への契約変更又は一般au契約への契約移行については、その申出と同時に、障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又はWIN約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。)</td> <td>その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 第2種定期LTE契約(タイプIIに限ります。)への契約変更(一般LTE契約又は第2種定期LTE契約(タイプIに限ります。)からのものに限ります。)又は契約移行があった場合であって、契約変更前又は契約移行前のLTE契約又はau契約に係る基本使用料の料金種別が次表に定めるもの以外であるとき、その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の初日から契約変更後又は契約移行後の第2種定期LTE契約(タイプIIに限ります。)に係る基本使用料の料金種別の適用を開始する日の前日までの間、</p>	区分	第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用	1 2又は3以外により第2種定期LTE契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。	2 一般LTE契約への契約変更があったとき(3に該当するときを除きます。)	その契約変更日を含む料金月の末日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。	3 一般LTE契約若しくは他のタイプ種別の第2種定期LTE契約への契約変更又は一般au契約への契約移行があったとき(一般LTE契約への契約変更又は一般au契約への契約移行については、その申出と同時に、障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又はWIN約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。)	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。
区分	第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用								
1 2又は3以外により第2種定期LTE契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。								
2 一般LTE契約への契約変更があったとき(3に該当するときを除きます。)	その契約変更日を含む料金月の末日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。								
3 一般LTE契約若しくは他のタイプ種別の第2種定期LTE契約への契約変更又は一般au契約への契約移行があったとき(一般LTE契約への契約変更又は一般au契約への契約移行については、その申出と同時に、障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又はWIN約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。)	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。								

	<p>契約変更又は契約移行を行う前のLTE契約又はau契約の契約種別に応じて、そのLTE契約又はau契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">LTE契約に係るもの</td> <td rowspan="2">第1種LTEデュアル</td> <td>カテゴリーI</td> <td>カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーII</td> <td>シンプル、カケホ、スーパーカケホ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種LTEデュアル</td> <td>カテゴリーI</td> <td>カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーII</td> <td>シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）</td> </tr> <tr> <td>au契約に係るもの</td> <td>カテゴリーI</td> <td>カケホ（3Gケータイ・データ付）、カケホ（3Gケータイ）</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基本使用料の料金種別		LTE契約に係るもの	第1種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）	カテゴリーII	シンプル、カケホ、スーパーカケホ	第2種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）	カテゴリーII	シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）	au契約に係るもの	カテゴリーI	カケホ（3Gケータイ・データ付）、カケホ（3Gケータイ）
区分		基本使用料の料金種別																	
LTE契約に係るもの	第1種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）																
		カテゴリーII	シンプル、カケホ、スーパーカケホ																
	第2種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）																
		カテゴリーII	シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）																
au契約に係るもの	カテゴリーI	カケホ（3Gケータイ・データ付）、カケホ（3Gケータイ）																	
(5)の2 第3種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い	<p>ア 第3種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-2の(3)に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第3種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第3種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。</p> <p>ウ 第3種定期LTE契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のLTE契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第3種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p>																		
(5)の3 第4種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い	<p>ア 第4種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-2の(4)に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第4種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第4種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。</p> <p>ウ 第4種定期LTE契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のLTE契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第4種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p>																		
(5)の4 第5種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い	<p>ア 第5種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-2の(5)に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第5種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第5種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。</p> <p>ウ 第5種定期LTE契約の解除があったときは、その契約解除日</p>																		

	<p>の前日（他の種別のLTE契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第5種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p>												
<p>(5)の5 第6種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>ア 第6種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-2の(6)に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 第6種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第6種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。</p> <p>ウ 第6種定期LTE契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（他の種別のLTE契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。）まで第6種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。</p>												
<p>(6) 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用 (スマイルハート割引)</p>	<p>ア 障がい者等に係る基本使用料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、その契約者が次表の適用条件のいずれかに該当する者（以下「障がい者等」といいます。）である場合に、その契約者回線に係る基本使用料について、2-1-1の(1)に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>② 知的障がい者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発見第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>③ 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>④ 特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和48年衛発第242号公衆衛生局長通知）に規定する特定疾患治療研究事業対象疾患であることについて証明書（特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証をいいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>⑤ 指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> </div> <p>(イ) 料金額</p> <p style="text-align: right;">1契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</th> <th style="text-align: center;">料金額 税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1種</td> <td style="text-align: center;">カテゴ</td> <td style="text-align: center;">LTEプラン</td> <td style="text-align: center;">934円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">LTE</td> <td style="text-align: center;">リー-I</td> <td style="text-align: center;">LTEプランS</td> <td style="text-align: center;">998円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額	第1種	カテゴ	LTEプラン	934円	LTE	リー-I	LTEプランS	998円
区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額										
第1種	カテゴ	LTEプラン	934円										
LTE	リー-I	LTEプランS	998円										

デュアル		カケホ	2,500円	
		スーパーカケホ	1,500円	
		ジュニアスマートフォンプラン	3,620円	
		カケホ（ケータイ/V）	2,000円	
		スーパーカケホ（ケータイ/V）	1,000円	
		VKプランM	1,620円	
		VKプランS	998円	
		VKプラン	998円	
		カテゴリーⅡ	シンプル	780円
		カケホ	2,280円	
		スーパーカケホ	1,280円	
	第2種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	LTEプラン（V）	934円
			カケホ（V）	2,500円
スーパーカケホ（V）			1,500円	
スーパーカケホ（V・a）			2,190円	
ジュニアスマートフォンプラン（V）			3,620円	
カケホ（ケータイ/V）			2,000円	
スーパーカケホ（ケータイ/V）			1,000円	
VKプランM			1,620円	
VKプランS			998円	
VKプラン			998円	
mamorino Watchプラン			998円	
カテゴリーⅡ		シンプル（V）	780円	
		カケホ（V）	2,280円	
	スーパーカケホ（V）	1,280円		
	ジュニアケータイプラン	500円		
<p>イ 本割引は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線（その契約者が、アの（ア）に定める適用条件のいずれかに該当するものに限り、選択することができます。）であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>（ア） 定期LTE契約に係るもの。</p> <p>（イ） （8）の適用を受けているもの。</p> <p>（ウ） 第2（通話料）1（適用）（19）又は（23）の適用を受けているもの。</p> <p>ウ 本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社所定の書面により申し出ていただきます。この場合において、契約者は、その書面の記載内容を証明する書類を提示していただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾します。</p> <p>（ア） 当社との間で締結している他の契約者回線又はWIN契約者回線（それぞれの契約者名義が、申出のあった契約者回線と同一のものに限り、）について、本割引又はWIN約款に定める本</p>				

割引に相当する基本使用料の割引の適用を受けているとき。

(イ) 特定事業者との間で締結している他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線と同一のものに限ります。）について、特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定める本割引に相当する基本使用料の割引の適用を受けているとき。

オ 本割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日からとします。

ただし、その申出が、LTEシングルからのLTEサービスの種類の変更又はau契約（auパッケージに係るものに限ります。）からの契約移行と同時に行われた場合は、LTEサービスの種類の変更日又は契約移行日からとします。

カ 本割引の適用を受けている契約者は、次のことを守っていただきます。

(ア) 障がい者等でなくなった場合、又はあらかじめ申し出た内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。

(イ) 自己以外の者に不正に利用させないこと。

(ウ) その他本割引に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社が執る措置に従っていただくこと。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、その適用を廃止します。

(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTE契約の解除があったとき。

(エ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(オ) エの規定に適合しないことが判明したとき。

(カ) その契約者がカの規定に違反したとき。

ク 本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 キの(ウ)又は(エ)の規定により本割引の適用を廃止したとき（契約変更又は第2種定期au契約への契約移行に係	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

	<p>るものを除きます。)</p> <p>3 契約者から本割引の適用を廃止する申出あったとき。</p>	<p>その申出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</p>												
<p>(7) 複数回線複合割引の適用 (家族割、法人割)</p>	<p>ア 複数回線複合割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（イに定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（第2種定期LTE契約に係るもの、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの又は(6)の適用を受けているものを除きます。）に関する基本使用料について、2-1-1の(1)に規定する料金額に0.25を乗じて得た額の割引きを行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="467 739 1466 1283"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種 LTE デュアル</td> <td>カテゴリーⅠ</td> <td>カケホ、スーパーカケホ、ジュニアスマートフォンプラン、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーⅡ</td> <td>シンプル、カケホ、スーパーカケホ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種 LTE デュアル</td> <td>カテゴリーⅠ</td> <td>カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、mamorinoWatchプラン</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーⅡ</td> <td>シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、ジュニアケータイプラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本割引に係る割引選択回線とは、本割引を選択する契約者回線、当社のWIN約款に定める複数回線複合割引を選択するWIN契約者回線又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定める複数回線複合割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線をいいます。</p> <p>ウ 本割引は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) (10)の適用を受けているもの</p> <p>(イ) 第2（通話料）1（適用）(27)又は(28)の適用を受けているもの</p> <p>エ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。</p> <p>オ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) 指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、WIN契約</p>	区分		基本使用料の料金種別	第1種 LTE デュアル	カテゴリーⅠ	カケホ、スーパーカケホ、ジュニアスマートフォンプラン、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ	第2種 LTE デュアル	カテゴリーⅠ	カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、mamorinoWatchプラン	カテゴリーⅡ	シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、ジュニアケータイプラン
区分		基本使用料の料金種別												
第1種 LTE デュアル	カテゴリーⅠ	カケホ、スーパーカケホ、ジュニアスマートフォンプラン、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）												
	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ												
第2種 LTE デュアル	カテゴリーⅠ	カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、mamorinoWatchプラン												
	カテゴリーⅡ	シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、ジュニアケータイプラン												

- 者回線及び他網契約者回線の数が2以上10以下でないとき。
- (イ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (ウ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
 - (エ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。
 - (オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- キ 当社は、1の割引選択回線群を構成する契約者回線に係る契約者名義が異なる場合であっても、通信料明細内訳書の発行その他の取扱いについて、同一の契約者名義とみなして取り扱います。
- ク 本割引の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位（通則第8項第4号の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。）で行います。
- ケ 本割引の適用の開始は、オに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。
- コ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
- (ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
 - (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
 - (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
 - (エ) LTE契約の解除があったとき。
 - (オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
 - (カ) その他力のいずれかに該当することとなったとき。
- サ コの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
- この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 LTEサービスの	一時休止日、契約解除日又はLTEサー

	<p>利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>ビスの種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>シ サの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(8)又は第2(通話料)1(適用)(22)若しくは(23)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>セ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ソ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額(当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。)又はその目安となる金額を通知します。</p> <p>ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>タ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報(特定割引の適用に必要な範囲に限ります。)を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>		
<p>(8) 契約者を単位とする基本使用料割引Iの適用 (グループディスカウント)</p>	<p>ア 契約者を単位とする基本使用料割引I(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線群((ア)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線(基本使用料の料金種別が(ウ)に定めるもの又は(7)の適用を受けているものを除きます。)に関する基本使用料について、(イ)に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 割引選択回線</p> <table border="1" data-bbox="470 1729 1461 1982"> <tr> <th data-bbox="470 1729 1461 1774">割引選択回線</th> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1774 1461 1982"> <p>本割引を選択する契約者回線、当社のWIN約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Iを選択するWIN契約者回線又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引I(以下この(8)欄において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線</p> </td> </tr> </table> <p>(イ) 割引額</p>	割引選択回線	<p>本割引を選択する契約者回線、当社のWIN約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Iを選択するWIN契約者回線又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引I(以下この(8)欄において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線</p>
割引選択回線			
<p>本割引を選択する契約者回線、当社のWIN約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Iを選択するWIN契約者回線又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引I(以下この(8)欄において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線</p>			

1 契約ごとに

その料金月の割引選択回線群を構成する契約者回線（（7）の適用を受けているものを除きます。）、WIN契約者回線及び他網契約者回線の数	割引額
2以上4以下の場合	その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額
5以上49以下の場合	その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額
50以上999以下の場合	その料金月の基本使用料に0.25を乗じて得た額
1000以上の場合	その料金月の基本使用料に0.28を乗じて得た額

（ウ）基本使用料の料金種別

基本使用料の料金種別
カケホ、スーパーカケホ、シンプル、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、シンプル（V）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）

イ 本割引は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア）定期LTE契約に係るもの

（イ）基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォン（V）、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの

（ウ）（6）又は（10）の適用を受けているもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線の数2以上でないとき。

（イ）その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（ウ）その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（エ）その申出のあった契約者回線が、第2（通話料）1（適用）（22）又は（23）を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線及び他網

契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、その契約者回線に係る基本使用料の料金種別ごとに料金月単位（通則第8項第4号の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。）で行います。

キ 本割引の適用は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、au契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）から開始します。

ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) LTE契約の解除があったとき。

(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(カ) その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。

ケ クの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又は	一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とし

	<p>LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>ます。</p> <p>コ ケの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引、(7)又は第2（通話料）1（適用）(22)若しくは(23)の適用の申込み（WIN約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>サ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>シ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ス 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り。）又はその目安となる金額を通知します。 ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>セ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限り。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>								
<p>(9) 包括回線グループを単位とする基本使用料割引の適用 (シングル大口回線割引)</p>	<p>ア 包括回線グループを単位とする基本使用料割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、あらかじめ契約者が選択した包括回線グループを構成する契約者回線に係る基本使用料について、包括回線グループを単位として次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="469 1688 1465 2020"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 1688 970 1771">その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数</th> <th data-bbox="975 1688 1465 1771">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 1778 970 1854">50 以上 149 以下の場合</td> <td data-bbox="975 1778 1465 1854">その料金月の基本使用料に 0.10 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1861 970 1937">150 以上 249 以下の場合</td> <td data-bbox="975 1861 1465 1937">その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1944 970 2020">250 以上 499 以下の場合</td> <td data-bbox="975 1944 1465 2020">その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数	割引額	50 以上 149 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.10 を乗じて得た額	150 以上 249 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額	250 以上 499 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額
その料金月の包括回線グループを構成する契約者回線の数	割引額								
50 以上 149 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.10 を乗じて得た額								
150 以上 249 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.15 を乗じて得た額								
250 以上 499 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.20 を乗じて得た額								

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="470 152 949 235">500 以上 999 以下の場合</td> <td data-bbox="973 152 1476 235">その料金月の基本使用料に 0.30 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 235 949 324">1,000 以上の場合</td> <td data-bbox="973 235 1476 324">その料金月の基本使用料に 0.40 を乗じて得た額</td> </tr> </table>	500 以上 999 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.30 を乗じて得た額	1,000 以上の場合	その料金月の基本使用料に 0.40 を乗じて得た額		
500 以上 999 以下の場合	その料金月の基本使用料に 0.30 を乗じて得た額						
1,000 以上の場合	その料金月の基本使用料に 0.40 を乗じて得た額						
(10) 契約者を単位とする金額指定割引の適用 (まるごとビジネス割引)	<p>イ 本割引は、LTEモジュールの契約者回線であって、基本料の料金種別が次のいずれかに該当するものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) LTEモジュールフラット</p> <p>(イ) LTEモジュールダブル定額</p> <p>ウ 当社は、本割引の適用の申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者が、包括回線グループに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>エ 本割引の適用の開始は、イの規定により本割引の申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。</p> <p>オ 当社は、契約者から、本割引の適用を受けている包括回線グループを構成する全ての契約者回線について、一括して本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEモジュール契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) ウの(ア)から(ウ)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>カ オの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="470 1310 1460 1601"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 1310 837 1355">区分</th> <th data-bbox="837 1310 1460 1355">本割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 1355 837 1489">1 2 以外により本割引の適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="837 1355 1460 1489">その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1489 837 1601">2 LTEモジュール契約の解除があったとき。</td> <td data-bbox="837 1489 1460 1601">契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ア 契約者を単位とする金額指定割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群((イ)に定める割引選択回線により構成される回線群であって、契約者からあらかじめ(ウ)に定める指定期間及び指定金額の指定があったものをいいます。以下この欄において同じとします。)を構成するその契約者回線(LTEシングルに係るものを除きます。)に係る基本使用料について、(エ)に定める割引率を乗じて得た額(その料金月中に基本使用料の料金種別の</p>	区分	本割引の適用	1 2 以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。	2 LTEモジュール契約の解除があったとき。	契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
区分	本割引の適用						
1 2 以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。						
2 LTEモジュール契約の解除があったとき。	契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。						

変更があったときは、同一の基本使用料の料金種別が連続して適用されているその料金月中の期間ごとに日割り後の基本使用料の額（その期間中の基本使用料の料金種別に応じて定まる基本使用料の額をその期間中の日数に応じて日割りして得た額をいいます。）を算出し、その算出して得た日割り後の基本使用料の額のそれぞれに、その基本使用料の料金種別に応じて定まる（エ）に定める割引率を乗じて得た額を総合計して得た額とします。以下この欄において「本割引に係る基本使用料割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。

（ア） 定額料

1 割引選択回線群ごとに月額

料金額
税抜額 1,000 円

（イ） 割引選択回線

割引選択回線
<p>本割引を選択する契約者回線、当社のWIN約款に定める契約者を単位とする金額指定割引（以下この(10)において「WIN割引」といいます。）を選択するWIN契約者回線又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定める契約者を単位とする金額指定割引（以下この(10)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線をいいます。</p>

（ウ） 指定期間及び指定金額

区分	
指定期間	指定金額
	税抜額
1 年	50,000 円
	300,000 円
	1,000,000 円
	5,000,000 円
	10,000,000 円
	30,000,000 円
	50,000,000 円
2 年	50,000 円
	300,000 円
	1,000,000 円
	5,000,000 円
	10,000,000 円
	30,000,000 円
	50,000,000 円
3 年	50,000 円
	300,000 円
	1,000,000 円
	5,000,000 円
	10,000,000 円

	30,000,000円
	50,000,000円

(エ) 割引率

基本使用料の料金種別	割引率
下欄以外の料金種別	50%
カテゴリーⅠのカケホ又はカケホ(V)	35.7%
カテゴリーⅠのスーパーカケホ又はスーパーカケホ(V)	46.87%
スーパーカケホ(V・a)	38.56%
カケホ(ケータイ/V)	40.54%
スーパーカケホ(ケータイ/V)	55.55%
シンプル又はシンプル(V)	60.48%
カテゴリーⅡのカケホ又はカケホ(V)	37.68%
カテゴリーⅡのスーパーカケホ又はスーパーカケホ(V)	50.33%

イ 本割引は、LTEサービス(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 第2種定期LTE契約に係るもの

(イ) 基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォン(V)、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの

(ウ) (6)、(7)又は(8)の適用を受けているもの

(エ) 第2(通話料)1(適用)(19)又は(23)の適用を受けているもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、1の割引選択回線群について1の割引選択代表回線(本割引、WIN割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する1の契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)でないとき。

(イ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であって、指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線の数が2以上でないとき。

(ウ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(エ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(カ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、(ア)に定める契約者回線群割引前月間累計額に当社のWIN約款に定める契約者回線群割引前月間累計額（その割引選択回線群を構成するWIN契約者回線に係るものに限ります。）及び特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定める契約者回線群割引前月間累計額（その割引選択回線群を構成する他網契約者回線に係るものに限ります。）を加算した額（以下、この欄及び、第2（通話料）1（適用）(26)において「月間利用額」といいます。）が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たないときは、(イ)に定める要支払額を支払っていただきます。

ただし、本割引、当社のWIN約款又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款の規定に基づいて、その割引選択回線群が初めて構成された日（以下、この欄及び第2（通話料）1（適用）(26)において「割引選択回線群構成日」といいます。）を含む料金月については、この限りではありません。

(ア) 契約者回線群割引前月間累計額

契約者回線群割引前月間累計額

その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線において、その基本使用料の料金種別に応じて、その料金月に生じた次の①及び②の料金額の合計額

① 基本使用料の額

② 第2（通話料）1（適用）(26)のアに定める月間累計額

(イ) 要支払額

次式により算出した額

$\text{要支払額} = \text{未達額} \times 50\%$
--

(注) 上式において、未達額とは、その指定金額から月間利用額を減じて得た額とします。
--

キ 本割引の計算は、料金月単位（通則第8項第4号の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。）で行います。

ク 本割引の適用は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、au契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）から開始します。

ケ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約

者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

- (ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) LTE契約の解除があったとき。
- (オ) その他オのいずれか（(イ)を除きます。）に該当することとなったとき。

コ ケの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

サ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本用料について、本割引の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	一時休止日又は契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

シ サの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引、(7)、(8)若しくは(29)又は第2（通話料）1（適用）(19)若しくは(23)の適用の申込み（WIN約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

ス ケの規定によるほか、当社は、割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、あらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる料金月の末日をもって、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、本割引の適用を廃止します。

セ 当社は、スの規定により本割引の適用を廃止したときは、その全ての契約者回線について、廃止日の翌日に、廃止前に適用を受けていたものと同じ指定期間及び指定金額を指定して、新たに本割引の適用の申出があったものとみなして取り扱います。

ただし、廃止日を含む料金月の翌料金月中に、契約者から新たに本割引の適用を選択しない旨の申出があった場合は、この限り

ではありません。

ソ 契約者は、アに規定する指定期間又は指定金額の変更（指定期間を変更する場合は変更前の指定期間より長期のものへの、指定金額を変更する場合は変更前の指定金額より高額のものへの変更に限ります。）を行うことができます。

この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

タ 本割引が適用される料金月において、契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係るLTEサービス又はauサービスの利用の一時中断又は利用中止があった場合でも、ア及びカの規定を適用します。

チ 割引選択代表回線がWIN契約者回線又は他網契約者回線である場合、契約者は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

ツ 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通信を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

テ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ト 定額料については、日割りは行いません。

ナ 契約者は、割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、あらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる料金月の末日が到来する前に、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線に係る本割引の適用の廃止（その割引選択回線群を構成するWIN契約者回線又は他網契約者回線の数1以上となる場合を除きます。以下このナにおいて「割引選択回線群の廃止」といいます。）があったときは、その指定期間に応じて、次表に規定する額を支払っていただきます。

1 割引選択回線群ごとに

指定期間	支払いを要する額
	割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して割引選択回線群の廃止があった日を含む料金月までの次表に定める契約者回線群本割引等割引額に次の率を乗じて得た額
	契約者回線群本割引等割引額
	その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線に係る次の(ア)から(ク)の合計額 (ア) 本割引に係る基本使用料割引額

		<p>(イ) 当社のW I N約款に定める本割引に係る基本使用料割引額</p> <p>(ウ) 特定事業者のL T E約款及びW I N約款に定める本割引に係る基本使用料割引額</p> <p>(エ) 第2(通話料)1(適用)(26)のアに定める本割引に係る通話料割引額</p> <p>(オ) 当社のW I N約款に定める本割引に係る通話料割引額</p> <p>(カ) 特定事業者のL T E約款及びW I N約款に定める本割引に係る通話料割引額</p> <p>(キ) 当社のW I N約款に定める本割引に係るパケット通信料割引額</p> <p>(ク) 特定事業者のW I N約款に定める本割引に係るパケット通信料割引額</p>
	1年	75%
	2年	73%
	3年	71%
	<p>ニ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>又 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、W I N契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、W I N契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ネ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報(特定割引の適用に必要な範囲に限ります。)を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>	
(11) 契約移行に係るオプション機能使用料の取扱い	<p>ア 当社は、オプション機能(次表に定めるものを除きます。以下この欄において「L T Eオプション機能」といいます。)の提供の請求があった場合であって、その請求がa u契約(そのW I N契約者回線について、請求のあったL T Eオプション機能に相当するオプション機能(以下この欄において「W I Nオプション機能」といいます。)の提供を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時に行われたものであるとき(その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)は、契約移行のあった日を含む料金月のそのオプション機能使用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日(その料金月において、そのW I Nオプション機能の提供の開始があった場合は、その日とします。)から、そのL T Eオプション機能</p>	

	<p>オン機能の提供があったものとみなして取り扱います。</p> <p>割込通話機能、LTE NET機能、LTE NET for DATA機能、番号変換機能、番号変換文字メッセージ受信機能、WiMAX利用機能</p> <p>イ au契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのWIN契約者回線について、契約移行前の契約者回線について提供を受けていたLTEオプション機能に相当するWINオプション機能の提供の請求があったときは、契約移行の日を含む料金月のそのLTEオプション機能に係るオプション機能使用料については、当社のWIN約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>				
<p>(12) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 当社は、海外ローミング機能について、2（料金額）に規定する国又は地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備又は機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）及び別表1（オプション機能）8欄に規定する利用形態に応じて、オプション機能使用料を適用します。</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は、ナンバーシェア主回線に接続されている移動無線装置が海外利用地域に在圏している場合であって、その契約者回線又はその契約者回線に係るナンバーシェア副回線への通話があったときは、その着信に回答した契約者回線にかかわらず、ナンバーシェア主回線について着信通話利用があったものとして、その契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する海外利用地域に応じて、オプション機能使用料を適用します。</p> <p>ウ 着信通話利用に係る料金額として、2（料金額）に規定する料金額は、海外ローミング機能の利用に係るオプション機能使用料のほか、当社の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話に係る通話料を含みます。</p> <p>エ 当社が別に定める番号をダイヤルして外国事業者の電気通信サービスを利用した場合については、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: center;">1の利用につき利用時間1分までごとに</p> <table border="1" data-bbox="467 1525 1465 1615"> <thead> <tr> <th>海外利用地域</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大韓民国</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	海外利用地域	料金額	大韓民国	500円
海外利用地域	料金額				
大韓民国	500円				
<p>(13) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への2段階定額制の適用（海外ダブル定額</p>	<p>ア 当社は、海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用（(13)の2の適用を受けるものを除き、別表3に規定する海外利用地域に係るものに限ります。）に係るものに限ります。以下「特定海外ローミング機能使用料」といいます。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能2段階定額制」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1契約ごとに日額</p>				

	2（料金額）に規定する料金額により算定した特定海外ローミング機能使用料の1日あたりの合計額	料金額				
	0円以上1,980円以下の場合	2（料金額）に規定する料金額により算定した額				
	1,981円以上40,000円以下の場合	1,980円				
	40,001円以上41,000円以下の場合	2（料金額）に規定する料金額により算定した額から40,000円を差し引いた額に1,980円を加算した額				
	41,001円以上の場合	2,980円				
	備考 この表に規定する1日とは、本邦の時刻の午前0時00分00秒から午後11時59分59秒までの間をいいます。					
	イ 海外ローミング機能2段階定額制は、LTEサービス又はLTEデータプリペイドの契約者回線に限り、適用します。					
(13)の2 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への定額制の適用（世界データ定額）	<p>ア 当社は、ウに定める利用開始登録があった場合に、その登録が完了した時点から起算して24時間が経過するまでの間（以下「海外定額制選択期間」といいます。）、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外LTE NET 利用又は海外LTE NET for DATA利用（別表3に規定する海外利用地域に係るもの）に限り、適用します。以下「海外定額対象利用」といいます。）に係るもの）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能定額制」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに</p> <table border="1" data-bbox="467 1323 1465 1408"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1323 965 1366">区分</th> <th data-bbox="965 1323 1465 1366">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1366 965 1408">定額料</td> <td data-bbox="965 1366 1465 1408">980円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 海外ローミング機能定額制は、海外定額対象回線（LTEサービスの契約者回線（当社が別に定めるところにより、海外ローミング機能定額制の適用拒否に係る登録が完了したものを除きます。）、第3（データ通信料）1（適用）（6）の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものをいいます。以下同じとします。）に限り、適用を受けることができます。</p> <p>ウ 海外定額対象回線の契約者は、海外ローミング機能定額制の適用（海外定額制選択期間の経過後の新たな適用を含みます。）を受けるにあたり、当社が別に定める方法により、利用開始登録を行っていただきます。</p> <p>エ 当社は、海外ローミング機能定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、その適用を廃止します。 （ア） データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき。</p>		区分	料金額	定額料	980円
区分	料金額					
定額料	980円					

	<p>(イ) 海外ローミング機能定額制の適用拒否の登録があり、その登録が完了したとき。</p> <p>オ ウに定める利用開始登録を行った契約者回線の契約者は、海外定額制選択期間における海外定額対象利用の有無にかかわらず又は 24 時間に満たない時間の海外定額対象利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。</p> <p>カ 海外ローミング機能定額制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
(14) 特定料金種別の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱い I	<p>ア 特定料金種別（第 2（通話料） 1（適用）(12)の 2 に定めるものをいいます。以下同じとします。）を選択している LTE 契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外 LTE NET 利用又は海外 LTE NET for DATA 利用に係るものを除きます。）について、その契約者回線に係る、第 2（通話料） 1（適用）(12)の 4 に定める国際 SMS 送信料控除可能額から国際 SMS 送信料控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミング通話料金控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「海外ローミング通話料金控除額」といいます。）が海外ローミング通話料金控除可能額に満たない場合は、(14)の 2 に規定する取扱いを行います。</p>
(14) の 2 特定料金種別の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱い II	<p>特定料金種別を選択している LTE 契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（(13)又は(13)の 2 の適用を受けるものを除き、海外 LTE NET 利用又は海外 LTE NET for DATA 利用に係るものに限ります。）について、その契約者回線に係る、海外ローミング通話料金控除可能額から海外ローミング通話料金控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミングデータ料金控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p>
(15) 繰越控除可能額に係る海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱い I	<p>ア LTE 契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外 LTE NET 利用又は海外 LTE NET for DATA 利用に係るものを除き、(14)の適用による場合は、適当した後の料金とします。）について、その契約者回線に係る、第 2（通話料） 1（適用）(15)に定める国際 SMS 送信料繰越控除可能額から国際 SMS 送信料繰越控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミング通話料金繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ 当社は、LTE デュアルの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「海外ローミング通話料金繰越控除額」といいます。）が海外ローミング通話料金繰越控除可能額に満たない場合は、(15)の 2 に規定する取扱いを行います。</p>
(15) の 2 繰越控除可能額に係	<p>LTE 契約者は、その LTE サービス (LTE デュアルに限ります。)の契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料</p>

<p>る海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いⅡ</p>	<p>((13)又は(13)の2の適用を受けるものを除き、海外LTE NET 利用又は海外LTE NET for DATA利用に係るものに限りに、(14)の2の適用による場合は、適当した後の料金とします。)について、その契約者回線に係る、海外ローミング通話料金繰越控除可能額から海外ローミング通話料金繰越控除額を差し引いた額を上限とする額(以下「海外ローミングデータ料金繰越控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。</p>						
<p>(16) 番号変換機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 別表1(オプション機能)に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第56条(基本使用料等の支払義務)第1項の規定にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日(その番号変換機能の提供を開始した日とその契約者回線が所属するユーザグループ(同欄に規定するユーザグループをいいます。以下同じとします。)が構成された日(以下この欄において「構成日」といいます。)とが同日の場合は、その番号変換機能の提供を開始した日とします。)から起算してその番号変換機能の廃止があった日までの期間中の料金月の末日(その料金月において番号変換機能の廃止(そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線(同欄に規定するユーザグループ構成回線をいいます。以下同じとします。)の数が0となるものに限ります。)があったときは、その廃止日(以下「ユーザグループ廃止日」といいます。)とします。)においてユーザグループ代表者(同欄に規定するユーザグループ代表者をいいます。以下同じとします。)である場合、そのユーザグループに係る番号変換機能に係るその料金月のオプション機能使用料(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合又はユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて日割りした額とします。)について、2(料金額)に規定する料金の支払いを要します。</p> <table border="1" data-bbox="466 1355 1460 1691"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1355 721 1400">区分</th> <th data-bbox="721 1355 1460 1400">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1400 721 1523">適用開始日</td> <td data-bbox="721 1400 1460 1523">その料金月の初日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1523 721 1691">適用終了日</td> <td data-bbox="721 1523 1460 1691">その料金月の末日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 番号変換機能に係るオプション機能使用料については、第56条(基本使用料等の支払義務)第2項の規定中、「au(LTE)通信サービスを全く利用することができない状態」を「所属するユーザグループに係る全てのユーザグループ構成回線から内線番号(別表1(オプション機能)10欄に規定する内線番号をいいます。)による通話の発信ができない状態」に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p>	区分	基本使用料の適用	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日)
区分	基本使用料の適用						
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日)						
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日)						
<p>(17) 保留転送機</p>	<p>ア 別表1(オプション機能)に規定する保留転送機能の提供を受</p>						

<p>能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>けている契約者回線の契約者は、第 56 条（基本使用料等の支払義務）第 1 項の規定にかかわらず、その保留転送機能の提供を開始した日の翌日から起算してその保留転送機能の廃止があった日（料金月の末日以外の日にLTE契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日）までの期間（以下この欄において「オプション機能使用料の支払いを要する期間」といいます。）について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します</p> <p>イ 保留転送機能に係るオプション機能使用料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>ウ 当社は、オプション機能使用料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、その提供日数に応じてオプション機能使用料を日割りします。</p>
<p>(18) 番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 別表 1（オプション機能）に規定する番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料は、その料金月の初日に登録されているログインID（別表 1（オプション機能）13 欄の備考に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係るログインID利用者（そのログインIDにより特定される特定固定サービスの電気通信回線に係る契約を締結している者をいいます。以下同じとします。）に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>イ 当社は、通則第 8 項の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。</p>
<p>(19) LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 別表 1（オプション機能）に規定するLTE NET機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、同 15 欄に規定するwebフィルタリング・カスタマイズ機能を利用する場合、2（料金額）に規定するwebフィルタリング・カスタマイズ機能の利用に係る加算額の支払いを要します。</p> <p>イ アに規定する加算額は、webフィルタリング・カスタマイズ機能の利用日数に応じて日割りします。</p> <p>ウ LTE契約者は、以下のいずれかに該当する場合であって、その契約移行のあった日を含む料金月において、WIN約款に定めるIS NET機能に係るパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）を行ったときは、その料金月のLTE NET機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p> <p>（ア） そのLTE契約が、au契約（そのWIN契約者回線について、当社のWIN約款に定めるIS NET機能の提供を受けているものに限り、）からの契約移行により締結されたものであるとき。</p>

	<p>(イ) a u 契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのWIN契約者回線について、WIN約款に定めるIS NET機能の提供の請求があったとき。</p> <p>エ LTE契約者（その契約者回線の基本使用料の料金種別がmamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン又はQuastationプランdsのものに限ります。）は、LTE NET機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p> <p>オ 第3種LTEデュアルの契約者回線の契約者は、LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p>									
<p>(20) テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 当社は、料金月の起算日以外の日、別表1（オプション機能）に規定するテザリング利用機能の提供の開始又は廃止があった場合、通則第8項の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。</p> <p>イ LTE契約者は、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合（特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（V）（データ定額 20（V）又はデータ定額 30（V）に限ります。）の適用を受けている場合を除きます。）、その料金月のテザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="467 981 1465 1485"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種 LTE デュアル</td> <td>カテ ゴリ ーI</td> <td>LTEプランS、カケホ、スーパーカケホ、ジュニアスマートフォンプラン、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）</td> </tr> <tr> <td>第2種 LTE デュアル</td> <td>カテ ゴリ ーI</td> <td>カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、ジュニアスマートフォン（V）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン又はオフィスケータイプラン（VK）</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基本使用料の料金種別	第1種 LTE デュアル	カテ ゴリ ーI	LTEプランS、カケホ、スーパーカケホ、ジュニアスマートフォンプラン、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）	第2種 LTE デュアル	カテ ゴリ ーI	カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、ジュニアスマートフォン（V）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン又はオフィスケータイプラン（VK）
区分		基本使用料の料金種別								
第1種 LTE デュアル	カテ ゴリ ーI	LTEプランS、カケホ、スーパーカケホ、ジュニアスマートフォンプラン、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）								
第2種 LTE デュアル	カテ ゴリ ーI	カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、ジュニアスマートフォン（V）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン又はオフィスケータイプラン（VK）								
<p>(21) 削除</p>	<p>削除</p>									
<p>(22) WiMAX利用機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 別表1（オプション機能）に規定するWiMAX利用機能（タイプⅡに限ります。）の提供を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線について同19欄に規定するハイスピードプラスエリアモードを選択してデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）を行った料金月において、2（料金額）に規定するハイスピードプラスエリアモードの利用に係る加算額（以下「プラスエリアモード加算額」といいます。）の支払いを要します。</p> <p>イ 当社は、通則第8項の規定にかかわらず、プラスエリアモード加算額の日割りを行いません。</p> <p>ウ 第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線</p>									

	<p>(特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引(この約款、当社のWIN約款又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定めるものをいい、以下この欄において「特定割引」といいます。)に係る判定用回線として指定されているものに限ります。)の契約者は、アの規定にかかわらず、次表に定める期間、プラスエリアモード加算額の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="470 403 1460 660"> <tr> <th data-bbox="470 403 1460 448">期間</th> </tr> <tr> <td data-bbox="470 448 1460 660">その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は特定事業者が承諾した日を含む料金月(当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月します。)から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間</td> </tr> </table>	期間	その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は特定事業者が承諾した日を含む料金月(当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月します。)から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間							
期間										
その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は特定事業者が承諾した日を含む料金月(当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月します。)から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間										
<p>(23) 特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用(電話きほんパック、電話きほんパック(V))</p>	<p>ア 特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、その契約者回線について、次表の中央欄に定めるオプション機能(以下この欄において「特定オプション機能」といいます。)の全ての提供を受けている場合に、その料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料を合計した額に同表の右欄に定める割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="470 985 1460 1276"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 985 662 1030">区分</th> <th data-bbox="662 985 1252 1030">特定オプション機能</th> <th data-bbox="1252 985 1460 1030">割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 1030 662 1108">タイプⅠ</td> <td data-bbox="662 1030 1252 1108">留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能</td> <td data-bbox="1252 1030 1460 1108">57.14%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1108 662 1276">タイプⅡ</td> <td data-bbox="662 1108 1252 1276">留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能(第2種LTEデュアルに係るものに限ります。)、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能</td> <td data-bbox="1252 1108 1460 1276">55.55%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 次のいずれかに該当する場合であって、その契約移行のあった日を含む料金月において、そのWIN契約者回線について、当社のWIN約款に定めるオプション機能(特定オプション機能(タイプⅠに係るものに限ります。)に相当するものに限ります。以下この(23)において「WINオプション機能」といいます。)の提供を受けているときは、本割引の適用にあたり、その料金月において、この約款に基づく特定オプション機能(WINオプション機能に相当するものに限ります。)の提供があったものとして取扱います。</p> <p>この場合において、契約移行のあった日を含む料金月における、そのWINオプション機能のオプション機能使用料を、アに定めるオプション機能使用料に含めるものとします。</p> <p>(ア) その契約者回線に係るLTE契約が、au契約からの契約移行により締結されたものである場合(契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)</p> <p>(イ) au契約への契約移行があった場合(契約移行のあった日を含む料金月において、第2種LTEデュアルの提供を受けている</p>	区分	特定オプション機能	割引率	タイプⅠ	留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能	57.14%	タイプⅡ	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能(第2種LTEデュアルに係るものに限ります。)、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能	55.55%
区分	特定オプション機能	割引率								
タイプⅠ	留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能	57.14%								
タイプⅡ	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能(第2種LTEデュアルに係るものに限ります。)、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能	55.55%								

	<p>場合に限りませす。)</p> <p>ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>オ au契約への契約移行があった場合（契約移行のあった日を含む料金月において、第2種LTEデュアルの提供を受けている場合を除きます。）であって、そのWIN契約者回線について、WIN約款に定める特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用を受けるときは、アからエの規定にかかわらず、契約移行のあった日を含む料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料については、当社のWIN約款の規定（アからエに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>							
<p>(24) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（auスマートバリュー）</p>	<p>ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（割引対象回線（イに定めるものをいいます。以下この欄から(26)の2において同じとします。）及び1の判定用回線（ウに定めるものをいいます。以下この欄から(26)の2において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この欄から(26)の2において同じとします。）を構成する契約者回線（本割引を選択するものに限りませす。）に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるau（LTE）通信サービスの料金（基本使用料（LTEプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）のものを除きます。）、オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）、通話料（au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）及びデータ通信料（第3（データ通信料）1（適用）（6）の3に定める購入データ量に係るものを除きます。）に限りませす。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及びauスマートサポート接続サービス利用料に限りませす。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行うことをいいます。</p> <p>① ②から⑥以外の場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="466 1765 1458 2018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>割引額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月が経過するまでの各料金月</td> <td>1,410円</td> </tr> <tr> <td>2 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月超の各料金月</td> <td>934円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引額	税抜額	1 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月が経過するまでの各料金月	1,410円	2 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月超の各料金月	934円
区分	割引額							
	税抜額							
1 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月が経過するまでの各料金月	1,410円							
2 本割引の適用を開始した料金月から起算して24料金月超の各料金月	934円							

② その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額 10、データ定額 13、データ定額 30、データ定額 10（V）、データ定額 13（V）、データ定額 30（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）のデータ定額 10（ケータイ/V）若しくはデータ定額 13（ケータイ/V）に限ります。）の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額
1 本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの各料金月	2,000 円
2 本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月超の各料金月	934 円

③ その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額 2、データ定額 3、データ定額 2（V）、データ定額 3（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）のデータ定額 2（ケータイ/V）若しくはデータ定額 3（ケータイ/V）に限ります。）の適用を受けている場合又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）である場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 934 円

④ その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額 1、データ定額 1（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）のデータ定額 1（ケータイ/V）に限ります。）の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額
1 本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの各料金月	934 円
2 本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月超の各料金月	500 円

⑤ その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

第 3（データ通信料）1（適用）（3）の 12 又は（3）の 13 の規定により適用する定額料	割引額
	税抜額
区分 1 又は区分 2 に定める定額料を適用する場合	500 円
区分 3、区分 4 又は区分 5 に定める定額料を適用する場合	1,000 円

備考 その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル（V）の場合、区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。

⑥ その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 1,000 円

イ 本割引に係る割引対象回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。

(ア) 本割引、(25)又は(26)の2に定める減額適用を選択する契約者回線

(イ) (26)に定める減額適用を受けることとなる契約者回線

(ウ) 当社のWIN約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄から(26)の2において「WIN割引」といいます。）又は特定サービスに係る契約を条件とするWINシングルフラットWiMAXシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用（以下この欄から(26)の2において「WIN減額適用I」といいます。）を選択するWIN契約者回線

(エ) 当社のWIN約款に定める特定au回線の指定に伴うWINシングルフラットWiMAXシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用（以下この欄から(26)の2において「WIN減額適用II」といいます。）を受けることとなるWIN契約者回線

(オ) 特定事業者のLTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄から(26)の2において「特定割引」といいます。）、又は特定サービスに係る契約を条件とする第2種LTEシングルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用（以下この欄から(26)の2において「特定減額適用I」といいます。）又は特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用（以下この欄から(26)の2において「特定減額適用Ⅲ」といいます。）を選択する他網契約者回線

(カ) 特定事業者のLTE約款に定める特定au回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用（以下この欄から(26)の2において「特定減額適用II」といいます。）を受けることとなる他網契約者回線

(キ) 特定事業者のWIN約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄から(26)の2において「WIN特定割引」といいます。）又は特定サービスに係る契約を条件とするWINシングルフラットWiMAXシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用（以下この欄から(26)の2において「WIN特定減額適用I」といいます。）を選択する他網契約者回線

(ク) 特定事業者のWIN約款に定める特定au回線の指定に伴うWINシングルフラットWiMAXシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用（以下この欄から(26)の2において「WI

N特定減額適用Ⅱ」といいます。)を受けることとなる他網契約者回線

ウ 本割引に係る判定用回線とは、力の規定に基づき指定された電気通信回線（判定用固定サービス（次表に定めるいずれかの種類のサービスをいいます。以下この欄から(26)の2において同じとします。）の提供を受けるための契約の申込みについて、それぞれ判定用固定事業者（判定用固定サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄から(26)の2において同じとします。）がその登録を完了したものに限りま

種類	判定用固定サービス
タイプⅠ	当社が別に定めるインターネットサービス及び電話サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限りま
タイプⅡ	当社が別に定めるインターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうちいずれか2のサービス（そのサービスは他の1のサービスと合わせて選択することができるものに限りま
タイプⅢ	第2種LTEシングル、第4種LTEシングル又は特定事業者のLTE約款に定める第2種LTEシングル若しくは第4種LTEシングル

エ 本割引は、LTEサービスの契約者回線であって、次のいずれかに該当するものに限り、選択することができます。

(ア) 特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているもの

(イ) 基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA(m)、LTEフラットforTab(L)又はLTEフラットforDATA(m/L)のもの

オ 割引選択回線群は、1の判定用回線につき1とします。

カ 本割引を選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

キ 当社は、力の申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 割引対象回線について、(27)の適用の申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 指定した判定用回線（タイプⅢの判定用固定サービスに係るものに限りま

(ウ) 指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線の数が11以上となるとき。

(エ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき（その契約者回線に係る契約者（満50歳以上の者に限りま

す。)

(オ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) 指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。

(ク) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ク 本割引の計算は、料金月単位で行います。

ケ 本割引の適用の開始は、カの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、その申出が、a u 契約（そのWIN契約者回線について、WIN割引の適用を受けているものに限り。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。

コ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。

(ア) その契約者回線（LTEデュアルに係るものに限り。）について、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）でないとき。

(イ) その契約者回線（LTEシングルに係るものに限り。）について、基本使用料の料金種別がLTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA (m)、LTEフラット for Tab (L) 又はLTEフラット for DATA (m/L) でないとき。

(ウ) 指定した判定用回線について、判定用固定サービス（判定用固定サービスの種類がタイプⅡである場合は、インターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうちいずれか2のサービスとします。以下このコ及びサにおいて同じとします。）の提供を受けていないとき。

(エ) (28)の適用を受けているとき。

サ コの(ウ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、判定用固定サービスの提供を受けていない場合であっても、本割引の申出があった日を含む料金月から起算して7料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、7料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。

シ 本割引の適用を受けたことがある契約者回線について、カの申出があった場合、アの(ア)の表に定める本割引の適用に係る経過期間については、その契約者回線について、最初に本割引の適用を開始した料金月から起算してカの申出があった日を含む料金月

までの料金月数とします。

ス ケのただし書きに定める場合に該当するときは、アの表中「本割引の適用を開始した料金月」を「a u契約に係るその割引の適用を開始した料金月」に、サ中「本割引の申出があった日を含む料金月」を「a u契約に係るその割引の申出があった日を含む料金月」に、それぞれ読み替えて適用します。

セ ケのただし書きに定める場合に該当するときは（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月において、そのWIN契約者回線に係る基本使用料等（WIN割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、アの（ア）に定める基本使用料等に含めるものとします。

ソ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア） 本割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。

- ① LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
- ② 契約者の地位の承継があったとき。
- ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ LTE契約の解除があったとき。

（イ） 判定用回線（タイプⅠ又はタイプⅡの判定用サービスに係るものに限り。）について、次のいずれかに該当するとき。

- ① 判定用固定サービス（タイプⅠであって、その電話サービスが当社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）の契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。）。

a 居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

b その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

- ② 判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。
- ③ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。
- ④ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始す

る前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（二又は又の規定に基づき、判定用回線に代わり、特定 a u 回線の指定があったときを除きます。）。

(ウ) 判定用回線（タイプⅢの判定用固定サービスに係るものに限ります。）又は特定 a u 回線（ナ、二又は又の規定に基づき、判定用回線に代えて指定のあったものをいいます。）について、この約款、当社の W I N 約款又は特定事業者の L T E 約款若しくは W I N 約款に定めるところにより、以下のいずれかに該当することとなったとき。

- ① 判定用回線について、W i M A X 2+フラット f o r H O M E 又は W i M A X 2+フラット f o r H O M E (L) 以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。
- ② 特定 a u 回線について、W i M A X 2+フラットプラン（次表に定めるものをいいます。以下同じとします。）以外の料金種別の選択又は W I N シングルフラット W i M A X シンプル以外への料金種別の変更があったとき。

W i M A X 2+フラットプラン

W i M A X 2+フラット f o r D A T A 、 W i M A X 2+フラット f o r D A T A E X 、 W i M A X 2+フラット f o r H O M E 、 W i M A X 2+フラット f o r D A T A (L) 、 W i M A X 2+フラット f o r D A T A E X (L) 、 W i M A X 2+フラット f o r H O M E (L)

- ③ 第 2 種定期 L T E 契約又は第 2 種定期 a u 契約以外への契約変更があったとき。
- ④ L T E サービス利用権又は a u サービス利用権の譲渡があったとき（L T E サービス利用権又は a u サービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
- ⑤ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑥ L T E サービス又は a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- ⑦ L T E 契約又は a u 契約の解除があったとき。

(エ) その他キのいずれかに該当することとなったとき。

タ 判定用回線に代えて指定のあった特定 a u 回線に係る契約者の住所が、判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を当社が知ったときは、当社は、そのことを特定 a u 回線が所属する割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、W I N 契約者回線又は他網契約者回線の契約者に通知することがあります。

チ タに定める通知を受けた場合又は特定 a u 回線に係る契約者の住所が判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を知った場合（知ることができた場合を含みます。）、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、W I N 契約者回線又は他網契約者回線の契約者は、すみやかに判定用サービスに係る契約を申込み、その割引選択回線群の判定用回線として指定してい

たきます。

ツ チの規定に基づく判定用回線の指定がない場合、当社は、その割引選択回線群を構成する契約者回線について、本割引を廃止します。

テ ソ又はツの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄又は3欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（ソの（ア）の①又は②により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はソの（ア）の①若しくは②（a u 契約への契約移行に係るものを除きます。）、（ウ）の①若しくは②（端末設備の購入と同時に行われたものに限ります。）、③（端末設備の購入と同時に行われた第3種定期LTE契約又は第4種定期LTE契約への契約変更に限ります。）、⑥若しくは⑦により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
3 ソの（イ）の④により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月から起算し4料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。

ト 契約者は、ソの（イ）の③の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割引いた額（ケのただし書きに該当する場合は、WIN割引の適用により当社が割引いた額を含みます。）を支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

ナ その住所が判定用固定サービスの提供地域外である等により、判定用固定事業者が、指定のあった判定用回線に係る判定用固定サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置又は保守す

ることが困難な場合、契約者は、判定用回線に代えて、特定の契約者回線、WIN契約者回線又は特定事業者の他網契約者回線（以下この欄において「特定au回線」といいます。）を指定して、本割引の適用を申し出ることができます。

この場合において、当社は、その特定au回線が、この約款、当社のWIN約款又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定めるところにより、次の全て（その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出でない場合は、(イ)から(カ)とします。）を満たすときに限り、その申出を承諾します。

(ア) 特定au回線に係るLTE契約又はau契約の申込みが、本割引の申出と同時に行われたものであること。

(イ) 特定au回線に係るLTE契約又はau契約の申込みの際し、端末設備の購入を伴うこと。

(ウ) 第2種定期LTE契約又は第2種定期au契約であること。

(エ) 基本使用料の料金種別として、WiMAX2+フラットプラン又はWINシングルフラットWiMAXシンプルを選択していること。

(オ) 特定au回線又はその割引選択回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択していないこと又は適用を受けていないこと。

(25)、(26)又は(26)の2に定める減額適用、WIN減額適用Ⅰ、WIN減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅰ、特定減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅲ、WIN特定減額適用Ⅰ、WIN特定減額適用Ⅱ

(カ) 特定au回線に係るLTE契約又はau契約の申込みが契約移行に係るものである場合は、契約移行前のau契約又はLTE契約に係る契約者回線について、それぞれWIN約款又はこの約款に定める特定au回線として指定されたものであること。

二 ナに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に特定au回線（(25)に定める減額適用、WIN減額適用Ⅰ、特定減額適用Ⅰ又はWIN特定減額適用Ⅰを選択するものに限り。）が含まれないときは、契約者は、判定用回線に代えて、特定au回線（この約款、当社のWIN約款又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定めるところにより、次の全てを満たすものに限り。）を指定することができます。

(ア) 特定au回線に係るLTE契約又はau契約の申込みが、その指定と同時に行われたものであること。

(イ) 特定au回線に係るLTE契約又はau契約の申込みの際し、端末設備の購入を伴うこと。

(ウ) 第2種定期LTE契約又は第2種定期au契約であること。

(エ) 基本使用料の料金種別として、WiMAX2+フラットプラン又はWINシングルフラットWiMAXシンプルを選択してい

	<p>ること。</p> <p>(オ) 特定 a u 回線又はその割引選択回線群を構成する他の契約者回線、W I N 契約者回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択していないこと又は適用を受けていないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(25)、(26) 又は (26) の 2 に定める減額適用、W I N 減額適用 I、W I N 減額適用 II、特定減額適用 I、特定減額適用 II、特定減額適用 III、W I N 特定減額適用 I、W I N 特定減額適用 II</p> </div> <p>(カ) 特定 a u 回線に係る L T E 契約又は a u 契約の申込みが契約移行に係るものである場合は、契約移行前の a u 契約又は L T E 契約に係る契約者回線について、それぞれ W I N 約款又はこの約款に定める特定 a u 回線として指定されたものであること。</p> <p>又 ナ 又は ニ に定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に特定 a u 回線 ((25) に定める減額適用、W I N 減額適用 I、特定減額適用 I 又は W I N 特定減額適用 I を選択するものに限ります。) が含まれるときは、当社は、その契約の解除等があった日を含む料金月から起算し 5 料金月の初日において、契約者から、判定用回線に代えて、特定 a u 回線の指定があったものとみなします。</p> <p>ネ 契約者は、本割引、特定割引又は W I N 特定割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約者回線及び判定用回線に係る情報 (本割引、特定割引又は W I N 特定割引の適用に必要な範囲に限ります。) について、当社、特定事業者及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>															
<p>(25) 特定サービスに係る契約を条件とする第 2 種 L T E シングルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用 (a u スマートバリュー (ルータ割引))</p>	<p>ア 特定サービスに係る契約を条件とする第 2 種 L T E シングルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用 (以下この欄において「本減額適用」といいます。) とは、割引選択回線群を構成する契約者回線 (本減額適用を選択するものに限ります。) に係る基本使用料について、2 (料金額) の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用することをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="470 1563 1460 2020"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 1563 853 1653">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="853 1563 1308 1653">その料金月の課金対象データの総情報量</th> <th data-bbox="1308 1563 1460 1653">料金額 税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 1653 853 1736">W i M A X 2 + フラット f o r D A T A、W i M A X 2 + フラット f o r D A T A (L)</td> <td data-bbox="853 1653 1308 1736">10,485,760 バイト (10 メガバイト) 以下の場合</td> <td data-bbox="1308 1653 1460 1736">372 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1736 853 1818"></td> <td data-bbox="853 1736 1308 1818">10,485,760 バイト (10 メガバイト) を超える場合</td> <td data-bbox="1308 1736 1460 1818">4,196 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1818 853 1901">W i M A X 2 + フラット f o r D A T A E X、W i M A X 2 + フラット f o r H O M E、W i M A X 2 + フラット f o r D</td> <td data-bbox="853 1818 1308 1901">10,485,760 バイト (10 メガバイト) 以下の場合</td> <td data-bbox="1308 1818 1460 1901">372 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1901 853 2020"></td> <td data-bbox="853 1901 1308 2020">10,485,760 バイト (10 メガバイト) を超える場合</td> <td data-bbox="1308 1901 1460 2020">4,880 円</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	その料金月の課金対象データの総情報量	料金額 税抜額	W i M A X 2 + フラット f o r D A T A、W i M A X 2 + フラット f o r D A T A (L)	10,485,760 バイト (10 メガバイト) 以下の場合	372 円		10,485,760 バイト (10 メガバイト) を超える場合	4,196 円	W i M A X 2 + フラット f o r D A T A E X、W i M A X 2 + フラット f o r H O M E、W i M A X 2 + フラット f o r D	10,485,760 バイト (10 メガバイト) 以下の場合	372 円		10,485,760 バイト (10 メガバイト) を超える場合	4,880 円
基本使用料の料金種別	その料金月の課金対象データの総情報量	料金額 税抜額														
W i M A X 2 + フラット f o r D A T A、W i M A X 2 + フラット f o r D A T A (L)	10,485,760 バイト (10 メガバイト) 以下の場合	372 円														
	10,485,760 バイト (10 メガバイト) を超える場合	4,196 円														
W i M A X 2 + フラット f o r D A T A E X、W i M A X 2 + フラット f o r H O M E、W i M A X 2 + フラット f o r D	10,485,760 バイト (10 メガバイト) 以下の場合	372 円														
	10,485,760 バイト (10 メガバイト) を超える場合	4,880 円														

ATAEX (L)、W
iMAX2+フラット f
or HOME (L)

イ 本減額適用は、第2種LTEシングル契約者回線（第2種定期LTE契約に係るものに限ります。）に限り、選択することができます。

ウ 本減額適用を選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたものでないとき。

(イ) (ア)に定めるLTE契約の申込みの際し、端末設備の購入を伴わないとき。

(ウ) 申出のあった契約者回線又は指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択しているとき又は適用を受けているとき。

本減額適用、(26)又は(26)の2に定める減額適用、WIN減額適用Ⅰ、WIN減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅰ、特定減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅲ、WIN特定減額適用Ⅰ、WIN特定減額適用Ⅱ

(エ) (ア)に定めるLTE契約の申込みがau契約からの契約移行に係るものである場合であって、契約移行前のau契約に係る契約者回線について、WIN減額適用Ⅰの適用を受けていないとき。

(オ) 指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線の数11以上となるとき。

(カ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき。

(キ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(ク) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(ケ) 指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。

(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ 本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。

カ アの表に定める課金対象データの総情報量は、基本使用料の料金種別ごとに算定する、その契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）に係る課金対象データの総情報量とします。

キ 本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日（その申出が、a u 契約（そのWIN 契約者回線について、WIN 減額適用 I を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月の翌料金月の初日とします。）からとします。

ただし、ウの申出を当社が承諾した日において、指定した判定用回線について、判定用固定サービスの提供を受けていない場合は、次表の右欄に規定する日からとします。

区分	本減額適用の開始
1 2 以外のとき。	ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して5 料金月の初日
2 ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から起算して4 料金月の間に、判定用固定サービスの提供の開始があったとき。	判定用固定サービスの提供の開始のあった日を含む料金月の翌料金月の初日

ク アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本減額適用を行いません。

(ア) その契約者回線について、基本使用料の料金種別が、WiMAX 2+フラットプランでないとき。

(イ) その契約者回線について、第2種定期LTE 契約に係る基本使用料の取扱いを受けていないとき。

(ウ) 指定した判定用回線について、判定用固定サービス（判定用固定サービスの種類がタイプII である場合は、インターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうちいずれか2 のサービスとします。）の提供を受けていないとき。

ケ その料金月において、基本使用料の料金種別としてWiMAX 2+フラットプランの選択があった場合又はそれ以外の料金種別の選択があった場合、当社は、ア又はクの(ア)の規定にかかわらず、WiMAX 2+フラットプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアの表に定める料金額を日割りして、本減額適用を適用します。

コ キの表の取扱いを受ける場合、契約者は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月から本減額適用の開始のあった日を含む料金月の前料金月までの間、その契約者回線に係る基本使用料（WiMAX 2+フラットプランのものに限ります。）及びプラスエリアモード加算額の支払いを要しません。

ただし、その期間に、シに定める事項に該当することとなったときは、当社が別に定める日をもって、この取扱いを終了します。

サ ウの申出が、a u 契約（そのWIN 契約者回線について、WIN 減額適用 I を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、キの表中及びコ中「ウの申出」

を「a u 契約に係るWIN減額適用Iの適用の申出」に、それぞれ読み替えて適用します。

シ 当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本減額適用を廃止します。

(ア) 本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。

- ① LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
- ② 契約者の地位の承継があったとき。
- ③ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ④ LTE契約の解除があったとき。

(イ) 判定用回線（タイプI又はタイプIIの判定用サービスに係るものに限り。）について、次のいずれかに該当するとき。

- ① 判定用固定サービス（タイプIであって、その電話サービスが当社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）の契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。）。

a 居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

b その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

- ② 判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。
- ③ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。
- ④ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（(24)のヌの規定に基づき、判定用回線に代わり、特定a u回線の指定があったときを除きます。）。

(ウ) その他エのいずれかに該当することとなったとき。

ス シの規定により、本減額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄、3欄又は4欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、1欄、2欄又は3欄の左欄に該当する場合は、それぞれ1欄、2欄又

は3欄の規定によるものとします。

区分	本減額適用の適用
1 2、3又は4以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（シの（ア）の①又は②により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 シの（ア）の④により本減額適用を廃止したとき（3に該当するものを除きます。）。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
3 契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき又はシの（ア）の③若しくは④（a u契約への契約移行に係るものを除きます。）により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
4 シの（エ）により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月から起算し4料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

セ 契約者は、本減額適用、特定減額適用 I 又はW I N特定減額適用 I の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報（本減額適用、特定減額適用 I 又はW I N特定減額適用 I の適用に必要な範囲に限ります。）について、当社、特定事業者及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

(26) 特定 a u 回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用（a u スマートバリュー（ルーター割引固定代替））

ア 当社は、(24) のナ、ニ又はヌの規定に基づき、判定用回線に代えて特定 a u 回線として指定のあった契約者回線について、（ア）及び（イ）に定める取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。

（ア） その契約者回線に係るプラスエリアモード加算額について、次表に定める額（プラスエリアモード加算額が次表に定める額に満たない場合は、プラスエリアモード加算額とします。）の割引を行うこと。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
割引額	1,005 円

（イ） その契約者回線（基本使用料の料金種別がW i M A X 2 + フラット f o r D A T A E X、W i M A X 2 + フラット f o r H O M E、W i M A X 2 + フラット f o r D A T A E X（L）又はW i M A X 2 + フラット f o r H O M E（L）のものに限ります。）の基本使用料について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表

に定める料金額を適用すること。

1 契約ごとに月額

区分	税抜額
料金額	4,292 円

イ 本減額適用の計算は、料金月単位で行います。

ウ 本減額適用の開始は、(24)のナ、ニ又はヌの規定に基づき、判定用回線に代えて特定 a u 回線として指定のあった日からとします。

エ 本減額適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別が W i M A X 2 + フラット f o r D A T A 又は W i M A X 2 + フラット f o r D A T A (L) のものに限ります。）の契約者は、次表に定める定額料の支払いを要します。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
定額料	96 円

オ 本減額適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別が W i M A X 2 + フラット f o r D A T A 又は W i M A X 2 + フラット f o r D A T A (L) のものに限ります。）の契約者は、通信の有無にかかわらず又は 1 の料金月に満たない期間の利用であっても、エに定める定額料の支払いを要します。

カ エに定める定額料は、その契約者回線（基本使用料の料金種別が W i M A X 2 + フラット f o r D A T A 又は W i M A X 2 + フラット f o r D A T A (L) のものに限ります。）について、本減額適用を受ける日数に応じて日割りします。

キ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本減額適用を廃止します。

(ア) W i M A X 2 + フラットプラン以外の料金種別の選択があったとき。

(イ) 第 2 種定期 L T E 契約以外への契約変更があったとき。

(ウ) L T E サービス利用権の譲渡があったとき（L T E サービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

(エ) 契約者の地位の承継があったとき。

(オ) L T E サービスの利用の一時休止があったとき。

(カ) L T E 契約の解除があったとき。

(キ) (24)のチの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定がないとき。

(ク) (24)のチの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定があったとき。

ク キの規定により、本減額適用を廃止した場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の 2 欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、1 欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ 1 欄の規定によるものとします。

(ア) アの(ア)に定める取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(キの(ウ)又は(エ)により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までのプラスエリアモード加算額について、本減額適用の対象とします。
2 キの(ア)(端末設備の購入と同時に行われたものに限ります。)、(イ)(端末設備の購入と同時に行われた第3種定期LTE契約又は第4種定期LTE契約への契約変更に限ります。)、(オ)、(カ)又は(ク)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのプラスエリアモード加算額について、本減額適用の対象とします。

(イ) アの(イ)に定める取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2又は3以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(キの(ウ)又は(エ)により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 キの(ア)、(イ)又は(カ)により本減額適用を廃止したとき(3に該当するときを除きます。)	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
3 キの(オ)、(カ)(au契約への契約移行に係るものを除きます。)又は(ク)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

ケ (24)のチの規定に基づき、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る判定用回線の指定があり、当社が承諾したとき、当社は、その承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日に、本減額適用を受けている契約者回線について、(25)に定める減額適用の申出があったものとみなします。

コ 契約者は、本減額適用、特定減額適用Ⅱ又はWIN特定減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報(本減額適用、特定減額適用Ⅱ又

	<p>はW I N特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、特定事業者及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>									
<p>(26) の 2 特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用</p>	<p>ア 特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用（以下この欄において「本減額適用」といいます。）とは、割引選択回線群を構成する契約者回線（本減額適用を選択するものに限ります。）について、（ア）及び（イ）に定める取扱いを行うことをいいます。</p> <p>（ア） その契約者回線に係るプラスエリアモード加算額について、次表に定める額（プラスエリアモード加算額が次表に定める額に満たない場合は、プラスエリアモード加算額とします。）の割引を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="470 689 1460 824"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> <tr> <td>割引額</td> <td>1,005 円</td> </tr> </table> <p>（イ） その契約者回線（基本使用料の料金種別がW i M A X 2 + フラット f o r H O M E 又はW i M A X 2 + フラット f o r H O M E (L) のものに限ります。)の基本使用料について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用すること。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="470 1070 1460 1160"> <tr> <th>区分</th> <th>税抜額</th> </tr> <tr> <td>料金額</td> <td>4,292 円</td> </tr> </table> <p>イ 本減額適用は、第2種L T Eシングルの契約者回線であって、次の全てを満たすもの限り、選択することができます。</p> <p>（ア） 第2種定期L T E契約に係るもの</p> <p>（イ） 基本使用料の料金種別がW i M A X 2 + フラット f o r H O M E 又はW i M A X 2 + フラット f o r H O M E (L) のもの</p> <p>ウ 本減額適用を選択する契約者は、新たに構成することとなる1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>（ア） その申出が、その契約者回線に係るL T E契約の申込みと同時に行われたものでないとき。</p> <p>（イ） （ア）に定めるL T E契約の申込みの際し、当社が別に定める端末設備の購入を伴わないとき。</p> <p>（ウ） その申出が、その契約者回線を判定用回線とする(24)の適用の申出と同時に行われたものでないとき。</p> <p>（エ） （ウ）に定める(24)の適用の申出について、当社が承諾しないとき。</p> <p>（オ） 申出のあった契約者回線又は指定した割引選択回線群を構成する他の契約者回線、a u回線若しくは他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択しているとき又は適用を受けているとき。</p>	区分	料金額	税抜額	割引額	1,005 円	区分	税抜額	料金額	4,292 円
区分	料金額									
	税抜額									
割引額	1,005 円									
区分	税抜額									
料金額	4,292 円									

本減額適用、(25)又は(26)に定める減額適用、WIN減額適用Ⅰ、WIN減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅰ、特定減額適用Ⅱ、特定減額適用Ⅲ、WIN特定減額適用Ⅰ、WIN特定減額適用Ⅱ

(カ) 指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線の数^が11以上となる時。

(キ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線に係る契約者の住所と異なる時。

(ク) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線に係る契約者名義と異なる時(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(ケ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(コ) その他当社の業務の遂行上支障がある時。

オ 本減額適用の計算は、料金月単位で行います。

カ 本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日からとします。

キ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本減額適用を廃止します。

(ア) WiMAX2+フラットforHOME又はWiMAX2+フラットforHOME(L)以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があった時。

(イ) 第2種定期LTE契約以外への契約変更があった時。

(ウ) LTEサービス利用権の譲渡があった時(LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)

(エ) 契約者の地位の承継があった時。

(オ) LTEサービスの利用の一時休止があった時。

(カ) LTE契約の解除があった時。

(キ) その契約者回線が所属する割引選択回線群について、新たな判定用回線(タイプⅠ又はタイプⅡの判定用固定サービスに係るものに限ります。)の指定があった時。

(ク) その他エの各号のいずれかに該当することとなった時。

ク キの規定により、本減額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄、2欄又は3欄の左欄の規定により本減額適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。

(ア) アの(ア)に定める取扱い

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を	その事由が生じた日(キの(ウ))

<p>廃止したとき。</p>	<p>又は(エ)により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までのプラスエリアモード加算額について、本減額適用の対象とします。</p>
<p>2 キの(ア) (端末設備の購入と同時に行われたものに限ります。)、(イ) (端末設備の購入と同時に行われた第3種定期LTE契約又は第4種定期LTE契約への契約変更に限ります。)、(オ)、(カ)若しくは(キ)により本減額適用を廃止したとき又は契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき。</p>	<p>その事由が生じた日を含む料金月の末日までのプラスエリアモード加算額について、本減額適用の対象とします。</p>
<p>(イ) アの(イ)に定める取扱い</p>	
<p>区分</p>	<p>本減額適用の適用</p>
<p>1 2又は3以外により本減額適用を廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日 (LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</p>
<p>2 キの(ア)、(イ)又は(カ)により本減額適用を廃止したとき (3に該当するときを除きます。)</p>	<p>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</p>
<p>3 キの(オ)、(カ) (au契約への契約移行に係るものを除きます。)若しくは(キ)により本減額適用を廃止したとき又は契約者から本減額適用を廃止する申出があったとき。</p>	<p>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</p>
<p>ケ キの(キ)の指定があり、当社が承諾したときは、その承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日に、本減額適用を受けている契約者回線について、(25)に定める減額適用の申出があったものとみなします。</p>	
<p>コ 契約者は、本減額適用又は特定減額適用Ⅲの適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係</p>	

	<p>る情報（本減額適用又は特定減額適用Ⅲの適用に必要な範囲に限ります。）について、当社、特定事業者及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>				
<p>(27) 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用 (a u スマートバリューライン)</p>	<p>ア 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、LTEデュアルの契約者回線の契約者が、判定用回線（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）について判定用サービス（当社が別に定める電気通信サービスをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けている場合に、そのLTEデュアルの契約者回線に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるa u（LTE）通信サービスの料金（基本使用料（LTEプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）のものを除きます。）、オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）、通話料（a u 国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）及びデータ通信料（第3（データ通信料）1（適用）（6）の3に定める購入データ量に係るものを除きます。）に限ります。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及びa u スマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) (イ)から(オ)以外の場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="470 1317 1460 1400"> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 934 円</td> </tr> </table> <p>(イ) その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額2、データ定額3、データ定額2（V）、データ定額3（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）のデータ定額2（ケータイ/V）若しくはデータ定額3（ケータイ/V）に限ります。）の適用を受けている場合又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）である場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="470 1774 1460 1856"> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 743 円</td> </tr> </table> <p>(ウ) その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額1、データ定額1（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）のデータ定額1（ケータイ/V）に限ります。）の</p>	割引額	税抜額 934 円	割引額	税抜額 743 円
割引額					
税抜額 934 円					
割引額					
税抜額 743 円					

適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 500 円

(エ) その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制 (V) の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

第 3 (データ通信料) 1 (適用) (3) の 12 又は (3) の 13 の規定により適用する定額料	割引額
	税抜額
区分 1 又は区分 2 に定める定額料を適用する場合	934 円
区分 3、区分 4 又は区分 5 に定める定額料を適用する場合	500 円

備考 その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル (V) の場合、区分 1 に定める定額料を適用する場合の割引額は 0 円とします。

(オ) その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ (V) の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 1,000 円

イ 本割引に係る判定用回線とは、エの規定に基づき指定された電気通信回線 (判定用事業者 (判定用サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。) からその判定用サービスの提供を受けているものに限ります。) をいいます。

ウ 本割引は、LTE サービスの契約者回線であって、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン (V) のもの限り、選択することができます。

エ 本割引を選択する契約者は、1 の割引対象回線 (本割引の適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。) 及び 1 の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 割引対象回線について、(24) の適用の申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 指定した判定用回線が、他の契約者回線に係る本割引に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

(ウ) 指定した判定用回線が、当社の W I N 約款に定める特定の L T E シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引 (以下この欄において「W I N 割引」といいます。) に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

(エ) 指定した判定用回線が、特定事業者の L T E 約款又は W I N 約款に定める特定の L T E シングルに係る契約を条件とする基本

使用料等の割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

- (オ) 指定した判定用回線に係る契約者名義が、割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき。
- (カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
- (キ) 指定した判定用回線について、判定用サービスの提供を受けていないとき。
- (ク) 指定した判定用回線について、この約款又は特定事業者のLTE約款の定めるところにより、LTEサービスの利用の一時休止が行われているとき。
- (ケ) 指定した判定用回線について、判定用事業者が定める事由に該当するとき。
- (コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

キ 本割引の適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、その申出が、au契約（そのWIN契約者回線について、WIN割引の適用を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。

ク キのただし書きに定める場合に該当するとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月において、そのWIN契約者回線に係る基本使用料等（WIN割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、アに定める基本使用料等に含めるものとします。

ケ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、割引対象回線又は判定用回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 割引対象回線について、次のいずれかに該当することとなったとき。

- ① 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）を選択することによるものを除きます。）があったとき。
- ② ジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）以外への料金種別の変更又は選択があったとき（その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みがあったときを除きます。）。
- ③ LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。

- ⑤ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- ⑥ LTE契約の解除があったとき。
- ⑦ その他オのいずれかに該当することとなったとき。
- (イ) 判定用回線について、判定用事業者が定める契約約款等に定めるところにより、次のいずれかに該当することとなったとき。
 - ① WiMAX2+フラットforDATA、WiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforDATA(L)又はWiMAX2+フラットforDATAEX(L)以外の料金種別の選択があったとき。
 - ② 第3種定期LTE契約又は第4種定期LTE契約以外への契約変更があったとき。
 - ③ 判定用サービスに係る利用権の譲渡があったとき。
 - ④ 契約者の地位の承継があったとき。
 - ⑤ 判定用サービスの利用の一時休止があったとき。
 - ⑥ 判定用サービスの契約の解除があったとき。
 - ⑦ 判定用事業者が定める条件に該当することとなったとき。
 - ⑧ その他オのいずれかに該当することとなったとき。

コ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄又は3欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
2 ケの(ア)の⑤又は⑥(au契約への契約移行に係るものを除きます。)に該当することとなったとき。	その事由が生じた日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
3 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はケの(ア)の③、④、(イ)の③若しくは④に該当することとなったとき。	本割引の適用を廃止する申出があった日又は譲渡承諾日若しくは地位の承継の届出日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。

サ 契約者は、本割引又は特定割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報(本割引又は特定割引の適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、特定事業者、判定用事業者及び当社が別に定める電気通信事業者(当社が別に定める判定用回線を指定した本割引又は特定割引の提供に関して必要な手続きを行う者に限ります。)との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

(28) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用
(スマートバリュー for Business)

ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線等群（(ア)に定める割引対象回線、(イ)に定める特定固定回線及び(ウ)に定める特定IDにより構成される回線等群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する割引可能回線（その割引選択回線等群を構成する特定IDの数と同数（その割引選択回線等群を構成する割引対象回線の数とその特定IDの数より少ない場合は、その割引対象回線の数とします。）の割引対象回線をいいます。以下この欄において同じとします。）のうち、本割引を選択する契約者があらかじめ指定した契約者回線に係る(エ)に定める基本使用料等合計額について、本割引の適用期間に応じて定める(オ)の割引額（基本使用料等合計額が割引額に満たない場合は、基本使用料等合計額とします。）の割引を行うことをいいます。この場合において、割引可能回線の数とその割引選択回線等群を構成する特定固定回線の数に50を乗じて得た値（以下この欄において「割引可能上限数」といいます。）を上回るときは、その割引可能回線数は、割引可能上限数とします。

(ア) 割引対象回線

割引対象回線
本割引を選択する契約者回線、当社のWIN約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(28)において「WIN割引」といいます。）を選択するWIN契約者回線又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(28)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線

(イ) 特定固定回線

特定固定回線
特定固定サービス（次表に定める電気通信事業者が、次表に定める契約約款に規定する次表に定める電気通信サービスをいいます。以下この(28)において同じとします。）の電気通信回線（その特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了したもの（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了したもの）に限ります。）であって、当社が別に定めるところにより指定したもの

電気通信事業者	契約約款	電気通信サービス
当社	auひかりビジネスサービス契約約款	一般auひかりビジネスサービス（タイプI、タイプII又はタイプIII（特定事業者のauひかりビジネスサービス契約約款に定めるauひかりビジネスサービスの用に供するものを除きま

			す。)のものに限ります。)
	光ダイレクトサービス契約約款		一般光ダイレクト電話サービス（特定事業者の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービスの用に供するものを除きます。)
	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款		ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（加入契約回線等（予備のモバイル回線を除きます。）を使用して行うもの（特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを除きます。）に限ります。)
	パワードイーサネットサービス契約約款		パワードイーサネットサービス（加入契約回線等を使用して行うものに限ります。)
	デジタルデータサービス契約約款		IPVPNサービス（加入契約回線、当社契約者回線又は利用契約回線（当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める総合オープン通信網サービスに係る電気通信回線と接続するものに限ります。）を使用して行うものに限ります。)
	イントラネットIP電話サービス契約約款		一般イントラネットIP電話サービス
特定事業者	auひかりビジネスサービス契約約款		auひかりビジネスサービス
	光ダイレクトサービス契約約款		一般光ダイレクトサービス
東北インテリジェント通信株式会社	高速イーサネット網サービス契約約款		高速イーサネット網サービス（当社が別に定めるものを除きます。)
	おトークオフィス・ワンサービス契約約款		おトークオフィス・ワンサービス
	ワイドエリアバリエュアブルイーサネットサービス契約約款		ワイドエリアバリエュアブルイーサネットサービス
沖縄通信ネ	専用サービス契約約		高速イーサネット専用サー

ネットワーク 株式会社	款	ビス（当社が別に定めるものを除きます。）
	高速イーサネット網 サービス契約約款	高速イーサネット網サービ ス
(ウ) 特定ID		
特定ID		
<p>当社若しくは特定事業者のベーシックパックに関する規約に定めるベーシックパックID（ベーシックパックに係る料金の適用があるもののうち、同規約に定める特定au契約（当社が別に定める料金種別等を選択しているものに限ります。）に係るものを除いたものをいいます。）、当社の位置情報等提供サービス契約約款に定めるユーザID（同契約約款に定める旧位置情報等提供サービスにおけるアクティベーションが完了している端末設備（次のいずれかの電気通信回線に接続されているものに限ります。）に係るものに限ります。）、当社、特定事業者、KDDIまとめてオフィス株式会社、KDDIまとめてオフィス関西株式会社、KDDIまとめてオフィス中部株式会社、KDDIまとめてオフィス東日本株式会社若しくはKDDIまとめてオフィス西日本株式会社のOffice365 with KDDI利用規約に定めるアカウント（当社が別に定めるものに限ります。）又は当社、特定事業者、KDDIまとめてオフィス株式会社、KDDIまとめてオフィス関西株式会社、KDDIまとめてオフィス中部株式会社、KDDIまとめてオフィス東日本株式会社若しくはKDDIまとめてオフィス西日本株式会社のGoogle Apps for Business等の販売に関する規約に定めるアカウント</p> <p>① 契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEフラットfor Tab、LTEフラットfor DATA (m)、LTEフラットfor Tab (L) 若しくはLTEフラットfor DATA (m/L) のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）</p> <p>② WIN契約者回線（基本使用料の料金種別がプランF (IS)、プランF (IS) シンプル若しくはカケホ (3Gケータイ・データ付) のもの又は特定パケット通信定額制の適用を受けているものに限ります。）</p> <p>③ 特定事業者のLTE約款又はWIN約款に定める契約者回線（①又は②に相当するものに限ります。）</p>		
(エ) 基本使用料等合計額		
基本使用料等合計額		
<p>この約款の規定により支払いを要することとされる次のau (LTE) 通信サービスに係る料金、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金の合計額</p> <p>① 基本使用料（料金種別がLTEプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラ</p>		

ン（V）、オフィスケータプラン（V）又はオフィスケータプラン（VK）のものを除きます。）

② オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）

③ 通話料（au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）

④ データ通信料（第3（データ通信料）1（適用）（6）の3に定める購入データ量に係るものを除きます。）

備考 au契約（本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。）からの契約移行があった日を含む料金月においては、そのWIN契約者回線に係る基本使用料等合計額（当社のWIN約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。）を、基本使用料等合計額に含めるものとします。

（オ） 割引額

① ②から⑤以外の場合

1 契約ごとに月額

区分		割引額
		税抜額
1 本割引の適用期間が24料金月までの各料金月	その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額10、データ定額13、データ定額30、データ定額10（V）、データ定額13（V）、データ定額30（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）のデータ定額10（ケータイ/V）若しくはデータ定額13（ケータイ/V）に限ります。）の適用を受けている場合	2,000円
	上欄以外の場合	1,410円
2 本割引の適用期間が24料金月を超える各料金月		934円

備考

1 au契約（本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。）からの契約移行があった場合、その契約者回線に対する本割引の適用期間は、当該本割引に相当する取扱いの適用期間を通算して算定します。

2 当社は、本割引の適用期間の計算にあたり、当社が別に定める期間を本割引の適用を受けている期間とみなして取り扱います。

（注） 2に定める当社が別に定める期間とは、本割引の適用を受けている契約者回線について、ケの規定により、本割引の適用を受けない期間が生じた場合の、その期間をいいます。

② その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い

(データ定額2、データ定額3、データ定額2(V)、データ定額3(V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)のデータ定額2(ケータイ/V)若しくはデータ定額3(ケータイ/V)に限ります。)の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 934 円

③ その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い(データ定額1、データ定額1(V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)のデータ定額1(ケータイ/V)に限ります。)の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額
1 本割引の適用期間が 24 料金月までの各料金月	934 円
2 本割引の適用期間が 24 料金月を超える各料金月	500 円

④ その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

第3(データ通信料)1(適用)(3)の12又は(3)の13の規定により適用する定額料	割引額 税抜額
区分1又は区分2に定める定額料を適用する場合	500 円
区分3、区分4又は区分5に定める定額料を適用する場合	1,000 円

備考 その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル(V)の場合、区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。

⑤ その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 1,000 円

イ 本割引に係る割引可能回線の数、料金月の末日時点における特定IDの数、割引対象回線の数及び特定固定回線の数に基づき算定します。

ウ イで算定した割引可能回線の数、割引可能上限数を上回るときは、契約者があらかじめ指定した割引対象回線について、本割引を適用します。この場合において、契約者からの指定がない場合は、当社が別に定める方法により本割引を適用する割引対象回線を定めます。

エ 本割引は、LTEサービスの契約者回線((29)の適用を受けていないものに限ります。)であって、次のいずれかに該当するもの

に限り、選択することができます。

かに該当するものに限り、選択することができます。

(ア) 特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)を除きます。)の適用を受けているもの

(イ) 基本使用料の料金種別がLTEフラットforTab、LTEフラットforDATA(m)、LTEフラットforTab(L)又はLTEフラットforDATA(m/L)のもの

オ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線等群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線等群を構成する申出であるときは、登録する1の割引選択回線等群について1の割引選択回線等群代表者(その割引選択回線等群を構成する割引対象回線に係る契約者(WIN割引又は特定割引に係る者を含みます。)であって、割引選択回線等群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表することができる者をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定して、当社に申し出ていただきます。

カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)でないとき。

(イ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した割引選択回線等群を構成するいずれかの他の電気通信回線又は特定IDに係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(ウ) 割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。

(エ) 割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。

(オ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(カ) 指定した割引選択回線等群に係る割引選択回線等群代表者から承諾が得られないとき。

(キ) その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ク) その申出の内容に不備があるとき。

(ケ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

キ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

ク 本割引の適用は、オの申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日(その料金月において、au契約(本割引に相当する適用を受けるものに限り)からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。)から開始します。

ケ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。

(ア) その契約者回線（LTEデュアルに係るものに限り。）について、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき。

(イ) その契約者回線（LTEシングルに係るものに限り。）について、基本使用料の料金種別がLTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA (m)、LTEフラット for Tab (L) 又はLTEフラット for DATA (m/L) でないとき。

(ウ) 割引選択回線等群を構成する特定固定回線について、全ての特定固定サービスの提供が開始されていないとき。

(エ) 割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。

コ ケの(ウ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、全ての特定固定回線について、特定固定サービスの提供が開始されていない場合であっても、特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了した日（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了した日とします。）を含む料金月から起算して7料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、7料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。

サ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき（LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) LTE契約の解除があったとき。

(オ) その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。

(カ) その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。

(キ) その他カの(ア)から(イ)又は(オ)から(ケ)のいずれかに該当することとなったとき。

シ サの規定による本割引の適用の廃止があった場合、その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日（本割引の適用の廃止が契約移行に伴うものであるときは、契約移行の前日とします。）までの基本使用料等合計額について、本割引の適用の対象とします。

ス 本割引の提供を受けている契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により、所属する割引選択回線等群又は割引選択回線等群代表者の変更の請求をすることができます。この場合において、当社は、その請求の承諾について、カの規定に準じて取扱います。

	<p>セ 割引選択回線等群代表者を変更しようとするとき又は割引選択回線等群代表者に係る割引対象回線について本割引、W I N割引若しくは特定割引の適用の廃止があったときは、その割引対象回線のうちいずれか1の契約者（W I N割引又は特定割引に係る者を含みます。）を割引選択回線等群代表者として指定していただきます。</p> <p>ソ ス又はセの場合において、変更後の割引選択回線等群は、その請求を当社が承諾した日を含む料金月の初日から、変更後の割引選択回線等群代表者は、その請求を当社が承諾した日から適用します。</p> <p>タ 契約者は、本割引、特定割引又はW I N割引の適用に関する業務を行うために、契約者回線、他網契約者回線（特定固定サービスの電気通信回線を含みます。以下このタにおいて同じとします。）及び特定I Dに係る情報（本割引、特定割引又はW I N割引の適用に関する業務に必要な範囲のものに限ります。）について、当社、特定事業者、東北インテリジェント通信株式会社及び沖縄通信ネットワーク株式会社が相互に開示し照会することを承諾していただきます。この場合において、契約者がその契約者回線、他網契約者回線又は特定I Dに係る契約名義人と異なるときは、あらかじめその承諾に必要なその契約名義人の同意を得ていただきます。</p>													
<p>(29) 複数回線の利用を条件とするL T Eシングルに係る基本使用料の減額適用 （スマホセット割）</p>	<p>ア 複数回線の利用を条件とするL T Eシングルに係る基本使用料の減額適用（以下この欄において「本減額適用」といいます。）とは、L T Eシングルの契約者回線（次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているものに限ります。）の契約者が、判定用回線（エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係るL T E契約又はa u契約を締結している場合に、そのL T Eシングルの契約者回線に係る基本使用料について、2（料金額）に定める料金額から、次表に定める額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="470 1433 1460 1736"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th> <th>割引額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L T Eフラット f o r T a b</td> <td>934 円</td> </tr> <tr> <td>L T Eフラット f o r D A T A (m)</td> <td>934 円</td> </tr> <tr> <td>L T Eフラット f o r D A T A (m) d s</td> <td>2, 850 円</td> </tr> <tr> <td>L T Eフラット f o r T a b (L)</td> <td>934 円</td> </tr> <tr> <td>L T Eフラット f o r D A T A (m / L)</td> <td>934 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本減額適用は、L T Eシングルの契約者回線（(24)の適用を受けていないものであって、基本使用料の料金種別がアの表に定めるもの又はタブレットプランd s若しくはタブレットプランd s（L）のものに限ります。）に限り、選択することができます。</p> <p>ウ 本減額適用を選択する契約者は、1の減額対象回線（本減額適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただき</p>	基本使用料の料金種別	割引額	税抜額	L T Eフラット f o r T a b	934 円	L T Eフラット f o r D A T A (m)	934 円	L T Eフラット f o r D A T A (m) d s	2, 850 円	L T Eフラット f o r T a b (L)	934 円	L T Eフラット f o r D A T A (m / L)	934 円
基本使用料の料金種別	割引額													
	税抜額													
L T Eフラット f o r T a b	934 円													
L T Eフラット f o r D A T A (m)	934 円													
L T Eフラット f o r D A T A (m) d s	2, 850 円													
L T Eフラット f o r T a b (L)	934 円													
L T Eフラット f o r D A T A (m / L)	934 円													

ます。

エ 本減額適用に係る判定用回線とは、以下の各号（減額対象回線の基本使用料の料金種別がタブレットプランd s、LTEフラットfor DATA (m) d s又はタブレットプランd s (L)である場合は、以下の(ア)又は(ウ)に限ります。)に定める電気通信回線をいいます。

(ア) LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン(V)のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）

(イ) 当社のWIN約款に定めるauデュアル又はUIMサービスのWIN契約者回線（基本使用料の料金種別がプランF (IS)、プランF (IS) シンプル若しくはカケホ (3Gケータイ・データ付)のもの又は同契約約款に定める特定パケット通信定額制の適用を受けているものに限ります。）

(ウ) 特定事業者のLTE約款に定めるLTEデュアルの他網契約者回線（同契約約款に定める基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン(V)のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）

(エ) 特定事業者のWIN約款に定めるauデュアル又はUIMサービスの他網契約者回線（基本使用料の料金種別がプランF (IS)、プランF (IS) シンプル若しくはカケホ (3Gケータイ・データ付)のもの又は同契約約款に定める特定パケット通信定額制の適用を受けているものに限ります。）

オ 当社は、ウに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定した判定用回線が、他のLTEシングルの契約者回線に係る本減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

(イ) 指定した判定用回線が、当社のWIN約款に定める複数回線の利用を条件とするauパケットに関する基本使用料の減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

(ウ) 指定した判定用回線が、特定事業者のLTE約款に定める複数回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

(エ) 指定した判定用回線が、特定事業者のWIN約款に定める複数回線の利用を条件とするauパケットに関する基本使用料の減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

(オ) 指定した判定用回線に係る契約者名義が、減額対象回線に係る契約者名義と異なるとき。

(カ) 判定用回線について、この約款、当社のWIN約款又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款の定めるところにより、LTEサービス又はauサービスの利用の一時休止が行われているとき。

	<p>(キ) その契約者が、減額対象回線及び判定用回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ク) その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>(ケ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>カ 本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>キ 本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。</p> <p>ク 当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、本減額適用を廃止します。</p> <p>(ア) 減額対象回線又は判定用回線に係るLTE契約又はau契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) 減額対象回線又は判定用回線に係るLTEサービス又はauサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(ウ) 減額対象回線又は判定用回線に係るLTEサービス利用権又はauサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(エ) 減額対象回線又は判定用回線に係る契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(オ) 減額対象回線について、LTEデュアル、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(カ) 減額対象回線について、アの表に定めるもの、タブレットプランds若しくはタブレットプランds(L)以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。</p> <p>(キ) 判定用回線について、LTEシングル又はauパケットへのLTEサービス又はauサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(ク) 判定用回線について、エに定める条件に該当しなくなったとき。</p> <p>ケ クの規定により、本減額適用を廃止した場合、その事由が生じた日(LTEサービス利用権若しくはauサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</p> <p>コ キからケの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、その定めるところによります。</p> <p>(ア) 減額対象回線に係るLTEサービスの利用の一時休止があった後、その休止日を含む料金月においてLTEサービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本減額適用の申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月のうちLTEサービスの利用の一時休止期間を除く期間に係る日数に応じて、アの表に規定する割引額を日割りして適用します。</p>
--	--

	<p>(イ) 判定用回線に係るLTEサービス又はauサービスの利用の一時休止があった後、その休止日を含む料金月においてLTEサービス又はauサービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本減額適用の申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月について本減額適用を行います。</p> <p>(ウ) 本減額適用の申込みがあり当社が承諾した日を含む料金月においてクに定める事由が生じた場合は、本減額適用を行いません。</p> <p>サ アからコの規定にかかわらず、その減額対象回線について、(10)又は(24)の適用を受けている場合、その料金月において本減額適用を行いません。</p> <p>シ アに定める割引額は、その基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。</p> <p>ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>セ 本減額適用を受けている契約者回線の契約者は、判定用回線（その判定用回線に係る減額対象回線の基本使用料の料金種別がタブレットプランd s又はタブレットプランd s（L）のものに限ります。）について、エに定める条件に該当しないこととなる請求（LTEサービス利用権の譲渡の請求又は契約者の地位の承継の届出を含みます。）を行う場合、その請求に先立ち、その減額対象回線について、基本使用料の料金種別の変更（タブレットプランd s又はタブレットプランd s（L）以外への変更に限ります。）を請求していただきます。</p> <p>ソ 判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本減額適用の適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本減額適用の適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、特定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>
<p>(30) 特定金融商品契約を条件とする減額等適用（金融サービスセット割）</p>	<p>ア 当社は、特定金融商品契約（当社の金融サービスセット割利用規約に定める対象金融商品契約をいいます。以下同じとします。）の契約者から指定があった場合、その指定のあった契約者回線に係るau（LTE）通信サービスに係る料金について、当社が別に定めるところにより、減額（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。</p> <p>イ 本減額適用に係る提供条件は、当社の金融サービスセット割利用規約に定めるところによります。</p> <p>ウ 契約者は、本減額適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用に必要な範囲に限ります。）について、特定事業者との間で相互に開示し照会すること、及びこれを利用することを承諾していただきます。</p>
<p>(31) 特定のLTEデュアルの契約者回線と</p>	<p>ア 特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成（以下この欄において「本取扱い」といいます。）とは、判定用回線（ウに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）と対</p>

<p>の回線群の構成</p>	<p>象回線（エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）による回線群（以下この欄において「特定回線群」といいます。）を構成することをいいます。</p> <p>イ 本取扱いを選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ウ 本取扱いに係る判定用回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。</p> <p>（ア）LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）を除きます。）の適用を受けているものに限ります。）</p> <p>（イ）特定事業者のLTE約款に定めるLTEデュアルの他網契約者回線（同契約約款に定める基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）を除きます。）の適用を受けているものに限ります。）</p> <p>エ 本取扱いに係る対象回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。</p> <p>（ア）LTEシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がQuastationプランdsのものに限ります。）</p> <p>（イ）特定事業者のLTE約款に定めるLTEシングルの他網契約者回線（同契約約款に定める基本使用料の料金種別がQuastationプランdsのものに限ります。）</p> <p>オ 当社は、イの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>（ア）指定した判定用回線が所属する特定回線群を構成する対象回線が6以上となるとき。</p> <p>（イ）指定した判定用回線が、他の特定回線群に係る判定用回線として指定されたものであるとき。</p> <p>（ウ）指定した判定用回線が、特定事業者のLTE約款に定める特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成に係る回線群の判定用回線として指定されたものであるとき。</p> <p>（エ）指定した判定用回線に係る契約者名義が、対象回線に係る契約者名義と異なるとき。</p> <p>（オ）判定用回線について、この約款又は特定事業者のLTE約款の定めるところにより、LTEサービスの利用の一時休止が行われているとき。</p> <p>（カ）その契約者が、判定用回線及び対象回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>（キ）その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>（ク）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>カ 本取扱いの開始は、イの申出を当社が承諾した日からとしま</p>
----------------	--

	<p>す。</p> <p>キ 当社は、次のいずれかに該当する場合は、その対象回線について本取扱いを廃止します。</p> <p>(ア) その対象回線に係るLTE契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) その対象回線に係るLTE契約について、Quas t a t i o nプランds以外の基本使用料の料金種別を選択することとなる請求等があったとき。</p> <p>(ウ) その対象回線が所属する特定回線群の判定用回線について、ウに定める条件に該当しなくなったとき。</p> <p>ク 本取扱いを受けている契約者回線の契約者は、判定用回線について、ウに定める条件に該当しないこととなる請求（LTEサービス利用権の譲渡の請求又は契約者の地位の承継の届出を含みます。）を行う場合、その請求に先立ち、その判定用回線が所属する特定回線群を構成する全ての対象回線について、その対象回線に接続する端末設備の変更若しくは一時休止の請求又はLTE契約の解除の通知を行っていただきます。</p> <p>ケ 判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本取扱いの適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本取扱いの適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、特定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p>
--	--

2 料金額

2-1 基本使用料

2-1-1 LTEデュアルに係るもの

(1) (2)以外のもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額 税抜額
第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	LTEプラン	1,868円
		LTEプランS	1,996円
		カケホ	4,200円
		スーパーカケホ	3,200円
		ジュニアスマートフォンプラン	4,620円
		オフィスケータイプラン	1,600円
		カケホ(ケータイ/V)	3,700円
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	2,700円
		VKプランM	3,240円
		VKプランS	1,996円
		VKプラン	1,996円
	オフィスケータイプランVK(ケータイ)	1,600円	
	カテゴリーⅡ	シンプル	2,480円
		カケホ	3,980円
スーパーカケホ		2,980円	
第2種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	LTEプラン(V)	1,868円
		カケホ(V)	4,200円
		スーパーカケホ(V)	3,200円
		スーパーカケホ(V・a)	3,890円
		ジュニアスマートフォンプラン(V)	4,620円
		オフィスケータイプラン(V)	1,600円
		カケホ(ケータイ/V)	3,700円
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	2,700円
		VKプランM	3,240円
		VKプランS	1,996円
		VKプラン	1,996円
	オフィスケータイプラン(VK)	1,600円	
	mamorino Watchプラン	1,996円	
	カテゴリーⅡ	シンプル(V)	2,480円
カケホ(V)		3,980円	
スーパーカケホ(V)		2,980円	
ジュニアケータイプラン		1,500円	
第3種LTEデュアル	カテゴリーⅡ	ナンバーシェアプラン	300円

(2) 第2種定期LTE契約に係るもの

ア タイプIに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額	
			税抜額	
第1種LTEデュアル	カテゴリーI	LTEプラン	934円	
		LTEプランS	998円	
		カケホ	2,700円	
		スーパーカケホ	1,700円	
		ジュニアスマートフォンプラン	3,620円	
		オフィスケータイプラン	800円	
		カケホ(ケータイ/V)	2,200円	
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,200円	
		VKプランM	1,620円	
		VKプランS	998円	
		VKプラン	998円	
		オフィスケータイプランVK(ケータイ)	800円	
		カテゴリーII	シンプル	980円
			カケホ	2,480円
スーパーカケホ	1,480円			
第2種LTEデュアル	カテゴリーI	LTEプラン(V)	934円	
		カケホ(V)	2,700円	
		スーパーカケホ(V)	1,700円	
		スーパーカケホ(V・a)	2,390円	
		ジュニアスマートフォンプラン(V)	3,620円	
		オフィスケータイプラン(V)	800円	
		カケホ(ケータイ/V)	2,200円	
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,200円	
		VKプランM	1,620円	
		VKプランS	998円	
		VKプラン	998円	
		オフィスケータイプラン(VK)	800円	
		mamorino Watchプラン	998円	
		カテゴリーII	シンプル(V)	980円
カケホ(V)	2,480円			
スーパーカケホ(V)	1,480円			
ジュニアケータイプラン	500円			

イ タイプIIに係るもの

1 契約ごとに月額

区分	基本使用料の料金種別	料金額
----	------------	-----

			税抜額
第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ	3,000円
		スーパーカケホ	2,000円
		カケホ(ケータイ/V)	2,500円
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,500円
	カテゴリーⅡ	シンプル	1,280円
		カケホ	2,780円
第2種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ(V)	3,000円
		スーパーカケホ(V)	2,000円
		スーパーカケホ(V・a)	2,690円
		カケホ(ケータイ/V)	2,500円
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,500円
	カテゴリーⅡ	シンプル(V)	1,280円
カケホ(V)		2,780円	
		スーパーカケホ(V)	1,780円

2-1-2 LTEシングルに係るもの

(1) (2)から(6)以外のもの

1契約ごとに月額

区分	基本使用料の料金種別	料金額
		税抜額
第1種LTEシングル	LTEフラット for DATA	6,700円
	LTEフラット for Tab	6,700円
	LTEフラット for DATA (m)	6,700円
	LTEフラット for DATA (m) ds	6,700円
第2種LTEシングル	WiMAX2+フラット for DATA	5,196円
	WiMAX2+フラット for DATA EX	5,880円
	WiMAX2+フラット for HOME	5,880円
第3種LTEシングル	LTEフラット for Tab (L)	6,700円
	LTEフラット for DATA (m/L)	6,700円
	Qua stationプラン ds	300円
第4種LTEシングル	WiMAX2+フラット for DATA (L)	5,196円
	WiMAX2+フラット for DATA EX (L)	5,880円
	WiMAX2+フラット for HOME (L)	5,880円

(2) 第2種定期LTE契約に係るもの

ア タイプⅠに係るもの

1契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額
第1種LTEシングル	カテゴリー-I	LTEフラット for DATA	5,700円
		LTEフラット for Tab	5,700円
		LTEフラット for DATA (m)	5,700円
		LTEフラット for DATA (m) ds	5,700円
第2種LTEシングル	カテゴリー-I	WiMAX2+フラット for DATA	4,196円
		WiMAX2+フラット for DATA EX	4,880円
		WiMAX2+フラット for HOME	4,880円
第3種LTEシングル	カテゴリー-I	LTEフラット for Tab (L)	5,700円
		LTEフラット for DATA (m/L)	5,700円
第4種LTEシングル	カテゴリー-I	WiMAX2+フラット for DATA (L)	4,196円
		WiMAX2+フラット for DATA EX (L)	4,880円
		WiMAX2+フラット for HOME (L)	4,880円

(3) 第3種定期LTE契約に係るもの

1契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額
第2種LTEシングル	カテゴリー-I	WiMAX2+フラット for DATA	4,196円
		WiMAX2+フラット for DATA EX	4,880円
第4種LTEシングル	カテゴリー-I	WiMAX2+フラット for DATA (L)	4,196円
		WiMAX2+フラット for DATA EX (L)	4,880円

(4) 第4種定期LTE契約に係るもの

1契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額
第2種LTEシングル	カテゴリー-I	WiMAX2+フラット for DATA	4,196円
第4種LTEシングル	カテゴリー-I	WiMAX2+フラット for DATA (L)	4,196円

(5) 第5種定期LTE契約に係るもの

1契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額
第1種LTEシングル	カテゴリー-I	タブレットプラン ds	2,500円
第3種LTEシングル	カテゴリー-I	タブレットプラン ds (L)	2,500円

(6) 第6種定期LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額
第1種LTEシングル	カテゴリーーI	タブレットプランds	1,700円
第3種LTEシングル	カテゴリーーI	タブレットプランds(L)	1,700円

2-1-3 LTEモジュールに係るもの

(1) 一般LTEモジュールに係るもの

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別		料金額
		税抜額
LTE Low		400円
LTE Mid		500円
LTE High		600円
LTEモジュールフラット		6,700円
LTEモジュールダブル定額		800円

2-2 オプション機能使用料

2-2-1 2-2-2以外のもの

(1) LTEサービスに係るもの

各単位ごとに月額

区分		単位	料金額
			税抜額
留守番伝言機能 (お留守番サービスEX)		1契約ごとに	300円
三者通話機能 (三者通話サービス)		1契約ごとに	200円
割込通話機能 (割込通話サービス)	第2種LTEデュアルに係るもの	1契約ごとに	200円
迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)		1契約ごとに	100円
着信短縮ダイヤル機能	1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうち複数の地域内とする場合	1着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000円
	1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうちいずれか1の地域内に限定する場合	1着信短縮ダイヤル番号ごとに	22,000円
呼出音設定機能(待ちうた)		1契約ごとに	100円
番号変換機能 (KDDI ビジネスコールダイレクト)		1契約ごとに	2,000円
保留転送機能		1契約ごとに	300円
番号変換文字メッセージ受信機能		1契約ごとに	300円
LTE NET機能		1契約ごとに	300円
webフィルタリング・カスタマイズ機能の利用に係る加算額		1契約ごとに	100円
LTE NET for DATA機能	タイプII	1契約ごとに	500円
テザリング利用機能		1契約ごとに	500円
WiMAX利用機能			
ハイスピードプラスエリアモードの利用に係る加算額		1契約ごとに	1,005円
ナンバーシェア機能		1契約ごとに	50円

(2) LTEモジュールに係るもの

各単位ごとに月額

区分		単位	料金額
			税抜額

L T E N E T f o r D A T A機能	タイプⅡ	1 契約ごとに	500 円
--------------------------------	------	---------	-------

2-2-2 海外ローミング機能

(1) (2)又は(3)以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る1の利用につき利用時間1分までごとに

海外利用地域	区分及び料金額			
	国内通話利用	国際通話利用		着信通話利用
		日本着信	日本着信以外	
アジア 1	70 円	175 円	265 円	145 円
アジア 2	75 円	175 円	265 円	155 円
アジア 3	70 円	175 円	265 円	155 円
アジア 4	75 円	175 円	265 円	80 円
アジア 5	70 円	260 円	280 円	155 円
アジア 6	95 円	280 円	280 円	180 円
アジア 7	80 円	280 円	280 円	160 円
アジア 8	70 円	195 円	280 円	80 円
アジア 9	80 円	280 円	280 円	80 円
アジア 10	75 円	380 円	380 円	80 円
アジア 11	80 円	380 円	380 円	140 円
アジア 12	70 円	180 円	280 円	180 円
アジア 13	80 円	180 円	280 円	180 円
アジア 14	80 円	380 円	380 円	180 円
アジア 15	80 円	300 円	300 円	220 円
アジア 16	80 円	180 円	280 円	140 円
アジア 17	80 円	250 円	280 円	140 円
アジア 18	70 円	260 円	280 円	140 円
アジア 19	80 円	280 円	280 円	140 円
アジア 20	80 円	180 円	280 円	110 円
アジア 21	50 円	125 円	265 円	70 円
アジア 22	180 円	480 円	480 円	230 円
オセアニア 1	80 円	180 円	280 円	80 円
オセアニア 2	120 円	140 円	210 円	165 円
オセアニア 3	80 円	140 円	210 円	130 円
オセアニア 4	80 円	280 円	280 円	80 円
オセアニア 5	480 円	880 円	880 円	560 円
オセアニア 6	130 円	580 円	580 円	210 円
オセアニア 7	180 円	380 円	380 円	270 円
アメリカ 1	120 円	140 円	210 円	165 円
アメリカ 2	70 円	230 円	280 円	180 円
アメリカ 3	80 円	380 円	380 円	190 円
アメリカ 4	120 円	140 円	210 円	165 円
アメリカ 5	130 円	250 円	280 円	190 円
アメリカ 6	155 円	250 円	280 円	190 円
アメリカ 7	80 円	250 円	280 円	100 円
アメリカ 8	80 円	180 円	280 円	190 円

アメリカ9	80円	280円	280円	190円
アメリカ10	155円	330円	330円	190円
アメリカ11	80円	280円	280円	140円
アメリカ12	130円	330円	330円	140円
アメリカ13	70円	230円	280円	140円
アメリカ14	80円	180円	280円	140円
アメリカ15	130円	380円	380円	270円
アメリカ16	80円	280円	280円	100円
アメリカ17	200円	500円	500円	270円
ヨーロッパ1	80円	180円	280円	110円
ヨーロッパ2	80円	280円	280円	110円
ヨーロッパ3	100円	250円	280円	110円
ヨーロッパ4	100円	280円	280円	140円
ヨーロッパ5	100円	380円	380円	140円
ヨーロッパ6	80円	280円	280円	140円
ヨーロッパ7	80円	380円	380円	110円
ヨーロッパ8	80円	380円	380円	180円
ヨーロッパ9	100円	450円	450円	180円
アフリカ1	80円	280円	280円	160円
アフリカ2	80円	180円	280円	160円
アフリカ3	80円	380円	380円	160円
アフリカ4	80円	280円	280円	180円
アフリカ5	100円	280円	280円	180円
アフリカ6	100円	380円	380円	180円
アフリカ7	130円	380円	380円	160円
アフリカ8	180円	480円	480円	160円
アフリカ9	80円	480円	480円	160円
航空機内	650円	650円	650円	800円
船舶	650円	650円	650円	800円
備考 各海外利用地域の区分における海外利用地域については、別表2（海外ローミング機能の海外利用地域）の(1)に定めるところによります。				

(2) 海外SMS利用に係るもの

1送信ごとに

送信文字数	料金額
70文字まで (半角英数字のみの場合 160文字まで)	100円
71文字から 134文字まで (半角英数字のみの場合 161文字から 306文字まで)	200円
135文字から 201文字まで (半角英数字のみの場合 307文字から 459文字まで)	300円
202文字から 268文字まで (半角英数字のみの場合 460文字から 612文字まで)	400円
269文字から 335文字まで	500円

(半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	
336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	600 円
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	700 円
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	800 円
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	900 円
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	1,000 円

(3) 海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用
に係るもの

料金額
1 課金対象データごとに 1.6 円

第2 通話料

1 適用

通話料の適用については、第57条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第94条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用																			
(1) 在圏区分及び通話区分の適用	ア 当社は、通話料を適用するため、在圏地域（その通話を行った契約者回線（ナンバーシェア主回線又はナンバーシェア副回線への通話については、その着信に係る信号に対し応答信号を先に送出した契約者回線とします。）に接続されている移動無線装置が在圏する都道府県をいいます。以下同じとします。）及び通話を次のとおり区分します。 (ア) 在圏区分 ① ②以外のもの																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>在圏区分</th> <th>在圏地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道地区</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北地区</td> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県</td> </tr> <tr> <td>北陸地区</td> <td>富山県、石川県、福井県</td> </tr> <tr> <td>関東・中部地区</td> <td>東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県</td> </tr> <tr> <td>関西地区</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</td> </tr> <tr> <td>中国地区</td> <td>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県</td> </tr> <tr> <td>四国地区</td> <td>徳島県、香川県、愛媛県、高知県</td> </tr> <tr> <td>九州地区</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> </tbody> </table>	在圏区分	在圏地域の範囲	北海道地区	北海道	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	北陸地区	富山県、石川県、福井県	関東・中部地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県	関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	在圏区分	在圏地域の範囲																	
	北海道地区	北海道																	
	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県																	
	北陸地区	富山県、石川県、福井県																	
	関東・中部地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県																	
	関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県																	
	中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県																	
	四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県																	
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県																		
② 相互接続点からの通話に係るもの																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>在圏区分</th> <th>在圏地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道地区</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北地区</td> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県</td> </tr> <tr> <td>北陸地区</td> <td>富山県、石川県、福井県</td> </tr> <tr> <td>関東・中部地区</td> <td>東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県</td> </tr> <tr> <td>関西地区</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</td> </tr> <tr> <td>中国地区</td> <td>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県</td> </tr> <tr> <td>四国地区</td> <td>徳島県、香川県、愛媛県、高知県</td> </tr> <tr> <td>九州地区</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分</td> </tr> </tbody> </table>	在圏区分	在圏地域の範囲	北海道地区	北海道	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	北陸地区	富山県、石川県、福井県	関東・中部地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県	関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分	
在圏区分	在圏地域の範囲																		
北海道地区	北海道																		
東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県																		
北陸地区	富山県、石川県、福井県																		
関東・中部地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県																		
関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県																		
中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県																		
四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県																		
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分																		

	県、宮崎県、鹿児島県												
	(イ) 通話区分												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">通話区分</th> <th>適用する通話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">域内・地域隣接県通話</td> <td>県内通話</td> <td>その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話</td> </tr> <tr> <td>県間通話</td> <td>その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地域隣接県外通話</td> <td>地域内・地域隣接県通話以外の通話</td> </tr> </tbody> </table>	通話区分		適用する通話	域内・地域隣接県通話	県内通話	その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話	県間通話	その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの	地域隣接県外通話		地域内・地域隣接県通話以外の通話	
通話区分		適用する通話											
域内・地域隣接県通話	県内通話	その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話											
	県間通話	その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの											
地域隣接県外通話		地域内・地域隣接県通話以外の通話											
	<p>イ アに規定する区分は、移動無線装置が接続されている無線基地局設備の所在する場所又は協定事業者の電気通信回線設備の終端の所在する場所に基づき、当社が別に定めるところにより適用します。</p> <p>ウ アに規定する区分は、通話を開始した時点の区分を適用し、その通話が終了するまで変更しません。</p> <p>エ 当社が別に定める地域又は電気通信設備へ行った通話については、アの規定にかかわらず、当社が定める通話区分を適用します。</p>												
(2) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分の適用	<p>ア 昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。 ただし、土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後7時から午後11時までの間</td> </tr> <tr> <td>深夜・早朝</td> <td>午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯区分	時間帯	昼間	午前8時から午後7時までの間	夜間	午後7時から午後11時までの間	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間	時間帯区分	時間帯	土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間
時間帯区分	時間帯												
昼間	午前8時から午後7時までの間												
夜間	午後7時から午後11時までの間												
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間												
時間帯区分	時間帯												
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間												
(3) プリペイド通話に係る前払い通話料の残高の取り扱い	<p>プリペイド通話に係る前払い通話料の残高が、料金表第1表第2（通話料）2（料金額）に規定するプリペイド通話に係る通話料それぞれの課金単位あたりの料金額に満たない場合において、通話又は文字メッセージ送信が行われたときは、その残高を、その通話又は文字メッセージ送信に係る1の課金単位あたりの料金額とみなして取り扱います。</p>												
(4) a u国際通話に係る通話	<p>a u国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、2-1-3に規定する料金額を適用します。</p>												

料の適用																		
<p>(4)の2 au国際通話に係る通話料の定額適用 (au国際通話定額)</p>	<p>ア au国際通話に係る通話料の定額適用 (以下「au国際通話定額」といいます。)とは、(ア)に定める定額料を支払った場合に、その契約者回線 ((イ)に定める種類の特定期間データ通信定額の取扱い (以下この欄において「対象データ通信定額」といいます。))の適用を受けているもの限ります。)からのau国際通話 (別表5に定める地域 (以下「au国際通話定額地域」といいます。))への通話に限ります。以下この欄において同じとします。)に関する料金 (特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)について、2-1-3に規定する料金額に代えて、au国際通話等合算回数 (イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)に応じて、(ウ)に定める料金額を適用する取扱いをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p>① ②以外の場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="464 817 1465 902"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>980 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② その料金月において、対象データ通信定額 (データ定額1、データ定額2、データ定額3、データ定額1 (V)、データ定額2 (V)、データ定額3 (V) 又は特定期間データ通信定額制II (ケータイ/V-i) 若しくは特定期間データ通信定額制II (ケータイ/V-ii) のデータ定額1 (ケータイ/V)、データ定額2 (ケータイ/V) 若しくはデータ定額3 (ケータイ/V) に限ります。)の適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="464 1234 1465 1319"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>1,480 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 特定期間データ通信定額の取扱い</p> <table border="1" data-bbox="464 1361 1465 1570"> <tr> <td>特定期間データ通信定額制II、特定期間データ通信定額制II (V)、特定期間データ通信定額制II (ケータイ/V-i)、特定期間データ通信定額制II (ケータイ/V-ii)、特定期間データ通信段階定額制、特定期間データ通信段階定額制 (V)、特定期間データ通信定額制III、特定期間データ通信定額制III (V)</td> </tr> </table> <p>(ウ) 適用額</p> <p>① その契約者回線からのau国際通話等合算回数が50回以内のものであるau国際通話に係るもの。</p> <table border="1" data-bbox="464 1697 1465 1951"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通話料</td> <td>ア イ以外の部分</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>イ 別記15の規定により測定した通話時間がそのau国際通話を開始した時点から15分を超える部分</td> <td>30秒までごとに20円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② その契約者回線からのau国際通話等合算回数が51回以上のものであるau国際通話に係るもの。</p>	区分	料金額	定額料	980 円	区分	料金額	定額料	1,480 円	特定期間データ通信定額制II、特定期間データ通信定額制II (V)、特定期間データ通信定額制II (ケータイ/V-i)、特定期間データ通信定額制II (ケータイ/V-ii)、特定期間データ通信段階定額制、特定期間データ通信段階定額制 (V)、特定期間データ通信定額制III、特定期間データ通信定額制III (V)		区分	料金額	通話料	ア イ以外の部分	0 円	イ 別記15の規定により測定した通話時間がそのau国際通話を開始した時点から15分を超える部分	30秒までごとに20円
区分	料金額																	
定額料	980 円																	
区分	料金額																	
定額料	1,480 円																	
特定期間データ通信定額制II、特定期間データ通信定額制II (V)、特定期間データ通信定額制II (ケータイ/V-i)、特定期間データ通信定額制II (ケータイ/V-ii)、特定期間データ通信段階定額制、特定期間データ通信段階定額制 (V)、特定期間データ通信定額制III、特定期間データ通信定額制III (V)																		
	区分	料金額																
通話料	ア イ以外の部分	0 円																
	イ 別記15の規定により測定した通話時間がそのau国際通話を開始した時点から15分を超える部分	30秒までごとに20円																

区分		料金額
通話料	定額通話料	1のa u国際通話ごとに 300円
	上欄に定める定額通話料のほか	
	ア イ以外の部分	0円
	イ 別記 15 の規定により測定した通話時間がそのa u国際通話を開始した時点から15分を超える部分	30秒までごとに20円

イ a u国際通話等合算回数とは、その料金月における、その契約者回線からのa u国際通話の回数及び特定携帯国際自動通話（当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話定額地域への通話に限ります。以下この欄において同じとします。）をいいます。以下この欄において同じとします。）の回数を合算したものをいいます。

ウ a u国際通話定額は、LTEデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。

（ア）対象データ通信定額の適用を受けていること。

（イ）a u国際通話利用規制の適用を受けていないこと。

エ a u国際通話定額を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

オ a u国際通話定額の適用の開始は、エの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

カ 当社は、a u国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者からa u国際通話定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、a u国際通話定額の適用を廃止します。

（ア）LTE契約の解除があったとき。

（イ）LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ）LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

（エ）対象データ通信定額の適用の廃止（他の対象データ通信定額の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。

キ カの規定により、a u国際通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	a u国際通話定額の適用
1 2又は3以外によりa u国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのa u国際通話に関する料金について、a u国際通話定額の適用の対象とします。
2 カの（ア）、（イ）又は（ウ）によりa u国際通話定額を廃止したとき（3に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日までのa u国際通話に関する料金について、a u国際通話定額の適用の対象とします。

<p>3 カの(ア) (a u 契約 (a u デュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)又は(エ)により a u 国際通話定額を廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日の前日までの a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。</p>
<p>ク 料金月の起算日以外の日、対象データ通信定額の種類の変更等(アの(ア)の①に該当する種類と②に該当する種類のものに限ります。)があった場合、アの規定にかかわらず、その変更等があった日を含む料金月については、アの(ア)の①に定める定額料を適用します。</p> <p>ケ 定額料については、日割りを行いません。</p> <p>コ 当社は、a u 国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、a u 国際通話定額並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用(当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものとします。</p> <p>(ア) 第 42 条(利用停止)第 1 項第 13 号及び第 14 号に該当するとき。</p> <p>(イ) 第 80 条(利用に係る契約者の義務)第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当するとき。</p> <p>(ウ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>(エ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>(オ) その契約者からシに定める協力を得られないとき。</p> <p>(カ) その契約者回線からの a u 国際通話及び特定携帯国際自動通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(通話に係るものに限ります。)を利用するための電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>(キ) その契約者回線からの a u 国際通話及び特定携帯国際自動通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>サ 当社は、a u 国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、コに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の前料金月の末日に遡って a u 国際通話定額の適用を廃止できるものとします。この場合において、この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は a u 国際通話定額の適用を申し出ることができないものとします。</p> <p>シ 当社は、コに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p>	

	<p>ス 契約者は、当社がシに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>		
<p>(5) ローミングの通話料の適用</p>	<p>ア ローミング（特定事業者のLTE約款に規定するLTEデュアルの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線から行った通話については、特定事業者のLTE約款料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。</p> <p>イ ローミング（特定事業者のLTE約款に規定するLTEモジュールの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線から行ったSMS送信については、特定事業者のLTE約款料金表に規定するLTEモジュールに関する料金額と同額を適用します。</p> <p>ウ 相互接続点からローミングの契約者回線への通話に係る料金については、2-1-4に規定する料金額を適用します。</p>		
<p>(6) SMS機能を利用した通信に係る通話料の適用</p>	<p>ア SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして2-1-1-3又は2-2-1に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかのSMS送信については、2-1-1-3に規定する料金額の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 第1（基本使用料等）1（適用）（7）に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が選択した割引選択回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線へのSMS送信</p> <p>(イ) (20)に規定する特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けている契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した特定電話番号に係る契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線へのSMS送信（特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けている契約者回線について、LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があった日において行われたものを除きます。）</p> <p>(ウ) 次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線（特定事業者が提供するau（LTE）通信サービス若しくはau（WIN）通信サービス、コネクタAir通信サービス（当社のKDDI IoTコネクタAir通信サービス契約約款に定めるKDDI IoTコネクタAir通信サービスをいいます。以下同じとします。）又はSORACOM Air for セルラー通信サービス（当社のSORACOM Air for セルラー通信サービス契約約款に定めるSORACOM Air for セルラー通信サービス又は特定事業者のSORACOM Air for セルラー通信サービス契約約款に定めるSORACOM Air for セルラー通信サービスをいいます。以下同じとします。）のものに限ります。）へのSMS送信</p> <table border="1" data-bbox="464 1854 1465 2016"> <tr> <th data-bbox="464 1854 1465 1899">基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1899 1465 2016">LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン</td> </tr> </table>	基本使用料の料金種別	LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン
基本使用料の料金種別			
LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン			

	(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)、mamorinoWatchプラン				
(7) 番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用	<p>ア 番号変換機能を利用して行われた通話（保留転送機能を利用して行われた通話又は番号変換文字メッセージ送信機能を利用して行われた文字メッセージ送信を含みます。以下同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">定額料</td> <td style="text-align: center;">税抜額 900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、番号変換機能を利用した通話の有無にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換機能の廃止があった日（料金月の末日以外の日にLTE契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日）までの期間（以下この欄において「定額料の支払いを要する期間」といいます。）について、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日（定額料の支払いを要する期間の部分に限ります。）にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合は、この限りではありません。</p> <p>ウ アに規定する定額料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その定額料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>エ 当社は、定額料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、アに定める定額料をその提供日数に応じて日割りします。</p>	区分	料金額	定額料	税抜額 900円
区分	料金額				
定額料	税抜額 900円				
(8) 削除	削除				
(9) 契約移行に係る定額料の取扱い	<p>ア 当社は、次表に定める通話料の取扱い（以下この欄において「LTE通話料割引」といいます。）の申出があった場合であって、その申出がau契約（そのWIN契約者回線について、請求のあったLTE通話料割引に相当する通話料の取扱い（以下この欄において「WIN通話料割引」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のLTE通話料割引に係る定額料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、そのWIN通話料割引の適用の開始があった場合は、その日とします。）から、そのLTE通話料割引の適用の開始があったものとみなして取り扱います。</p>				

	<p style="text-align: center;">通話料の取扱い</p> <p>(7) 番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、(19) 特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(20) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(27) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用、(28) 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用</p> <p>イ au契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのWIN契約者回線について、契約移行前の契約者回線について適用を受けていたLTE通話料割引に相当するWIN通話料割引の申出があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のそのLTE通話料割引に係る定額料については、当社のWIN約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>				
<p>(10) LTEプラン等の契約者回線に係る通話料の適用</p>	<p>次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、同表右欄に定める時間帯におけるその契約者回線から特定電気通信回線（LTEデュアルの契約者回線、当社のWIN約款に定めるauサービス（auデュアル又はUIMサービスに限ります。）若しくはプリペイド電話のWIN契約者回線又は特定事業者のLTE約款に定めるLTEデュアル若しくはWIN約款に定めるauサービス（auデュアル又はUIMサービスに限ります。）若しくはプリペイド電話の他網契約者回線をいいます。）への通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含まず。）の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="464 1151 1460 1447"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1151 963 1196">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="963 1151 1460 1196">支払いを要しない時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1196 963 1447">LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、VKプラン、mamorinoWatchプラン</td> <td data-bbox="963 1196 1460 1447">午前1時から午後9時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない時間帯	LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、VKプラン、mamorinoWatchプラン	午前1時から午後9時までの間
基本使用料の料金種別	支払いを要しない時間帯				
LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、VKプラン、mamorinoWatchプラン	午前1時から午後9時までの間				
<p>(10) の 2 カケホ等の契約者回線に係る通話料の適用</p>	<p>ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話（(17)の適用を受けた通話（同欄のアの（イ）に定めるものに限ります。）、(21)の適用を受けた通話（同欄のアの表の（ウ）及び（エ）に定めるものに限ります。）、(27)若しくは(28)のアの（ア）の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話、au国際通話、株式会社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービス（同社のワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このアにおいて同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含まず。以下このアにおいて同じとします。）の次表の右欄に定める部分について、その支払いを</p>				

要しません。		
基本使用料の料金種別	支払いを要しない料金	
カケホ、カケホ（V）、カケホ（ケータイ/V）	その契約者回線からの通話に関する料金	
スーパーカケホ、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、スーパーカケホ（ケータイ/V）	（ア）（イ）以外の通話	その契約者回線からの通話に関する料金（別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から5分以内の部分に係るものに限ります。）
	（イ）当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話	その契約者回線からの通話に関する料金
<p>イ LTEサービスの契約者回線（カテゴリーIIのものに限ります。）からの当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話については、アの規定にかかわらず、その通話に関する料金の支払いを要します。</p> <p>ウ 当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、アに定める取扱い並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。</p> <p>（ア）第42条（利用停止）第1項第13号及び第14号に該当するとき。</p> <p>（イ）第80条（利用に係る契約者の義務）第1項第2号及び第3号に該当するとき。</p> <p>（ウ）その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>（エ）特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>（オ）その契約者からオに定める協力を得られないとき。</p> <p>（カ）その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限ります。）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>（キ）その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>（ク）その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>エ 当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契</p>		

	<p>約者回線について、ウに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って当社が別に定める基本使用料の料金種別への変更を行うことができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者はその料金種別の変更を請求することができないものとします。</p> <p>オ 当社は、ウに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>カ 契約者は、当社がオに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>		
<p>(10) の 3 オフィスケータイプラン等の契約者回線に係る通話料の適用</p>	<p>基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）の契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に定める電気通信回線への通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="464 898 1465 1854"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 898 1465 943">支払いを要しない通話先の電気通信回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 943 1465 1854"> <p>ア 契約者回線</p> <p>イ WIN契約者回線</p> <p>ウ 他網契約者回線（特定事業者が提供するau（LTE）通信サービス若しくはau（WIN）通信サービスのものに限り。）</p> <p>エ 他網契約者回線（当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、auひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひかりビジネスサービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプII（プランIIのものに限り。）のものに限り。）若しくはIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話又は特定事業者のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのものに限り。）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	支払いを要しない通話先の電気通信回線	<p>ア 契約者回線</p> <p>イ WIN契約者回線</p> <p>ウ 他網契約者回線（特定事業者が提供するau（LTE）通信サービス若しくはau（WIN）通信サービスのものに限り。）</p> <p>エ 他網契約者回線（当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、auひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひかりビジネスサービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプII（プランIIのものに限り。）のものに限り。）若しくはIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話又は特定事業者のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのものに限り。）</p>
支払いを要しない通話先の電気通信回線			
<p>ア 契約者回線</p> <p>イ WIN契約者回線</p> <p>ウ 他網契約者回線（特定事業者が提供するau（LTE）通信サービス若しくはau（WIN）通信サービスのものに限り。）</p> <p>エ 他網契約者回線（当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、auひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひかりビジネスサービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプII（プランIIのものに限り。）のものに限り。）若しくはIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話又は特定事業者のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのものに限り。）</p>			
<p>(11) 定額料の支払いによるLTEプラン又</p>	<p>ア 基本使用料の料金種別がLTEプラン又はLTEプラン（V）の契約者回線の契約者は、次表に定める定額料を支払った場合、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線から特定電気通信</p>		

はLTEプラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用I
（au通話定額24）

回線（(10)に定めるものをいいます。）への通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）の支払いを要しません。

1 契約者回線ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 477円

イ アに定める料金の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）は、LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEプラン又はLTEプラン（V）のものに限ります。）であって、(20)の適用を受けていないもの限り、選択することができます。

ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

エ 本取扱いの適用の開始は、ウに定める申出を当社が承諾した日とします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	本取扱いの適用の開始
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン（V）への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき	その基本使用料の料金種別の変更日
5 1から4以外の場合であって、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があったとき	本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日

オ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

- (ア) LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。
 - (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
 - (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
 - (エ) LTE契約の解除があったとき。
 - (オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
 - (カ) LTEプラン又はLTEプラン（V）以外への料金種別の変更（LTEプランとLTEプラン（V）の間の変更を含みます。以下この欄において同じとします。）があったとき。
- カ オの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
2 オの(ウ)、(エ)（au契約（auデュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。

キ エの規定により本取扱いの適用を開始した場合若しくはオの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日の前日）

ク キの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、本取扱い及び(12)の適用を受けている期間については、アに規定する定額料及び(12)に規定する定額料を合算して日割りを行います。

(12) 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン（V）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱ（以下この欄において「本取扱い」といいます。）とは、(ア)に定める定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話に関する料金について、2-1-1-1に定める料金額に代えて、(イ)に定める料金額を適用する取扱いをいいます。

約者回線に係る通話料の適用Ⅱ
(通話ワイド24)

す。
(ア) 定額料

1 契約者回線ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 934 円

(イ) 適用額

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに税抜額 10 円

イ 本取扱いは、LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEプラン又はLTEプラン（V）のものに限ります。）に限り、選択することができます。

ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

エ 本取扱いの適用の開始は、ウに定める申出を当社が承諾した日とします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	本取扱いの適用の開始
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン（V）への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき	その基本使用料の料金種別の変更日
5 1から4以外の場合であって、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があったとき	本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日

オ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) LTE契約の解除があったとき。

	<p>(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(カ) LTEプラン又はLTEプラン(V)以外への料金種別の変更(LTEプランとLTEプラン(V)の間の変更を含みます。以下この欄において同じとします。)があったとき。</p> <p>カ オの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="464 443 1460 902"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 443 963 488">区分</th> <th data-bbox="963 443 1460 488">本取扱いの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 488 963 651">1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="963 488 1460 651">その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 651 963 902">2 オの(ウ)、(エ)(au契約(auデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="963 651 1460 902">その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ エの規定により本取扱いの適用を開始した場合若しくはオの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <table border="1" data-bbox="464 1070 1460 1529"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1070 719 1115">区分</th> <th data-bbox="719 1070 1460 1115">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1115 719 1323">適用開始日</td> <td data-bbox="719 1115 1460 1323">その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1323 719 1529">適用終了日</td> <td data-bbox="719 1323 1460 1529">その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク キの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、本取扱い及び(11)の適用を受けている期間については、アに規定する定額料及び(11)に規定する定額料を合算して日割りを行います。</p>	区分	本取扱いの適用	1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。	2 オの(ウ)、(エ)(au契約(auデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)
区分	本取扱いの適用												
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。												
2 オの(ウ)、(エ)(au契約(auデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。												
区分	起算日												
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日)												
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)												
(12)の2 基本使用料の料金種別による通話料の減額適用	<p>ア 次表に定める基本使用料の料金種別(以下「特定料金種別」といいます。)を選択しているLTE契約者は、その契約者回線からの通話(国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、(27)に定める定額対象部分及び(28)に定める定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用し</p>												

た後の額とします。)のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。

1 契約ごとに月額

区分	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額
		税抜額
第1種LTEデュアル	LTEプランS	0円から1,100円までの部分
	VKプランM	0円から2,600円までの部分
	VKプランS	0円から1,100円までの部分
第2種LTEデュアル	VKプランM	0円から2,600円までの部分
	VKプランS	0円から1,100円までの部分

イ 通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。

ウ 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月におけるアに定める基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに定める支払いを要しない額（以下「控除可能額」といいます。）を日割りします。

エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

オ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからエの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「通話料控除額」といいます。）が控除可能額に満たない場合は、(12)の3及び当社の電話サービス等契約約款に定める特定料金種別の特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱いを行います。

(12)の3 特定料金種別のau国際通話に係る通話料の取扱い

ア 特定料金種別を選択しているLTE契約者は、その契約者回線からのau国際通話に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、au国際通話定額に係る定額料、au国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、次表に規定する料金額（以下「au国際通話料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。

支払いを要しない額
その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額を差し引いた額にau国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。 この場合において、au国際通話充当比率は、その契約者回線からのau国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線からのau国際通話に関する料金の月間累計額と当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金（同契約約款に定めるau国際通話定額に係るau国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。）の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この(12)の3及び(14)において同じとします。

イ au国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。

ウ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下

	<p>「a u国際通話料控除額」といいます。)と当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除額を合算した額(以下「国際通話料控除額」といいます。)が、a u国際通話料控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除可能額を合算した額(以下「国際通話料控除可能額」といいます。)に満たない場合は、(12)の4に規定する取扱いを行います。</p>
<p>(12)の4 特定料金種別の国際SMS送信に係る通話料の取扱い</p>	<p>ア 特定料金種別を選択しているLTE契約者は、その契約者回線からの国際SMS送信に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額のうち、国際通話料控除可能額から国際通話料控除額を差し引いた額を上限とする額(以下「国際SMS送信料控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。</p> <p>イ 国際SMS送信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「国際SMS送信料控除額」といいます。)が国際SMS送信料控除可能額に満たない場合は、第1(基本使用料等)1(適用)(14)に規定する取扱いを行います。</p>
<p>(13) 繰越控除可能額に係る通話料の減額適用</p>	<p>ア LTE契約者は、そのLTE契約がa u契約からの契約移行により締結されたものである場合、その契約者回線(LTEデュアルに係るものに限ります。)からの通話((10)の2の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((12)の2、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)のうち、その契約者回線に係る前料金月からの繰越控除可能額(当社のWIN約款の定めるところにより、契約移行前のa u契約に係る前料金月からの繰越控除可能額から料金繰越控除額を減じて得た額とします。以下同じとします。)を上限とする額の支払いを要しません。</p> <p>イ 当社は、LTEデュアルの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「通話料繰越控除額」といいます。)が前料金月からの繰越控除可能額に満たない場合は、(14)及び当社の電話サービス等契約約款に定める繰越控除可能額に係る特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱いⅡに規定する取扱いを行います。</p> <p>ウ その料金月の末日において、LTEサービスの提供を受けている場合、その契約者回線に係る前料金月からの繰越控除可能額から料金繰越控除額((16)に定める料金繰越控除額をいいます。以下同じとします。)を減じて得た額は、無効とします。</p> <p>エ 通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、</p>

	料金月単位で行います。		
(14) 繰越控除可能額に係る a u 国際通話料の減額適用	<p>ア LTE契約者は、その契約者回線からの a u 国際通話に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、a u 国際通話定額に係る定額料、a u 国際通話定額地域への通話料及び及び定額通話料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(12)の3の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）のうち、次表に規定する料金（以下「a u 国際通話料繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">支払いを要しない額</td> </tr> <tr> <td>その契約者回線に係る前月からの繰越控除可能額から通話料繰越控除額を差し引いた額に a u 国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。</td> </tr> </table> <p>イ a u 国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、LTEサービスの契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「a u 国際通話料繰越控除額」といいます。）と当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話料繰越控除額を合算した額（以下「国際通話料繰越控除額」といいます。）が、a u 国際通話料繰越控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料繰越控除可能額を合算した額（以下「国際通話料繰越控除可能額」といいます。）に満たない場合は、(15)に規定する取扱いを行います。</p>	支払いを要しない額	その契約者回線に係る前月からの繰越控除可能額から通話料繰越控除額を差し引いた額に a u 国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。
支払いを要しない額			
その契約者回線に係る前月からの繰越控除可能額から通話料繰越控除額を差し引いた額に a u 国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。			
(15) 繰越控除可能額に係る国際SMS送信に係る通話料の減額適用	<p>ア LTE契約者は、その契約者回線（LTEデュアルに係るものに限ります。）からの国際SMS送信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(12)の4の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）のうち、その契約者回線に係る、国際通話料繰越控除可能額から国際通話料繰越控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「国際SMS送信料繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ 国際SMS送信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、LTEサービスの契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「国際SMS送信料繰越控除額」といいます。）が国際SMS送信料繰越控除可能額に満たない場合は、第1（基本使用料等）1（適用）(15)に規定する取扱いを行います。</p>		
(16) 複数回線複合割引の通話料の取扱い（家族割、法人割）	<p>ア 当社は、第1（基本使用料等）1（適用）(7)に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線（この取扱いの適用を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）からの通話（(10)の2の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa u 国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供す</p>		

るローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(10)の3、(11)、(12)、(12)の2、(17)、(19)、(20)、(21)、(27)又は(28)のAの(A)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額を控除する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。

控除額

1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。)

この場合において、充当比率は、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額(当社のWIN約款に定めるところにより、契約移行前のau契約に係る控除可能額から料金控除額を減じて得た額とします。以下同じとします。)の合計額(その割引選択回線群にWIN契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、当社のWIN約款に定める複数回線複合割引の通話料の取扱い(以下この欄において「WIN割引」といいます。)又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定める複数回線複合割引の通話料の取扱い(以下この欄において「特定割引」といいます。)の規定に基づくWIN契約者回線又は他網契約者回線に係る充当可能額を加算した額とします。)及び繰越控除余剰額(前料金月からの繰越控除可能額から料金繰越控除額(通話料繰越控除額、国際通話料繰越控除額、国際SMS送信料繰越控除額、海外ローミング通話料金繰越控除額及び第1(基本使用料等)1(適用)(15)の2の規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「海外ローミングデータ料金繰越控除額」といいます。)を合算した額をいいます。以下同じとします。)を減じて得た額をいいます。以下同じとします。)の合計額(その割引選択回線群にWIN契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、WIN割引又は特定割引の規定に基づくWIN契約者回線又は他網契約者回線に係る繰越控除余剰額を加算した額とします。)を合算して得た額を、その割引選択回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額(その割引選択回線群にWIN契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、WIN割引又は特定割引の規定に基づくWIN契約者回線又は他網契約者回線に係る料金の月間累計額(この(16)に定める月間累計額に相当するものをいいます。)を加算した額とします。)で除して得た値(1を超える場合は、1とします。)とします。

イ 本取扱いは、LTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別が次表に定めるものを除きます。)に限り、選択することができません。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリー I	LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、mamorinoWa

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>t c h プラン</td> </tr> <tr> <td>カテゴリーⅡ</td> <td>シンプル、カケホ、スーパーカケホ、シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、ジュニアケータイプラン</td> </tr> </table>		t c h プラン	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ、シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、ジュニアケータイプラン				
	t c h プラン								
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ、シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、ジュニアケータイプラン								
	<p>ウ 本取扱いの適用を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ 当社は、L T Eデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がイに定めるものを除きます。）について、その契約者から第1（基本使用料等）1（適用）（7）を選択する旨の申出があった場合、併せてウの申出があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 本取扱いの適用を開始する場合は、ウに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</p> <p>ただし、エに規定する場合又はL T E契約の締結（契約変更又はa u契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時にウに規定する申出があった場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月以降の通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</p> <p>カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p> <p>（ア） 第1（基本使用料等）1（適用）（7）の適用の廃止があったとき。</p> <p>（イ） イに定める基本使用料の料金種別への変更があったとき。</p> <p>キ カの規定により本取扱いの適用を廃止した場合、その通話料については、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本取扱いの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 第1（基本使用料等）1（適用）（7）の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td>第1（基本使用料等）1（適用）（7）の規定によりその基本使用料が複数回線複合割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>3 カの（イ）の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日の前日まで、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p>	区分	本取扱いの適用	1 2又は3以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。	2 第1（基本使用料等）1（適用）（7）の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。	第1（基本使用料等）1（適用）（7）の規定によりその基本使用料が複数回線複合割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。	3 カの（イ）の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日まで、本取扱いの適用の対象とします。
区分	本取扱いの適用								
1 2又は3以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。								
2 第1（基本使用料等）1（適用）（7）の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。	第1（基本使用料等）1（適用）（7）の規定によりその基本使用料が複数回線複合割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。								
3 カの（イ）の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日まで、本取扱いの適用の対象とします。								
(17) 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引の適用	<p>ア 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1（基本使用料等）1（適用）（7）に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した割引選択回線群を構成する他の契約者回線、W I N契約者回線又は他網契約者回線への通</p>								

<p>(家族割、法人割)</p>	<p>話((20)の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(10)の3、(11)、(12)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>ただし、(ア)の場合において、(10)の2又は(19)の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、それぞれ(10)の2又は(19)に定めるところによります。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合</p> <table border="1" data-bbox="464 651 1458 734"> <tr> <th colspan="2">割引額</th> </tr> <tr> <td colspan="2">その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p>(イ) 定期LTE契約に係る契約者回線又は第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用を受けている契約者回線からの通話の場合</p> <table border="1" data-bbox="464 864 1458 947"> <tr> <th colspan="2">割引額</th> </tr> <tr> <td colspan="2">その通話に関する料金の月間累計額</td> </tr> </table> <p>イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1(基本使用料等)1(適用)(7)に規定する複数回線複合割引の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	割引額		その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額		割引額		その通話に関する料金の月間累計額	
割引額									
その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額									
割引額									
その通話に関する料金の月間累計額									
<p>(18) 障がい者等に係る通話料の月極割引の適用(スマイルハート割引)</p>	<p>ア 障がい者等に係る通話料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用を受けている契約者回線からの通話((10)の2及び(20)の適用を受けた通話、(21)の適用を受けた通話(同欄のアに規定する区分(ウ)に係るものに限ります。)、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、国際SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話並びにau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、電話番号案内料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>ただし、本割引のほか(6)のイの(ア)又は(17)のアの(イ)の規定に該当する通話の取扱いについては、この規定にかかわらず、それぞれ(6)のイ又は(17)に定めるところによります。</p> <p style="text-align: right;">1契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="464 1899 1458 2020"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線(特</td> <td>左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引額	1 契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線(特	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額				
区分	割引額								
1 契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線(特	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額								

	<p>定事業者が提供する a u (L T E) 通信サービス若しくは a u (W I N) 通信サービス、加入電話サービス、 I P 電話サービス、コネク ト A i r 通信サービス又は S O R A C O M A i r f o r セルラー通信サービスに係るものに限ります。)への通話 (当社が別に定めるものに限ります。)</p>							
	<p>2 1 以外の通話</p>	<p>左欄の通話に関する料金の月間累計額に 0.20 を乗じて得た額</p>						
	<p>イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (6) の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。 エ 割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>							
<p>(19) 特定電話番号への通話料の月極割引の適用 (指定割)</p>	<p>ア 特定電話番号への通話料の月極割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号 (契約者があらかじめ指定した L T E デュアル、当社の W I N 約款に定める a u サービス (a u パケットを除きます。)若しくはプリペイド電話、特定事業者の L T E 約款に定める L T E デュアル若しくは W I N 約款に定める a u サービス (a u パケットを除きます。)若しくはプリペイド電話又は加入電話事業者若しくは I P 電話事業者が提供する電気通信サービスの電話番号 (当社が別に定めるものに限ります。)をいいます。以下この欄において同じとします。)に係る契約者回線等への通話 ((21)の適用を受けた通話 (同欄のアに規定する区分(ウ)に係るものに限ります。)、(27)に規定する定額対象通話、(28)に規定する定額対象通話、 S M S 送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及び a u 国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金 (特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額 ((10)、(11)、(12)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>ただし、(17)のアの(イ)の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、(17)に定めるところによります。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="464 1809 1461 2018"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1809 730 1854">定額料</th> <th colspan="2" data-bbox="730 1809 1461 1854">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1854 730 2018">税抜額 300 円</td> <td data-bbox="730 1854 1013 2018">1 (17) のアの (ア) の適用の 対象となる通 話</td> <td data-bbox="1013 1854 1461 2018">左欄の通話に関する料金の月間累計額に 0.60 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>		定額料	割引額		税抜額 300 円	1 (17) のアの (ア) の適用の 対象となる通 話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に 0.60 を乗じて得た額
定額料	割引額							
税抜額 300 円	1 (17) のアの (ア) の適用の 対象となる通 話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に 0.60 を乗じて得た額						

	2 1 以外の通話	特定電話番号に係る契約者回線等への通話（左欄の通話に限ります。）に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額
--	-----------	--

イ 特定電話番号の数は、1の契約について3以内とします。

ウ 削除

エ 特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 本割引の適用を開始する場合は、その申込日（契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ただし、本割引の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込み（au契約（そのWIN契約者回線について、当社のWIN約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引の適用を受けているものに限ります。）からの契約移行に係るものを含みます。）と同時に行われた場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、そのLTEサービスの提供を開始した日から本割引の適用を開始します。

カ オの規定にかかわらず、LTE契約の申込み（au契約（そのWIN契約者回線について、当社のWIN約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引の適用を受けているものに限ります。）からの契約移行に係るものに限ります。）と同時に本割引の申込みが行われていない場合であっても、その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間、本割引を適用します。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア） LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ） 契約者の地位の承継があったとき。

（ウ） LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ） LTE契約の解除があったとき。

（オ） LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

（カ） 次表に定める基本使用料の料金種別への変更があったとき。

基本使用料の料金種別
カケホ、スーパーカケホ、オフィスケータイプラン、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、シンプル、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、オフィスケータイプラン（V）、オフィスケータイプラン（VK）、シンプル（V）、ジュニアケータイプラン

ク キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いにつ

いては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2から4以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 キの(ウ)、(エ)又は(オ)により本割引の適用を廃止したとき(3に該当するときを除きます。)	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
3 キの(エ)(a u契約(a uデュアルに係るものに限ります。))への契約移行に係るものを除きます。又は(カ)により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日(オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランV K(ケータイ)、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(V K)への変更の場合は、加入電話事業者又はIP電話事業者が提供する電気通信サービスの電話番号(当社が別に定めるものに限ります。))への通話(オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランV K(ケータイ)、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(V K)が適用されるものを除きます。)に関する料金については、その料金月の末日とします。)までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
4 キの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止したとき。	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ケ 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

コ 本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料

	<p>の支払いを要します。</p> <p>ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>サ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>セ 契約者は、本割引の適用を新たに申し込むことはできません。</p>				
<p>(20) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用（指定通話定額）</p>	<p>ア 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号（契約者があらかじめ指定したLTEデュアル、当社のWIN約款に定めるauサービス（auパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話又は特定事業者のLTE約款に定めるLTEデュアル若しくはWIN約款に定めるauサービス（auパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話の電話番号をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線への通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="464 1312 1458 1480"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1312 772 1352">定額料</th> <th data-bbox="772 1312 1458 1352">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1352 772 1480">税抜額 372 円</td> <td data-bbox="772 1352 1458 1480">特定電話番号に係る契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定電話番号の数は、1の契約について3以内とします。</p> <p>ウ 削除</p> <p>エ 特定電話番号に係る契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 本割引の適用を開始する場合は、その申込日（契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>ただし、本割引の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込み（au契約（そのWIN契約者回線について、当社のWIN約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行に係るものを含みます。）と同</p>	定額料	割引額	税抜額 372 円	特定電話番号に係る契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計額
定額料	割引額				
税抜額 372 円	特定電話番号に係る契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計額				

時に行われた場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、そのLTEサービスの提供を開始した日から本割引の適用を開始します。

カ オの規定にかかわらず、LTE契約の申込み（au契約（そのWIN契約者回線について、当社のWIN約款に定める特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行に係るものに限ります。）と同時に本割引の申込みが行われていない場合であっても、その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間、本割引を適用します。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア） LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ） 契約者の地位の承継があったとき。

（ウ） LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ） LTE契約の解除があったとき。

（オ） LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

（カ） 次表に定める基本使用料の料金種別への変更があったとき。

基本使用料の料金種別	
カケホ、スーパーカケホ、オフィスケータイプラン、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、シンプル、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、オフィスケータイプラン（V）、オフィスケータイプラン（VK）、シンプル（V）、ジュニアケータイプラン	

ク キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する場合は、2欄又は3欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2から4以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 キの（ウ）、（エ）、（オ）又は（カ）により本割引の適用を廃止したとき（3に該当するときを除きます。）。	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
3 キの（エ）（au契	その事由が生じた日の前日までの特定電

	<p>約（auデュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）により本割引の適用を廃止したとき</p>	<p>話番号に係る契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p>
	<p>4 キの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止したとき。</p>	<p>その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p>
	<p>ケ 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。</p> <p>コ 本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>サ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>シ 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>セ 契約者は、本割引の適用を新たに申し込むことはできません。</p>	
<p>(21) 自宅加入電話への通話料の月極割引の適用 （au→自宅割）</p>	<p>ア 自宅加入電話への通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、自宅加入電話番号（LTE契約者の住所又は居所において利用される加入電話サービス又はIP電話サービスの電話番号であって、その料金月の当社が別に定める日において、当社に登録されているものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る他網契約者回線について、前料金月の末日（次表の（エ）については、その料金月の開始時とします。）において、同表の左欄のいずれかに該当する場合に、その自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話（(18)、(19)及び(23)の適用を受けた通話、(27)に規定する定額対象通話、(28)に規定する定額対象通話、番号変換機能を利用して行われた通話並びにプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業</p>	

者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額に同表の右欄に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。

ただし、次表の(ア)の場合において、(10)の2の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、それぞれ(10)の2に定めるところによります。

区分	割引率
(ア) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分で当社の事業者識別番号が指定されている場合であって、(エ)以外の場合。 ① 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 ② 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話 ③ 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 ④ 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信 ⑤ 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信 ⑥ 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信	50%
(イ) 削除	削除
(ウ) 当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス(タイプⅡ(プランⅡのものに限ります。))のものに限ります。)若しくはI P電話サービスⅠ、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話、特定事業者のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービス又は協定事業者の電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の他網契約者回線であるとき。	100%
(エ) 当社の電話サービス等契約約款に定める特定選択料金制サービスⅥの適用を受けている他網契約者回線であるとき。	100%

イ アの規定に関わらず、次に該当する契約者回線については、本割引の適用を行いません。

(ア) 第1(基本使用料等)1(適用)(10)の適用を受けているもの。

	<p>(イ) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるもの。</p> <p>ウ 本割引の適用を受けている契約者回線について、自宅加入電話番号に係る他網契約者回線の変更があった場合、その変更があった時点から変更後の区分に応じた割引率を適用します。</p> <p>エ 自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、アの表に規定する区分ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>オ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>																					
<p>(22) 特定加入電話からの通話に係る通話料の割引の適用（au着信ビジネスレート）</p>	<p>ア 特定加入電話からの通話に係る通話料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、特定加入電話サービス（当社が別に定める加入電話サービスをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る他網契約者回線から割引選択回線群（(イ)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線への通話（この約款において当社がその料金を定めている通話に限ります。）について、2-1-4の(1)に規定する料金額に代えて、(ウ)に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>ただし、(ウ)に定めのない時間帯区分に係る通話の料金額については、2（料金額）に定めるところによります。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 割引選択回線群ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">料金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 2,000 円</td> </tr> </table> <p>(イ) 割引選択回線</p> <p>本割引を選択する契約者回線、当社のWIN約款に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引（以下この(22)において「WIN割引」といいます。）を選択するWIN契約者回線又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定める特定加入電話からの通話に係る通話料割引（以下この(22)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</p> <p>(ウ) 料金額</p> <p>① ②以外の場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">料金額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">次の秒数までごとに 税抜額 10 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話料</td> <td>昼間</td> <td>夜間</td> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> </tr> <tr> <td>地域内・地域隣接県通話</td> <td style="text-align: center;">30 秒</td> <td style="text-align: center;">30 秒</td> <td style="text-align: center;">30 秒</td> </tr> <tr> <td>地域隣接県外通話</td> <td style="text-align: center;">23 秒</td> <td style="text-align: center;">23 秒</td> <td style="text-align: center;">23 秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 中国地区又は北海道地区に在圏する移動無線装置への通話の</p>	料金額	税抜額 2,000 円	区分	料金額			次の秒数までごとに 税抜額 10 円			通話料	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	地域内・地域隣接県通話	30 秒	30 秒	30 秒	地域隣接県外通話	23 秒	23 秒	23 秒
料金額																						
税抜額 2,000 円																						
区分	料金額																					
	次の秒数までごとに 税抜額 10 円																					
通話料	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日																			
地域内・地域隣接県通話	30 秒	30 秒	30 秒																			
地域隣接県外通話	23 秒	23 秒	23 秒																			

場合				
区分	料金額			
通話料	次の秒数までごとに 税抜額 10 円			
	昼間	夜間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	深夜・ 早朝
地域内・地域隣接県 通話	30 秒	30 秒	30 秒	30 秒
地域隣接県外通話	23 秒	23 秒	23 秒	25 秒

イ 本割引は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線（第2種定期LTE契約に係るものを除きます。）に限り、選択することができます。

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア） その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（イ） その申出のあった契約者回線が、(23)又は第1（基本使用料等）1（適用）(8)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

（ウ） その申出のあった契約者回線が、(23)を選択する場合であって、その契約者回線が指定した割引選択代表回線（本割引、WIN割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する1の契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）が、契約者を単位とする通話料の月極割引における割引選択代表回線と同一でないとき。

（エ） その申出のあった契約者回線が、その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（オ） 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

（カ） その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の適用を開始する場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点（その料金月において、a u 契約（W I N 割引の適用を受けけるものに限り。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）からの通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限り。）について、本割引の適用の対象とします。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) L T E サービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) L T E サービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) L T E 契約の解除があったとき。

(オ) L T E シングルへの L T E サービスの種類の変更があったとき。

(カ) その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。

ク キの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

ケ キの規定により本割引の適用を廃止した場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

コ 割引選択代表回線が W I N 契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

サ 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は 1 の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

シ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ス 定額料については、日割りは行いません。

セ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、W I N 契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、W I N 契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

	<p>ソ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。</p> <p>ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>タ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>				
<p>(23) 契約者を単位とする通話料の月極割引の適用 （コールワイド）</p>	<p>ア 契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（(イ)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（(10)の2、(19)若しくは(20)の適用を受けているもの又は第1（基本使用料等）1（適用）(7)の適用を受けているものを除きます。以下(イ)及び(ウ)において同じとします。）からの通話（国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、(11)若しくは(12)に規定する定額料又は(27)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(10)の3、(11)、(12)、(12)の2、(13)又は(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、(イ)に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 割引選択回線群ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">料金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 3,000 円</td> </tr> </table> <p>(イ) 割引選択回線</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">割引選択回線</td> </tr> <tr> <td>本割引を選択する契約者回線、当社のWIN約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(23)において「WIN割引」といいます。）を選択するWIN契約者回線又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定め契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(23)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</td> </tr> </table> <p>(ウ) 割引率</p>	料金額	税抜額 3,000 円	割引選択回線	本割引を選択する契約者回線、当社のWIN約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(23)において「WIN割引」といいます。）を選択するWIN契約者回線又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定め契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(23)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線
料金額					
税抜額 3,000 円					
割引選択回線					
本割引を選択する契約者回線、当社のWIN約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(23)において「WIN割引」といいます。）を選択するWIN契約者回線又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定め契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(23)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線					

<p>その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群にWIN契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、WIN割引の規定に基づくWIN契約者回線に係る月間累計額及び特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月額累計額を加算した額とします。）</p>	<p>割引率</p>
<p>税抜額 20 万円未満の場合</p>	<p>15%</p>
<p>税抜額 20 万円以上税抜額 100 万円未満の場合</p>	<p>20%</p>
<p>税抜額 100 万円以上税抜額 300 万円未満の場合</p>	<p>25%</p>
<p>税抜額 300 万円以上税抜額 500 万円未満の場合</p>	<p>28%</p>
<p>税抜額 500 万円以上の場合</p>	<p>30%</p>
<p>イ 本割引は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>（ア） 定期LTE契約に係るもの</p> <p>（イ） 基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの</p> <p>（ウ） 第1（基本使用料等）1（適用）（6）又は（10）の適用を受けているもの</p> <p>ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。</p> <p>エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>（ア） その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>（イ） その申出のあった契約者回線が、（22）又は第1（基本使用料等）1（適用）（8）を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。</p> <p>（ウ） その申出のあった契約者回線が、（22）を選択する場合であって、その契約者回線が指定した割引選択代表回線（本割引、WIN割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する1の契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における割引選択代表回線と同一でないとき。</p> <p>（エ） その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認め</p>	

るとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

キ 本割引の適用を開始する場合は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、au契約（本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本割引の適用の対象とします。

ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) LTE契約の解除があったとき。

(オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(カ) その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。

ケ クの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

コ クの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止、L	一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する

<p>TE 契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p>	<p>料金について、本割引の適用の対象とします。</p>
<p>備考 その料金月において、au 契約（WIN 割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引とWIN 割引の計算をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。</p>	
<p>サ コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引若しくは(22)又は第1（基本使用料等）の(7)若しくは(8)の適用の申込み（WIN 約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p>	
<p>シ 割引選択代表回線がWIN 契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。</p>	
<p>ス 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p>	
<p>ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p>	
<p>セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>	
<p>ソ 定額料については、日割りは行いません。</p>	
<p>タ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	
<p>チ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、WIN 契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、WIN 契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p>	
<p>ツ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。</p>	
<p>ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p>	
<p>テ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合にお</p>	

	いて、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。								
(24) KDDI一括請求の取扱いを行った場合の割引の適用（KDDI一括請求割引）	<p>当社は、(22)に規定する割引選択代表回線について、KDDI一括請求の取扱いを行っている場合であって、そのKDDI一括請求に係る料金等が下表に規定する割引条件Ⅰ、割引条件Ⅱ及び割引条件Ⅲのいずれも満たしているときは、(22)に規定する定額料（その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたものに限ります。）の支払いを免除します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引の適用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引条件Ⅰ</td> <td>次に定める料金等（その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたものに限ります。以下「au判定料金」といいます。）が生じていること。 (ア) 料金表第1表から第4表及びWIN約款の料金表第1表から第4表に規定する料金等（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、消費税相当額を除きます。） (イ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する特定第2種一般電話契約に係る通話に関する料金 (ウ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話に関する料金</td> </tr> <tr> <td>割引条件Ⅱ</td> <td>当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金の合計額が税抜額 1,000 円以上であること又は総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金が生じていること。</td> </tr> <tr> <td>割引条件Ⅲ</td> <td>au判定料金、当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金及び総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金の合計額が税抜額 20,000 円以上であること。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引の適用条件	割引条件Ⅰ	次に定める料金等（その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたものに限ります。以下「au判定料金」といいます。）が生じていること。 (ア) 料金表第1表から第4表及びWIN約款の料金表第1表から第4表に規定する料金等（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、消費税相当額を除きます。） (イ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する特定第2種一般電話契約に係る通話に関する料金 (ウ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話に関する料金	割引条件Ⅱ	当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金の合計額が税抜額 1,000 円以上であること又は総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金が生じていること。	割引条件Ⅲ	au判定料金、当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金及び総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金の合計額が税抜額 20,000 円以上であること。
区分	割引の適用条件								
割引条件Ⅰ	次に定める料金等（その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたものに限ります。以下「au判定料金」といいます。）が生じていること。 (ア) 料金表第1表から第4表及びWIN約款の料金表第1表から第4表に規定する料金等（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、消費税相当額を除きます。） (イ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する特定第2種一般電話契約に係る通話に関する料金 (ウ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話に関する料金								
割引条件Ⅱ	当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金の合計額が税抜額 1,000 円以上であること又は総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金が生じていること。								
割引条件Ⅲ	au判定料金、当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金及び総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金の合計額が税抜額 20,000 円以上であること。								
(25) 削除	削除								
(26) 契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係る通話料の月極割引の適用（まるごとビジネス割引）	ア 当社は、第1（基本使用料等）1（適用）（10）に規定する契約者を単位とする金額指定割引の適用期間中、同（10）に規定する割引選択回線群を構成するその契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEシングルに係るものを除きます。）からの通話（（10）の2の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、（11）若しくは（12）に規定する定額料又は（27）に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。）の								

	<p>月間累計額（(10)、(10)の3、(11)、(12)、(12)の2、(13)、(20)又は(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、その月間累計額に次表に定める割引率を乗じて得た額（その料金月中に基本使用料の料金種別の変更があったときは、同一の基本使用料の料金種別が連続して適用されているその料金月中の期間ごとに通話に関する料金を合計し、その合計して得た額のそれぞれに、その基本使用料の料金種別に応じて定まる次表に定める割引率を乗じて得た額を総合計して得た額とします。以下この欄において「本割引に係る通話料割引額」といいます。）の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="464 566 1465 902"> <tr> <td style="text-align: center;">割引率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> <tr> <td>備考 その料金月の末日（その契約者回線に係るLTE契約の解除（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。）があったときは、その解除のあった日）におけるその基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）以外のものである場合の割引率は、0%とします。</td> </tr> </table> <p>イ その割引選択回線群に係る月間利用額が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たない場合の取扱いについては、第1（基本使用料等）1（適用）(10)に定めるところによります。</p> <p>ウ 割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、第1（基本使用料等）1（適用）(10)の規定によりあらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる日が到来する前に、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について本割引の適用が廃止された場合の取扱いについては、第1（基本使用料等）1（適用）(10)のナに定めるところによります。</p> <p>エ 上記のほか、本割引に係る通話料割引額の計算等、本割引の適用については、第1（基本使用料等）1（適用）(10)の規定に準じて取り扱います。）。</p>	割引率	20%	備考 その料金月の末日（その契約者回線に係るLTE契約の解除（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。）があったときは、その解除のあった日）におけるその基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）以外のものである場合の割引率は、0%とします。
割引率				
20%				
備考 その料金月の末日（その契約者回線に係るLTE契約の解除（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。）があったときは、その解除のあった日）におけるその基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）以外のものである場合の割引率は、0%とします。				
<p>(27) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用（ビジネス通話定額）</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用（(ア)に規定する定額料を支払った場合に、(イ)に規定する定額対象回線群を構成するその契約者回線から行われる、(エ)に規定する定額対象電話番号への通話（(20)の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において「定額対象通話」といいます。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。）の月間累計額（(10)、(10)の3、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、(ア)に規定する額の割引を行う取扱いをいいます。以下この欄において「本定額適用」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その料金月の末日における定額対象電話番号の数が2に</p>			

満たない場合は、この限りではありません。

(ア) 定額料及び割引額

1 契約ごとに月額

定額料	割引額
税抜額 300 円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金（別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分（カケホ、カケホ（V）又はカケホ（ケータイ/V）に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含みます。）に係るものに限ります。以下この(27)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額

備考 その料金月の末日（その契約者回線に係るLTE契約の解除（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。）があったときは、その解除のあった日）における基本使用料の料金種別がカケホ、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、カケホ（V）、オフィスケータイプラン（V）、カケホ（ケータイ/V）又はオフィスケータイプラン（VK）である場合の定額料の額は、税抜額 0 円とし、LTEプランS、VKプランM又はVKプランSである場合の定額料の額は、税抜額 900 円とします。

(イ) 定額対象回線群

定額対象回線群

以下の電気通信回線により構成される回線群

- ① 本定額適用を選択する契約者回線
- ② 当社のWIN約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この(27)において「WIN定額適用」といいます。）を選択するWIN契約者回線
- ③ 特定事業者のLTE約款又はWIN約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この(27)において「特定定額適用」といいます。）を選択する他網契約者回線
- ④ クの規定に基づき電話番号が登録された(ウ)に定める特定サービスの電気通信回線

(ウ) 特定サービス

特定サービス

当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはauオフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、auひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひかりビジネスサービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプII

(プランⅡのものに限ります。)のものに限ります。)若しくはIP電話サービスI、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話又は特定事業者のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスであって、サービスが現に提供されているもの

(エ) 定額対象電話番号

定額対象電話番号

- ① その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号
- ② その契約者回線が属する定額対象回線群を構成するWIN契約者回線に係る電話番号
- ③ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号
- ④ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限ります。）

イ 本定額適用は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。

(ア) 基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの

(イ) 第1（基本使用料等）1（適用）（7）の適用を受けているもの

(ウ) (28)の適用を受けているもの

ウ 定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本定額適用を選択する契約者は、1の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、当社が必要と認めたときは、当社が別に定める方法により本定額適用の利用態様を申告していただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

(イ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が2以上でないとき。

(ウ) その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると

き。

(エ) その申出のあった契約者回線が(22)、(23)又は第1(基本使用料等)1(適用)(8)を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) (エ)に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iに係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数と(28)に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。

(カ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線、他網契約者回線又は特定サービスの電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(ク) その契約者がエの規定により申告した本定額適用の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。

(ケ) その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が1001以上となるとき。

(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本定額適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。

この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成するWIN契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか1の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。

キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。

ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。

ケ 本定額適用を受けるLTE契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。

- コ 本定額適用の計算は、料金月単位で行います。
- サ 当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、a u契約（本割引に相当する適用を受けるものに限り。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限り。）について、本定額適用の対象とします。
- シ 当社は、本定額適用を受けている契約者回線について、契約者から本定額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本定額適用を廃止します。
- (ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) LTE契約の解除があったとき。
- (オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (カ) その他オのいずれか（(イ)を除きます。）に該当することとなったとき。
- ス シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当する当社のWIN約款又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するWIN契約者回線又は他網契約者回線（代表回線のものに限り。）について、WIN定額適用又は特定定額適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか1の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。
- ただし、WIN定額適用に係る当社のWIN約款又は特定定額適用に係る特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか1のWIN契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りではありません。
- セ シの規定により本定額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
- この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本定額適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	定額制の適用
1 2以外により本定額適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本定額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの定額対象通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。
2 LTEサービスの	一時休止日、契約解除日又はLTEサー

	<p>利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p>	<p>ビスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。</p>
<p>(28) 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用 (法人通話・パケット割)</p>	<p>ソ 本定額適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>タ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>チ アに規定する定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ツ 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本定額適用の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本定額適用を廃止することがあります。</p> <p>この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>テ 当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線について本定額適用を廃止することがあります。</p> <p>ト 契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定定額適用の可否等を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p> <p>ア 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第2種定期LTE契約者からの申込みにより、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話に関する料金について、(ア)から(イ)の取扱いを行うことをいいます。</p> <p>(ア) 定額対象回線群（①に定める定額対象回線により構成される</p>	

回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線から行われる、③に定める定額対象電話番号への通話(20)の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びa u国際通話を除きます。以下この欄及び(29)において「定額対象通話」といいます。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(10)の3、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額の割引を行う取扱い

1 契約ごとに月額

定額料	割引額
税抜額 900 円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分(カケホ、カケホ(V)又はカケホ(ケータイ/V)に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含みません。)に係るものに限ります。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額

① 定額対象回線

定額対象回線
本割引を選択する契約者回線、当社のWIN約款に定める第2種定期a u契約に係る通話料の割引(以下この(28)及び(29)において「WIN割引」といいます。)を選択するWIN契約者回線、特定事業者のLTE約款に定める第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用若しくはWIN約款に定める第2種定期a u契約に係る通話料の割引の適用(以下この(28)及び(29)において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線又はクの規定に基づき電話番号が登録された②に定める特定サービスの電気通信回線

② 特定サービス

特定サービス
当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくはa uオフィスナンバーサービス、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、a uひかりビジネスサービス契約約款に定める一般a uひかりビジネスサービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス(タイプII(プランIIのものに限ります。))のものに限ります。)若しくはIP

電話サービス I、F T T Hサービス契約約款に定める F T T H電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話又は特定事業者の F T T Hサービス契約約款に定める F T T H電話サービスであって、サービスが現に提供されているもの

③ 定額対象電話番号

- 1 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号
- 2 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する W I N 契約者回線に係る電話番号
- 3 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号
- 4 その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限ります。）

(イ) 定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話（(10)の2の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及び a u 国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(ア)、(10)、(10)の3、(11)、(12)、(12)の2、(13)、(19)、(20)、(21)又は(29)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）に 0.20 を乗じて得た額の割引を行う取扱い

イ 本割引は、L T Eデュアル（第3種L T Eデュアルを除きます。）の契約者回線（第2種定期L T E契約に係るものに限ります。）であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。

(ア) 基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの

(イ) 第1（基本使用料等）1（適用）（7）又は(10)の適用を受けているもの

(ウ) (27)の適用を受けているもの

ウ 定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、当社が必要と認めたときは、当社が別に定める方法により、本割引の利用態様を申告していただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

(イ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号（アの③の表の4のものを除きます。）の数が2以上でないとき。

(ウ) その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が(22)、(23)又は第1（基本使用料等）1（適用）(8)を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) (エ)に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iに係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数と(27)に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。

(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線、他網契約者回線又は特定サービスの電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(ク) その契約者がエの規定により申告した本割引の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。

(ケ) その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が1001以上となるとき。

(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成するWIN契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか1の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。

キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に

定める方法により申し出ていただきます。

ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。

ケ 本割引の適用を受ける契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。

コ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

サ 当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、au契約（本割引に相当する適用を受けるものに限り）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限り）について、本割引の対象とします。

シ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ）契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）LTE契約の解除があったとき。

（オ）一般LTE契約又は他の種別の定期LTE契約への契約変更があったとき。

（カ）LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

（キ）その他オのいずれか（（イ）を除きます。）に該当することとなったとき。

ス シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当する当社のWIN約款又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するWIN契約者回線又は他網契約者回線（代表回線のものに限り）について、WIN割引又は特定割引の適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか1の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。

ただし、WIN割引に係る当社のWIN約款又は特定割引に係る特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか1のWIN契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りではありません。

セ シの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定によ

り本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除、一般LTE契約若しくは他の種類の定期LTE契約への契約変更又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日、契約変更日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
備考 その料金月において、au契約（WIN割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引とWIN割引の計算（アの（イ）に係るものに限ります。）をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。	

ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

タ 本割引の適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

チ アに規定する定額料については、日割りは行いません。

ツ 当社は、その契約者回線が属する定額対象回線群に係る定額対象電話番号（アの③の表の4に係るものを除きます。以下このツにおいて「控除対象電話番号」といいます。）の数に応じて、アに規定する定額料について、次表に規定する額を控除します。

1 契約ごとに月額

その料金月の末日における控除対象電話番号の数	控除額
1以上30以下の場合	アに規定する定額料の額
31以上の場合	アに規定する定額料の料金額に

	<table border="1" data-bbox="466 152 1460 280"> <tr> <td data-bbox="466 152 965 280"></td> <td data-bbox="965 152 1460 280">30 を乗じて得た額を、その料金月の末日における控除対象電話番号の数で除して得た額</td> </tr> </table> <p data-bbox="466 280 1460 398">テ アに規定する割引額及びツに規定する控除額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p data-bbox="466 398 1460 649">ト 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本割引の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p data-bbox="466 649 1460 728">この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。</p> <p data-bbox="466 728 1460 772">ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p data-bbox="466 772 1460 1019">ナ 当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p data-bbox="466 1019 1460 1265">ニ 契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社が特定事業者に通知することを承諾していただきます。</p>		30 を乗じて得た額を、その料金月の末日における控除対象電話番号の数で除して得た額	
	30 を乗じて得た額を、その料金月の末日における控除対象電話番号の数で除して得た額			
<p data-bbox="159 1276 438 1512">(29) 第2種定期LTE契約に係る通話料の適用 (法人通話・パケット割)</p>	<p data-bbox="466 1276 1460 1803">ア 当社は、(28)に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線（この取扱いの適用を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）からの通話（(10)の2の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話、プリペイド通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)、(10)の3、(11)、(12)、(12)の2、(19)、(20)、(21)）又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額を控除する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <table border="1" data-bbox="466 1803 1460 2016"> <tr> <td data-bbox="466 1803 1460 1848" style="text-align: center;">控除額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1848 1460 1982">1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1982 1460 2016">この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する</td> </tr> </table>	控除額	1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。	この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する
控除額				
1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。				
この場合において、充当比率は、その定額対象回線群を構成する				

WIN割引の規定に基づくWIN契約者回線又は特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る全ての充当可能額の合計額を、月間通話累計額（その定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額をいいます。）にWIN割引又は特定割引の規定に定める全ての月間通話累計額及び月間パケット累計額を加算した額で除して得た値（1を超える場合は、1とします。）とします。

イ 本取扱いは、(28)の適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるものを除きます。）に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、カケホ（ケータイ/V）又はスーパーカケホ（ケータイ/V）

ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。
 エ 当社は、ウに規定する申出があったときは、その申出のあった契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線、WIN契約者回線、他網契約者回線及び特定サービスの電気通信回線について、本取扱いの適用を受けている場合に限り、これを承諾しません。

オ 本取扱いの適用を開始する場合は、イに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、au契約（本割引に相当する適用を受けるものに限り）からの契約移行があったときは、その契約移行の日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限り）について、本取扱いの適用の対象とします。

カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

（ア）(28)の適用の廃止があったとき。

（イ）イに定める基本使用料の料金種別への変更があったとき。

キ カの規定により本取扱いの適用を廃止した場合、その通話料については、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2又は3以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
2 (28)の適用の廃止により本取扱いの適用を廃止したとき。	(28)のセの規定によりその通話料が第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用の対象とされる日まで、本取扱いの適用の対象とします。
3 カの(イ)の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。	料金種別の変更があった日の前日（当社が別に定める事由に該当する場合は、別に定める日とします。）まで、本取扱いの適用の対象とします。

	<p>備考 その料金月において、au契約（WIN割引の適用に係るものに限ります。）への契約移行があったときは、その料金月における本割引とWIN割引の計算をあわせて行い、その合計額を請求することができるものとします。</p>
	<p>ク 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p>
<p>(30) 電話番号案内接続に係る通話料の取扱い</p>	<p>ア 当社は、第1（基本使用料等）1（適用）（6）の適用を受けている契約者回線からの通話（電話番号案内接続に係るものに限ります。）については、2（料金額）に規定する電話番号案内料及び通話料の支払いを免除します。</p> <p>イ アの規定によるほか、電話番号案内料、通話料の支払い免除者の取扱い及び支払いを要しない場合並びにその他の提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。</p>
<p>(31) 通話料の減免</p>	<p>次の通話については、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話</p> <p>イ 当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p> <p>ウ 協定事業者に係る電気通信設備の修理の請求等のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p>

2 料金額

2-1 LTEサービスに係るもの

2-1-1 通常通話に係るもの

2-1-1-1 2-1-1-2から2-1-1-3以外のもの

- (1) 基本使用料の料金種別がLTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、LTEプラン(V)、ジュニアスマートフォンプラン(V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン又はmamorinoWatchプランのもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円

- (2) 基本使用料の料金種別がカケホ、スーパーカケホ、シンプル、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、シンプル(V)、スーパーカケホ(V・a)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)又はジュニアケータイプランのもの
ア イ以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円

- イ ワイドスター通信サービス(第2種ワイドスターに限ります。)の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額50円

- (3) 基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(VK)のもの
ア イ以外のもの

区分	料金額
通話料	1分までごとに税抜額50円

- イ 加入電話サービス又はIP電話サービスに係る他網契約者回線(当社が別に定める電気通信設備を含みます。)への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	3分までごとに税抜額10円

- (4) 基本使用料の料金種別がナンバーシェアプランのもの
別表1(オプション機能)20欄(ナンバーシェア機能)に定めるとおりとします。

2-1-1-2 電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額
電話番号案内料	1の電話番号の案内ごとに税抜額 200 円
通話料	2-1-1-1に規定する各料金種別の料金額と同額

2-1-1-3 SMS機能に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料	1送信ごとに次の料金額
送信文字数	
70文字まで (半角英数字のみの場合 160文字まで)	税抜額 3 円
71文字から 134文字まで (半角英数字のみの場合 161文字から 306文字まで)	税抜額 6 円
135文字から 201文字まで (半角英数字のみの場合 307文字から 459文字まで)	税抜額 9 円
202文字から 268文字まで (半角英数字のみの場合 460文字から 612文字まで)	税抜額 12 円
269文字から 335文字まで (半角英数字のみの場合 613文字から 765文字まで)	税抜額 15 円
336文字から 402文字まで (半角英数字のみの場合 766文字から 918文字まで)	税抜額 18 円
403文字から 469文字まで (半角英数字のみの場合 919文字から 1,071文字まで)	税抜額 21 円
470文字から 536文字まで (半角英数字のみの場合 1,072文字から 1,224文字まで)	税抜額 24 円
537文字から 603文字まで (半角英数字のみの場合 1,225文字から 1,377文字まで)	税抜額 27 円
604文字から 670文字まで (半角英数字のみの場合 1,378文字から 1,530文字まで)	税抜額 30 円

(2) 国際SMS送信に係るもの

区分	料金額
通話料	1送信ごとに 100 円

2-1-2 プリペイド通話に係るもの

区分	料金額			
	次の秒数までごとに10円			
	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
通話料	15秒	14.5秒	15秒	14.5秒

2-1-3 au国際通話に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに次の料金額
通話先区分	
通話先区分1	20円
通話先区分2	55円
通話先区分3	65円
通話先区分4	85円
通話先区分5	95円
備考 各通話先区分における地域については、別表4（au国際通話の通話先地域）に定めるところによります。	

(2) 特定衛星携帯電話等に係るもの

区分	料金額
通話料	1分までごとに次の料金額
通話先区分	
特定衛星携帯電話1（スラーヤ）	275円
特定衛星携帯電話2（イリジウム）	380円
インマルサットF型、インマルサットBGAN型又はインマルサットFB型（その通話の相手先が64kbit/sAudio/Speechモード以外の場合）	260円
インマルサットF型、インマルサットBGAN型又はインマルサットFB型（その通話の相手先が64kbit/sAudio/Speechモードの場合）	840円

2-1-4 相互接続点からの通話に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分 通話料		料金額			
		次の秒数までごとに 税抜額 10 円			
		昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
北海道地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	27.5 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
東北地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	20 秒	20 秒	30 秒
北陸地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
関東地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30.5 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
中部地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30.5 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
関西地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
中国地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	27.5 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
四国地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
九州地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒

(2) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話に係るもの

区分		料金額			
		次の秒数までごとに10円			
通話料		昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
北海道地区	地域内・地域隣接県通話	11.5秒	15秒	15秒	20.5秒
	地域隣接県外通話	9.5秒	15秒	15秒	18.5秒
東北地区	地域内・地域隣接県通話	11.5秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	9.5秒	15秒	15秒	22.5秒
北陸地区	地域内・地域隣接県通話	11.5秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	9.5秒	15秒	15秒	18.5秒
関東地区	地域内・地域隣接県通話	11.5秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	9.5秒	15秒	15秒	18.5秒
中部地区	地域内・地域隣接県通話	11.5秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	9.5秒	15秒	15秒	18.5秒
関西地区	地域内・地域隣接県通話	11.5秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	9.5秒	15秒	15秒	18.5秒
中国地区	地域内・地域隣接県通話	11.5秒	15秒	15秒	20.5秒
	地域隣接県外通話	9.5秒	15秒	15秒	18.5秒
四国地区	地域内・地域隣接県通話	11.5秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	9.5秒	15秒	15秒	18.5秒
九州地区	地域内・地域隣接県通話	11.5秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	9.5秒	15秒	15秒	18.5秒

2-2 LTEモジュールに係るもの

2-2-1 SMS機能に係るもの

区分	料金額
通話料	1送信ごとに 次の料金額
送信文字数	
70文字まで (半角英数字のみの場合 160文字まで)	税抜額 3円
71文字から 134文字まで (半角英数字のみの場合 161文字から 306文字まで)	税抜額 6円
135文字から 201文字まで (半角英数字のみの場合 307文字から 459文字まで)	税抜額 9円
202文字から 268文字まで (半角英数字のみの場合 460文字から 612文字まで)	税抜額 12円
269文字から 335文字まで (半角英数字のみの場合 613文字から 765文字まで)	税抜額 15円
336文字から 402文字まで (半角英数字のみの場合 766文字から 918文字まで)	税抜額 18円
403文字から 469文字まで (半角英数字のみの場合 919文字から 1,071文字まで)	税抜額 21円
470文字から 536文字まで (半角英数字のみの場合 1,072文字から 1,224文字まで)	税抜額 24円
537文字から 603文字まで (半角英数字のみの場合 1,225文字から 1,377文字まで)	税抜額 27円
604文字から 670文字まで (半角英数字のみの場合 1,378文字から 1,530文字まで)	税抜額 30円

第3 データ通信料

1 適用

データ通信料の適用については、第57条（通話料及びデータ通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

データ通信料の適用															
(1) データ通信料の適用	データ通信料の適用は、1料金月の課金対象データの総情報量について1,024バイトまでごとに1の課金対象データとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。														
(2) ローミングのデータ通信料の適用	ローミング（特定事業者のLTE約款に規定するLTEサービス又はLTEモジュールの提供を受けているものに限り、）の契約者回線に係るデータ通信については、特定事業者のLTE約款料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。														
(3) 特定のデータ通信への定額制の適用（LTEフラット）	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限り、）の契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（この規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>税抜額 5,700 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信定額制は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">LTEプラン、オフィスケータイプラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、特定データ通信定額制の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。</p> <p>エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 特定データ通信定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th>特定データ通信定額制の適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。</td> <td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td>2 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再</td> <td>そのLTEサービスの再利用を開始した</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	定額料	税抜額 5,700 円	基本使用料の料金種別		LTEプラン、オフィスケータイプラン		区分	特定データ通信定額制の適用の開始	1 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再	そのLTEサービスの再利用を開始した
区分	料金額														
定額料	税抜額 5,700 円														
基本使用料の料金種別															
LTEプラン、オフィスケータイプラン															
区分	特定データ通信定額制の適用の開始														
1 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日														
2 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再	そのLTEサービスの再利用を開始した														

	利用の請求と同時に行われたとき。	日
	3 特定データ通信定額制の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
	4 特定データ通信定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
	5 特定データ通信定額制の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
	備考 au契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制の適用を開始するものとします。	
	<p>カ 特定データ通信定額制の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制の適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>キ 当社は、特定データ通信定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>ク キの規定により、特定データ通信定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>	
	区分	特定データ通信定額制の適用
	1 2から4以外により特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象とします。
	2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象とします。
	3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLT	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更

	<p>Eサービスの種類の変更又対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p>	<p>日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象とします。</p>						
	<p>4 特定データ通信定額制を廃止する申出が、端末設備の購入と同時に行了われたとき。</p>	<p>その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制の適用の対象とします。</p>						
	<p>備考 a u 契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制の適用の対象とするものとします。</p>							
	<p>ケ 特定データ通信定額制を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>コ オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合又はクの表の区分2（LTE契約の解除（a u 契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="481 990 730 1025">区分</th> <th data-bbox="730 990 1465 1025">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="481 1025 730 1153">適用開始日</td> <td data-bbox="730 1025 1465 1153">その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1153 730 1395">適用終了日</td> <td data-bbox="730 1153 1465 1395">その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分2（LTE契約の解除（a u 契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td> </tr> </tbody> </table>		区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分2（LTE契約の解除（a u 契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）
区分	起算日							
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）							
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分2（LTE契約の解除（a u 契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）							
	<p>サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>							
<p>(3)の2 特定のデータ通信への定額制の適用(V)（LTEフラット(V)）</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（コの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取</p>							

扱い（以下「特定データ通信定額制（V）」といいます。）を行います。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 5,700 円

イ 特定データ通信定額制（V）は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）

ウ 当社は、特定データ通信定額制（V）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制（V）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制（V）の適用の開始
1 特定データ通信定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制（V）の申込みが、LTEデュアルへの第2種LTEデュアルの種類の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制（V）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制（V）の申込みが、端末設備の購入と同時に行了われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

備考 a u 契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制（V）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制（V）の適用を開始するものとします。

カ 特定データ通信定額制（V）の適用を受けている契約者回線の

契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にを行う場合に限り、特定データ通信定額制（V）の適用の廃止を申し出ることができます。

キ 当社は、特定データ通信定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制（V）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制（V）の適用を廃止します。

（ア）LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（イ）LTE契約の解除があったとき。

（ウ）第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

（エ）対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

ク キの規定により、特定データ通信定額制（V）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制（V）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制（V）の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制（V）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（V）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（V）の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（V）の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制（V）を廃止する申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制（V）の適用の対象とします。
備考	au契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制（V）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制（V）の適用の対象とするものとします。

ケ 特定データ通信定額制（V）を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に

満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

コ オの表の規定により特定データ通信定額制（V）の適用を開始した場合又はクの表の区分2（LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りをを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制（V）の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、クの表の区分2（LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制（V）を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）

サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(3)の3 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ
(データ定額)

ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅱ」といいます。）を行います。

この場合において、特定データ通信定額制Ⅱには次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額
データ定額 1	2,900 円
データ定額 2	3,500 円
データ定額 3	4,200 円

データ定額 5	5,000 円
データ定額 8	6,700 円
データ定額 10	8,000 円
データ定額 13	9,800 円
データ定額 20	6,000 円
データ定額 30	8,000 円

イ 特定データ通信定額制Ⅱは、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。

ただし、データ定額1は、スーパーカケホの契約者回線、データ定額2は、カケホの契約者回線に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	カケホ、スーパーカケホ

ウ 当社は、特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、対象プランホへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行了われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、端末設備の購入と同時に行了われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考 a u契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始するものとします。	

カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅱの種類の変更を請求

することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱの取扱いについては、次表のとおりとします。

ただし、基本使用料の料金種別がカケホの契約者回線のLTE契約者は、データ定額1への変更、スーパーカケホの契約者回線のLTE契約者は、データ定額2への変更を請求することはできません。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱの適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱを適用します。
(イ) 端末設備の購入と同時に行了されたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱを適用します。

キ 特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行的場合を限り、特定データ通信定額制Ⅱの適用の廃止を申し出ることができます。

ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱを廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行的たときを除きます。）。

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱの適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。
3 第2種LTEデュアル若し	そのLTEサービスの種類の変

<p>くはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p>	<p>更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。</p>
<p>4 特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出が、端末設備の購入と同時に行了されたとき。</p>	<p>その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。</p>
<p>備考 a u 契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とするものとします。</p>	
<p>コ 特定データ通信定額制Ⅱを選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p>	
<p>サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p>	
<p>(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始したとき。</p>	
<p>(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅱの種類を変更したとき。</p>	
<p>(ウ) ケの表の区分2 (LTE契約の解除 (a u 契約への契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。</p>	
<p>(エ) 特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更 (対象プランの間のものに限ります。)があったとき。</p>	
<p>区分</p>	<p>起算日</p>
<p>適用開始日</p>	<p>その料金月の初日 (その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</p>
<p>適用終了日</p>	<p>その料金月の末日 (その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</p>
<p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたとき。</p>	

	<p>きは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>スイ及びカの規定にかかわらず、LTE契約者は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱの種類を選択又は同種類への変更を請求することはできません。</p> <table border="1" data-bbox="483 443 1461 528"> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">データ定額 8、データ定額 10、データ定額 13</td> </tr> </table>	種類	データ定額 8、データ定額 10、データ定額 13																					
種類																								
データ定額 8、データ定額 10、データ定額 13																								
<p>(3)の4 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ (V) (データ定額 (V))</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅱ (V)」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制Ⅱ (V)には次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="483 1111 1461 1581"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">定額料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ定額 1 (V)</td> <td style="text-align: right;">2,900 円</td> </tr> <tr> <td>データ定額 2 (V)</td> <td style="text-align: right;">3,500 円</td> </tr> <tr> <td>データ定額 3 (V)</td> <td style="text-align: right;">4,200 円</td> </tr> <tr> <td>データ定額 5 (V)</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td>データ定額 8 (V)</td> <td style="text-align: right;">6,700 円</td> </tr> <tr> <td>データ定額 10 (V)</td> <td style="text-align: right;">8,000 円</td> </tr> <tr> <td>データ定額 13 (V)</td> <td style="text-align: right;">9,800 円</td> </tr> <tr> <td>データ定額 20 (V)</td> <td style="text-align: right;">6,000 円</td> </tr> <tr> <td>データ定額 30 (V)</td> <td style="text-align: right;">8,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信定額制Ⅱ (V)は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。</p> <p>ただし、データ定額 1 (V)は、スーパーカケホ (V)の契約者回線、データ定額 2 (V)は、カケホ (V)の契約者回線、データ定額 3 (V)は、カケホ (V)又はスーパーカケホ (V)の契約者回線に限り、選択することができます。</p> <table border="1" data-bbox="483 1912 1461 1951"> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</th> </tr> </table>	種類	定額料	税抜額	データ定額 1 (V)	2,900 円	データ定額 2 (V)	3,500 円	データ定額 3 (V)	4,200 円	データ定額 5 (V)	5,000 円	データ定額 8 (V)	6,700 円	データ定額 10 (V)	8,000 円	データ定額 13 (V)	9,800 円	データ定額 20 (V)	6,000 円	データ定額 30 (V)	8,000 円	区分	基本使用料の料金種別
種類	定額料																							
	税抜額																							
データ定額 1 (V)	2,900 円																							
データ定額 2 (V)	3,500 円																							
データ定額 3 (V)	4,200 円																							
データ定額 5 (V)	5,000 円																							
データ定額 8 (V)	6,700 円																							
データ定額 10 (V)	8,000 円																							
データ定額 13 (V)	9,800 円																							
データ定額 20 (V)	6,000 円																							
データ定額 30 (V)	8,000 円																							
区分	基本使用料の料金種別																							

カテゴリー I	カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）
<p>ウ 当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。</p> <p>エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p>	
区分	特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅱ（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅱ（V）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅱ（V）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅱ（V）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制Ⅱ（V）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
<p>備考 a u契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制Ⅱ（V）の適用を開始するものとします。</p>	
<p>カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ（V）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（V）の取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>ただし、基本使用料の料金種別がカケホ（V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1（V）への変更、スーパーカケホ（V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額2（V）への変更、スーパーカケホ（V・a）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1（V）、データ定額2（V）及びデータ定額3</p>	

(V) への変更を請求することはできません。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ (V) を適用します。
(イ) 端末設備の購入と同時に行了たものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ (V) を適用します。

キ 特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用の廃止を申し出ることができます。

ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ (V) を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱ (V) を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ (V) の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制

の変更があったとき。	Ⅱ（Ⅴ）の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）を廃止する申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用の対象とします。
備考 a u 契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用の対象とするものとします。	
コ 特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。	
サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。	
（ア） オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を開始したとき。	
（イ） カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の種類を変更したとき。	
（ウ） ケの表の区分2（LTE契約の解除（a u 契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を廃止したとき。	
（エ） 特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。	
区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたとき	

きは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
 スイ及びカの規定にかかわらず、LTE契約者は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱ（V）の種類を選択又は同種類への変更を請求することはできません。

種類
データ定額 8（V）、データ定額 10（V）、データ定額 13（V）

(3)の5 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ（ケータイ/V-i）
 （データ定額（ケータイ/V））

ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）」といいます。）を行います。

この場合において、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）には次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額
データ定額 1（ケータイ/V）	2,900 円
データ定額 2（ケータイ/V）	3,500 円
データ定額 3（ケータイ/V）	4,200 円
データ定額 5（ケータイ/V）	5,000 円

イ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。

ただし、データ定額 1（ケータイ/V）は、スーパーカケホ（ケータイ/V）の契約者回線、データ定額 2（ケータイ/V）は、カケホ（ケータイ/V）の契約者回線に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）

ウ 当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考 au契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用を開始するものとします。	

カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の取扱いについては、次表のとおりとします。

ただし、基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ／V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1（ケータイ／V）への変更、スーパーカケホ（ケータイ／V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額2（ケータイ／V）への変更を請求することはできません。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料

	金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）を適用します。
(イ) 端末設備の購入と同時に行了たものである場合	その請求があつた日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）を適用します。
<p>キ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用の廃止を申し出ることができません。</p> <p>ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）を廃止する申出があつた場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があつたとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) LTE契約の解除があつたとき。</p> <p>(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があつたとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があつたとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - i）の適用の申込みがあつたとき。</p> <p>ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>	
区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があつたとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用の対象とします。
3 第2種LTEデュアル若し	そのLTEサービスの種類の変

<p>くはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p>	<p>更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。</p>
<p>4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）を廃止する申出又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</p>	<p>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。</p>
<p>備考 a u契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用の対象とするものとします。</p>	
<p>コ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p>	
<p>サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p>	
<p>（ア） オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用を開始したとき。</p>	
<p>（イ） カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の種類を変更したとき。</p>	
<p>（ウ） ケの表の区分2（LTE契約の解除（a u契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用を廃止したとき。</p>	
<p>（エ） 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p>	
<p>区分</p>	<p>起算日</p>
<p>適用開始日</p>	<p>その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</p>
<p>適用終了日</p>	<p>その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったと</p>

きは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(3)の6 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ（ケータイ／V - ii）
（データ定額（ケータイ／V））

ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）」といいます。）を行います。

この場合において、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）には次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額
データ定額1（ケータイ／V）	2,900円
データ定額2（ケータイ／V）	3,500円
データ定額3（ケータイ／V）	4,200円
データ定額5（ケータイ／V）	5,000円
データ定額8（ケータイ／V）	6,700円
データ定額10（ケータイ／V）	8,000円
データ定額13（ケータイ／V）	9,800円

イ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信2段階定額制（ケータイ／V - ii）又は特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。

ただし、データ定額1（ケータイ／V）は、スーパーカケホ（ケータイ／V）の契約者回線、データ定額2（ケータイ／V）は、カケホ（ケータイ／V）の契約者回線に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別	
カケホ（ケータイ／V）、スーパーカケホ（ケータイ／V）	
<p>ウ 当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。</p> <p>エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p>	
区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
<p>備考 au契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の適用を開始するものとします。</p>	
<p>カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）の取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>ただし、基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ／V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1（ケータイ／V）への</p>	

変更、スーパーカケホ（ケータイ/V）の契約者回線のLTE契約者は、データ定額2（ケータイ/V）への変更を請求することはできません。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）を適用します。
(イ) 端末設備の購入と同時に行了されたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）を適用します。

キ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用の廃止を申し出ることができます。

ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

(オ) 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V - ii）の適用の申込みがあったとき。

ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用の対象とします。

<p>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</p>	<p>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用の対象とします。</p>
<p>3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p>	<p>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用の対象とします。</p>
<p>4 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）を廃止する申出又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</p>	<p>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用の対象とします。</p>
<p>備考 au契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用の対象とするものとします。</p>	
<p>コ 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p>	
<p>サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p>	
<p>（ア） オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用を開始したとき。</p>	
<p>（イ） カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の種類を変更したとき。</p>	
<p>（ウ） ケの表の区分2（LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用を廃止したとき。</p>	
<p>（エ） 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p>	
<p>区分</p>	<p>起算日</p>
<p>適用開始日</p>	<p>その料金月の初日（その料金月において、サの（ア）、（イ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（ケー</p>

		<p>タイ/V - ii) の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</p>							
	<p>適用終了日</p>	<p>その料金月の末日 (その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</p>							
	<p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>スイ及びカの規定にかかわらず、LTE契約者は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V - ii) の種類の選択又は同種類への変更を請求することはできません。</p>								
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>種類</td> </tr> <tr> <td>データ定額 8 (ケータイ/V)、データ定額 10 (ケータイ/V)、データ定額 13 (ケータイ/V)</td> </tr> </table>		種類	データ定額 8 (ケータイ/V)、データ定額 10 (ケータイ/V)、データ定額 13 (ケータイ/V)					
種類									
データ定額 8 (ケータイ/V)、データ定額 10 (ケータイ/V)、データ定額 13 (ケータイ/V)									
<p>(3)の7 特定のデータ通信への2段階定額制の適用 (LTEダブル定額)</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、(ア)に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス (第1種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信 (特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、2 (料金額)の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額 (以下この欄において「算定額」といいます。)から、(ア)に定める控除可能額 (ケの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を指し引いた額 (その額が(ア)に定める上限定額料 (ケの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。)を適用する取扱い (以下「特定データ通信2段階定額制」を行います。</p> <p>(ア) 定額料、控除可能額及び上限定額料</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> <tr> <td>定額料</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>控除可能額</td> <td>205 円</td> </tr> </table>		区分	料金額	税抜額	定額料	500 円	控除可能額	205 円
区分	料金額								
	税抜額								
定額料	500 円								
控除可能額	205 円								

上限定額料	3,700 円
(イ) 適用額	
1 課金対象データごとに	
区分	料金額
	税抜額
適用額	0.02 円
イ 特定データ通信 2 段階定額制は、第 1 種 LTE デュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。	
基本使用料の料金種別	
LTE プラン S	
ウ 当社は特定データ通信 2 段階定額制の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。	
エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。	
オ 特定データ通信 2 段階定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。	
区分	特定データ通信 2 段階定額制の適用の開始
1 特定データ通信 2 段階定額制の申込みが、その契約者回線に係る LTE 契約の申込みと同時に行われたとき。	その LTE サービスの提供を開始した日
2 特定データ通信 2 段階定額制の申込みが、その契約者回線に係る LTE サービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	その LTE サービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信 2 段階定額制の申込みが、第 1 種 LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後の LTE サービスの提供を開始した日
4 特定データ通信 2 段階定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信 2 段階定額制の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考 a u 契約からの契約移行を行った日から特定データ通信 2 段階定額制の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信 2 段階定額制の適用を開始するものとし ます。	

カ 当社は、特定データ通信２段階定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信２段階定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信２段階定額制の適用を廃止します。

- (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
- (イ) LTE契約の解除があったとき。
- (ウ) 第２種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

キ カの規定により、特定データ通信２段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信２段階定額制の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合は、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信２段階定額制の適用
１ ２から４以外により特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制の適用の対象とします。
２ LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制の適用の対象とします。
３ 第２種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制の適用の対象とします。
４ 特定データ通信２段階定額制を廃止する申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制の適用の対象とします。
備考	a u契約への契約移行を行うとともに特定データ通信２段階定額制の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信２段階定額制の対象とするものとします。

ク 特定データ通信２段階定額制を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。

ケ オの表の規定により特定データ通信２段階定額制の適用を開始した場合又はキの表の区分２（LTE契約の解除（a u契約への

契約移行に係るものに限ります。)に限ります。)、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、オの表の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、キの表の区分2（LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものに限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信2段階定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）

コ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(3)の8 特定のデータ通信への2段階定額制の適用（ケータイ/V-i）
（ダブル定額（ケータイ/V））

ア 当社は、LTE契約者からの申出により、(ア)に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、(ア)に定める控除可能額（ケの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を差し引いた額（その額が(ア)に定める上限定額料（ケの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）」を行います。

(ア) 定額料、控除可能額及び上限定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
定額料	500 円

控除可能額	205 円
上限定額料	3,700 円
(イ) 適用額	
1 課金対象データごとに	
区分	料金額 税抜額
適用額	0.02 円
<p>イ 特定データ通信 2 段階定額制（ケータイ/V-i）は、第 1 種 LTE デュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。</p>	
基本使用料の料金種別	
VK プラン M、VK プラン S、VK プラン、オフィスケータイプラン VK（ケータイ）	
<p>ウ 当社は、特定データ通信 2 段階定額制（ケータイ/V-i）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。</p>	
<p>エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p>	
<p>オ 特定データ通信 2 段階定額制（ケータイ/V-i）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p>	
区分	特定データ通信 2 段階定額制（ケータイ/V-i）の適用の開始
1 特定データ通信 2 段階定額制（ケータイ/V-i）の申込みが、その契約者回線に係る LTE 契約の申込みと同時に終わったとき。	その LTE サービスの提供を開始した日
2 特定データ通信 2 段階定額制（ケータイ/V-i）の申込みが、その契約者回線に係る LTE サービスの再利用の請求と同時に終わったとき。	その LTE サービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信 2 段階定額制（ケータイ/V-i）の申込みが、第 1 種 LTE デュアルへの LTE サービスの種類の變更に係る請求と同時に終わったとき。	その変更後の LTE サービスの提供を開始した日
4 特定データ通信 2 段階定額制（ケータイ/V-i）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の變更に係る請求と同時に終わったとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信 2 段階定額制（ケータイ/V-i）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の變更に係る請求と同時に終わったとき。	その申込みを当社が

イ/V - i) の申込みが、端末設備の購入と同時にされたとき。	承諾した日
備考 a u 契約からの契約移行を行った日から特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用を開始するものとします。	
<p>カ 当社は、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用を廃止します。</p> <p>(ア) LTE サービスの利用の一時休止があったとき (その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)</p> <p>(イ) LTE 契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第 2 種 LTE デュアル又は LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>キ カの規定により、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の 1 欄の左欄の規定により特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用を廃止した後、2 欄、3 欄又は 4 欄の左欄に該当する場合は、それぞれ 2 欄、3 欄又は 4 欄の規定によるものとします。</p>	
区分	特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用
1 2 から 4 以外により特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用の対象とします。
2 LTE サービスの利用の一時休止又 LTE 契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用の対象とします。
3 第 2 種 LTE デュアル若しくは LTE シングルへの LTE サービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	その LTE サービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信 2 段階定額制 (ケータイ/V - i) の適用の対象とします。

4 特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）を廃止する申出が、端末設備の購入と同時に行了されたとき。 その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。

備考 a u 契約への契約移行を行うとともに特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の対象とするものとします。

ク 特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。

ケ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。

(ア) オの表の規定により特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用を開始したとき。

(イ) キの表の区分2（LTE契約の解除（a u 契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用を廃止したとき。

(ウ) 特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ケの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、特定データ通信2段階定額制（ケータイ/V-i）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、ケの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、キの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

コ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料

	金が既に支払われているときは、その料金を返還します。																
(3)の9 特定のデータ通信への2段階定額制の適用(ケータイ/V-ii)(ダブル定額(ケータイ/V))	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、(ア)に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス(第2種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、2(料金額)の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額(以下この欄において「算定額」といいます。)から、(ア)に定める控除可能額(コの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を指し引いた額(その額が(ア)に定める上限定額料(コの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)」を行います。)</p> <p>(ア) 定額料、控除可能額及び上限定額料</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>控除可能額</td> <td>205 円</td> </tr> <tr> <td>上限定額料</td> <td>3,700 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 適用額</p> <p style="text-align: right;">1 課金対象データごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>0.02 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。</p> <p>エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>オ 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p>	区分	料金額	税抜額	定額料	500 円	控除可能額	205 円	上限定額料	3,700 円	区分	料金額	税抜額	適用額	0.02 円	基本使用料の料金種別	VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)
区分	料金額																
	税抜額																
定額料	500 円																
控除可能額	205 円																
上限定額料	3,700 円																
区分	料金額																
	税抜額																
適用額	0.02 円																
基本使用料の料金種別																	
VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)																	

区分	特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の開始
1 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に終わったとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に終わったとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、第２種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に終わったとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に終わったとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の申込みが、端末設備の購入と同時に終わったとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考 au契約からの契約移行を行った日から特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を開始するものとします。	
カ 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ／V）のものに限ります。）の契約者は、カケホ（ケータイ／V）以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合限り、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の廃止を申し出ることができます。	
キ 当社は、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止します。	
（ア） LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。	
（イ） LTE契約の解除があったとき。	
（ウ） 第１種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	
（エ） 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	

(オ) 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）又は特定データ通信２段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用の申込みがあったとき。

ク キの規定により、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の１欄の左欄の規定により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止した後、２欄、３欄又は４欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ２欄、３欄又は４欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用
1 2から4以外により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
4 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）若しくは特定データ通信２段階定額制Z（ケータイ／V - ii）の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に終わったとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用の対象とします。
備考	au契約への契約移行を行うとともに特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の対象とするものとします。

ケ 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定

する定額料及び上限定額料の支払いを要します。

コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りをを行います。

(ア) オの表の規定により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を開始したとき。

(イ) クの表の区分２（LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分３若しくは区分４の規定により特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を廃止したとき。

(ウ) 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（カケホ（ケータイ／V）からオフィスケータイプラン（VK）への変更を除く、対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コ（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／V - ii）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コ（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）

サ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(3)の10 特定のデータ通信への2段階定額制の適用Z（ケータイ／V - i）
（ダブル定額Z（ケータイ／V））

ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定に代えて、（イ）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（ア）に定める控除可能額（コの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を指し引いた額（その額が（ア）に定める上限定額料（コ）の規

定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信２段階定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)」を行います。

(ア) 控除可能額及び上限定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
	税抜額
控除可能額	15 円
上限定額料	4,200 円

(イ) 適用額

1 課金対象データごとに

区分	料金額
	税抜額
適用額	0.03 円

イ 特定データ通信２段階定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」とい、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の適用を受けているものを除きます。)に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別

カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)

ウ 当社は、特定データ通信２段階定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信２段階定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信２段階定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の適用の開始
1 特定データ通信２段階定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信２段階定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信２段階定額制Ⅱ(ケー	その変更後のLTE

<p>タイ/V - i) の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p>	<p>サービスの提供を開始した日</p>
<p>4 特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更 (対象プランの間のもを除きます。) に係る請求と同時に行われたとき。</p>	<p>料金種別の変更があった日</p>
<p>5 特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</p>	<p>その申込みを当社が承諾した日</p>
<p>備考 au 契約からの契約移行を行った日から特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の適用を開始するものとします。</p>	
<p>カ 特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の適用を受けている契約者回線の契約者は、カケホ (ケータイ/V) 又はスーパーカケホ (ケータイ/V) 以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の適用の廃止を申し出ることができます。</p>	
<p>キ 当社は、特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) を廃止します。</p> <p>(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき (その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)</p> <p>(イ) LTE契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>(オ) 特定データ通信定額制II (ケータイ/V - i) の適用の申込みがあったとき。</p>	
<p>ク キの規定により、特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>	
<p>区分</p>	<p>特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V - i) の適用</p>

<p>1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用を廃止したとき。</p>	<p>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。</p>
<p>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</p>	<p>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。</p>
<p>3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p>	<p>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。</p>
<p>4 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）を廃止する申出又は特定データ通信定額制II（ケータイ/V-i）の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</p>	<p>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用の対象とします。</p>
<p>備考 au契約への契約移行を行うとともに特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用の対象とするものとします。</p>	
<p>ケ 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）を選択した契約者は、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する上限定額料の支払いを要します。</p>	
<p>コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。</p>	
<p>（ア） オの表の規定により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用を開始したとき。</p>	
<p>（イ） クの表の区分2（LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用を廃止したとき。</p>	
<p>（ウ） 特定データ通信2段階定額制Z（ケータイ/V-i）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p>	
<p>区分</p>	<p>起算日</p>

	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コの（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信２段階定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ - i）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）														
	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）														
	<p>サ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>															
<p>(3)の11 特定のデータ通信への２段階定額制の適用Ⅱ（ケータイ／Ⅴ - ii）（ダブル定額Ⅱ（ケータイ／Ⅴ））</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第２種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、２（料金額）の規定に代えて、（イ）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（ア）に定める控除可能額（コの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を指し引いた額（その額が（ア）に定める上限定額料（コの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信２段階定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ - ii）」を行います。</p> <p>（ア） 控除可能額及び上限定額料</p> <p style="text-align: right;">１ 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">料金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">税抜額</td> </tr> <tr> <td>控除可能額</td> <td style="text-align: right;">15 円</td> </tr> <tr> <td>上限定額料</td> <td style="text-align: right;">4,200 円</td> </tr> </table> <p>（イ） 適用額</p> <p style="text-align: right;">１ 課金対象データごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">料金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">税抜額</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td style="text-align: right;">0.03 円</td> </tr> </table>		区分	料金額		税抜額	控除可能額	15 円	上限定額料	4,200 円	区分	料金額		税抜額	適用額	0.03 円
	区分	料金額														
	税抜額															
控除可能額	15 円															
上限定額料	4,200 円															
区分	料金額															
	税抜額															
適用額	0.03 円															
	<p>イ 特定データ通信２段階定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ - ii）は、第２種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ - ii）又は特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ⅴ - ii）の適用を受けているものを除きます。）に限り、選択することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td>カケホ（ケータイ／Ⅴ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ⅴ）</td> </tr> </table>		基本使用料の料金種別	カケホ（ケータイ／Ⅴ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ⅴ）												
基本使用料の料金種別																
カケホ（ケータイ／Ⅴ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ⅴ）																

ウ 当社は、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用の開始
1 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の申込みが、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのＬＴＥサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の申込みが、第２種ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のＬＴＥサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考 a u契約からの契約移行を行った日から特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用を開始するものとします。	

カ 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用を受けている契約者回線の契約者は、カケホ（ケータイ／Ｖ）又はスーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）の適用の廃止を申し出ることができます。

キ 当社は、特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ - ii）

の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信 2 段階定額制 Z（ケータイ/V - ii）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信 2 段階定額制 Z（ケータイ/V - ii）を廃止します。

- (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
- (イ) LTE契約の解除があったとき。
- (ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。
- (オ) 特定データ通信定額制 II（ケータイ/V - ii）の適用の申込みがあったとき。

ク キの規定により、特定データ通信 2 段階定額制 Z（ケータイ/V - ii）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の 1 欄の左欄の規定により特定データ通信 2 段階定額制 Z（ケータイ/V - ii）の適用を廃止した後、2 欄、3 欄又は 4 欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ 2 欄、3 欄又は 4 欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信 2 段階定額制 Z（ケータイ/V - ii）の適用
1 2 から 4 以外により特定データ通信 2 段階定額制 Z（ケータイ/V - ii）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信 2 段階定額制 Z（ケータイ/V - ii）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信 2 段階定額制 Z（ケータイ/V - ii）の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信 2 段階定額制 Z（ケータイ/V - ii）の適用の対象とします。
4 特定データ通信 2 段階定額制 Z（ケータイ/V - ii）を廃止する申出又は特定データ通信定額制 II（ケータイ/V - ii）の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われ	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信 2 段階定額制 Z（ケータイ/V - ii）の適用の対象とします。

	<p>たとき。</p> <p>備考 a u 契約への契約移行を行うとともに特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - ii) の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - ii) の適用の対象とするものとします。</p> <p>ケ 特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - ii) を選択した契約者は、通信の有無にかかわらず又は 1 の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する上限定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) オの表の規定により特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - ii) の適用を開始したとき。</p> <p>(イ) クの表の区分 2 (LTE 契約の解除 (a u 契約への契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分 3 若しくは区分 4 の規定により特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - ii) の適用を廃止したとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - ii) の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更 (対象プランの間のものに限ります。))があったとき。</p> <table border="1" data-bbox="483 1066 1465 1525"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日 (その料金月において、コ (ア) 又は (ウ) に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - ii) の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日 (その料金月において、コ (イ) 又は (ウ) に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>サ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、コ (ア) 又は (ウ) に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - ii) の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、コ (イ) 又は (ウ) に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、コ (ア) 又は (ウ) に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - ii) の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)						
適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、コ (イ) 又は (ウ) に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)						
(3) の 12 特定のデータ通信への段階定額制の適用 (a u ピタットプラン)	<p>ア 当社は、LTE 契約者からの申出により、その LTE サービス (第 1 種 LTE デュアルに限ります。))の契約者回線との間のデータ通信 (特定事業者が提供するローミングに係るもの及び海外定額対象回線に係る海外定額対象利用を含み、別表 1 (オプション機能) 19 欄に定める W i M A X 通信を除きます。以下この欄、(3) の 13、(5)、(6)、(6) の 2 及び (6) の 3 において同じとします。))について、基本使用料の料金種別ごとに、そのデータ通信に係る 1 料金月の課金対象データの総情報量 (以下「累計課金対象データ量」といいます。))に応じて、次表に規定する定額料 (スの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下こ</p>						

の欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信段階定額制」といいます。)を行います。

1 契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
		税抜額
区分 1	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) 以下の場合	1,700 円
区分 2	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト) を超え 2,147,483,648 バイト (2ギガバイト) 以下の場合	2,700 円
区分 3	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト) を超え 3,221,225,472 バイト (3ギガバイト) 以下の場合	3,700 円
区分 4	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト) を超え 5,368,709,120 バイト (5ギガバイト) 以下の場合	4,700 円
区分 5	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト) を超えた場合	5,700 円

イ 特定データ通信段階定額制は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線を除きます。)に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ

ウ 当社は、特定データ通信段階定額制の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ データ通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信段階定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信段階定額制の適用の開始
1 特定データ通信段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了されたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了されたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信段階定額制の申込み	その変更後のLT

	が、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に 行われたとき。	Eサービスの提供を開始した日																			
	4 特定データ通信段階定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に 行われたとき。	料金種別の変更があった日																			
	5 特定データ通信段階定額制の申込みが、端末設備の購入と同時に 行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日																			
	備考 a u 契約からの契約移行を行った日から特定データ通信段階定額制の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信段階定額制の適用を開始するものとします。																				
	<p>カ 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分1から区分4に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量（(6)の2に定める前月からの繰越データ量又は(6)の3に定める購入残データ量をいいます。以下この欄及び(3)の13において同じとします。）を有する場合、アの表を次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">累計課金対象データ量</th> <th>定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合</td> <td>1,700 円</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合</td> <td>2,700 円</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>区分2のデータ量の最大値を超え区分2のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>区分3のデータ量の最大値を超え区分3のデータ量の最大値に2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合</td> <td>4,700 円</td> </tr> <tr> <td>区分5</td> <td>区分4のデータ量の最大値を超えた場合</td> <td>5,700 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 区分2から区分4については、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。</p>		区分	累計課金対象データ量	定額料	税抜額	区分1	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700 円	区分2	区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	2,700 円	区分3	区分2のデータ量の最大値を超え区分2のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	3,700 円	区分4	区分3のデータ量の最大値を超え区分3のデータ量の最大値に2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	4,700 円	区分5	区分4のデータ量の最大値を超えた場合	5,700 円
区分	累計課金対象データ量	定額料																			
		税抜額																			
区分1	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700 円																			
区分2	区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	2,700 円																			
区分3	区分2のデータ量の最大値を超え区分2のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	3,700 円																			
区分4	区分3のデータ量の最大値を超え区分3のデータ量の最大値に2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	4,700 円																			
区分5	区分4のデータ量の最大値を超えた場合	5,700 円																			

キ 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(14)の規定によるほか、ア又はカの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値（(14)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。）を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。

ク 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ただし、LTE契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ケ LTEサービスの提供を受けている契約者回線について、料金月の起算日以外の日に(ア)又は(イ)に該当した場合、アの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。

(ア) 特定データ通信段階定額制の適用の開始があったとき。

読み替える値	読み替え後の値
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制の適用を開始する前の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、特定データ通信段階定額制の適用を開始するまでに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（(5)、(5)の2、(6)、(6)の2又は(6)の3の取扱いを受けるものを除きます。）を差し引いた値（その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。）
区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1ギガバイトを差し引いた値を加算した値

(イ) 特定データ通信段階定額制の適用を受けている場合であつ

て、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもに限り
ります。）があったとき。

読み替える値	読み替え後の値
変更後の料金種別に係る、区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	料金種別の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この(3)の12において「変更前利用データ量」といいます。）に係る区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が5,368,709,120バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480バイト（20ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値
変更後の料金種別に係る、区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1ギガバイトを差し引いた値を加算した値

コ 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にを行う場合に限り、特定データ通信段階定額制の適用の廃止を申し出ることができます。

サ 当社は、特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信段階定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信段階定額制を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

(オ) 特定データ通信定額制Ⅲの適用の申込みがあったとき。

シ サの規定により、特定データ通信段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信段階定額制の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信段階定額制の適用
1 2から4以外により特定データ通信段階定額制の適用を	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、

	<p>廃止したとき。</p> <p>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</p> <p>3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>4 特定データ通信段階定額制を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅲの適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</p> <p>備考 au契約への契約移行を行うとともに特定データ通信段階定額制の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信段階定額制の適用の対象とするものとします。</p>	<p>特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。</p> <p>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。</p> <p>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。</p> <p>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。</p>						
	<p>ス 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) シの表の規定により特定データ通信段階定額制の適用を開始したとき。</p> <p>(イ) シの表の区分2 (LTE契約の解除 (au契約への契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信段階定額制の適用を廃止したとき。</p> <p>(ウ) 特定データ通信段階定額制の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更 (対象プランの間のものに限ります。)があったとき。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日 (その料金月において、スの(ア)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日 (その料金月において、スの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、スの(ア)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、スの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)
区分	起算日							
適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、スの(ア)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)							
適用終了日	その料金月の末日 (その料金月において、スの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)							
(3)の13 特定のデータ通信への段階定額制の適用	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス (第2種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信について、基本使用料の料金種別ごとに、そのデータ通信</p>							

(V)
(auピタット
プラン(V))

に係る累計課金対象データ量に応じて、次表に規定する定額料
(その規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信段階定額制(V)」といいます。)を行います。

1 契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
		税抜額
区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	1,700円
区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え 2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合	2,700円
区分3	2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を超え 3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合	3,700円
区分4	3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を超え 5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)以下の場合	4,700円
区分5	5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)を超えた場合	5,700円

イ 特定データ通信段階定額制は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を受けている契約者回線を除きます。)に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)

ウ 当社は、特定データ通信段階定額制(V)の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ データ通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信段階定額制(V)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信段階定額制(V)の適用の開始
1 特定データ通信段階定額制(V)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了されたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信段階定額制(V)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサ	そのLTEサービスの再利用を開始

	サービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	した日																			
	3 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日																			
	4 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日																			
	5 特定データ通信段階定額制（V）の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日																			
	備考 au契約からの契約移行を行った日から特定データ通信段階定額制（V）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信段階定額制（V）の適用を開始するものとします。																				
	<p>カ 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分1から区分4に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量を有する場合、アの表を次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制（V）を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">累計課金対象データ量</th> <th>定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合</td> <td>1,700 円</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合</td> <td>2,700 円</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>区分2のデータ量の最大値を超え区分2のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>区分3のデータ量の最大値を超え区分3のデータ量の最大値に2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合</td> <td>4,700 円</td> </tr> <tr> <td>区分5</td> <td>区分4のデータ量の最大値を超えた場合</td> <td>5,700 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 区分2から区分4については、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。</p>		区分	累計課金対象データ量	定額料	税抜額	区分1	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700 円	区分2	区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	2,700 円	区分3	区分2のデータ量の最大値を超え区分2のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	3,700 円	区分4	区分3のデータ量の最大値を超え区分3のデータ量の最大値に2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	4,700 円	区分5	区分4のデータ量の最大値を超えた場合	5,700 円
区分	累計課金対象データ量	定額料																			
		税抜額																			
区分1	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700 円																			
区分2	区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	2,700 円																			
区分3	区分2のデータ量の最大値を超え区分2のデータ量の最大値に1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	3,700 円																			
区分4	区分3のデータ量の最大値を超え区分3のデータ量の最大値に2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）を合算したデータ量以下の場合	4,700 円																			
区分5	区分4のデータ量の最大値を超えた場合	5,700 円																			

キ 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(14)の規定によるほか、ア又はカの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値（(14)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。）を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制（V）を適用します。

ク 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ただし、LTE契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ケ LTEサービスの提供を受けている契約者回線について、料金月の起算日以外の日（ア）又は（イ）に該当した場合、アの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制（V）を適用します。

（ア） 特定データ通信段階定額制（V）の適用の開始があったとき。

読み替える値	読み替え後の値
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制（V）の適用を開始する前の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、特定データ通信段階定額制（V）の適用を開始するまでに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（（5）、（5）の2、（6）、（6）の2又は（6）の3の取扱いを受けるものを除きます。）を差し引いた値（その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。）
区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1ギガバイトを差し引いた値を加算した値

(イ) 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている場合であって、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。

読み替える値	読み替え後の値
変更後の料金種別に係る、区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	料金種別の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この(3)の12において「変更前利用データ量」といいます。）に係る区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が5,368,709,120バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480バイト（20ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値
変更後の料金種別に係る、区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1ギガバイトを差し引いた値を加算した値

コ 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信段階定額制（V）の適用の廃止を申し出ることができます。

サ 当社は、特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信段階定額制（V）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信段階定額制（V）を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

(オ) 特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用の申込みがあったとき。

シ サの規定により、特定データ通信段階定額制（V）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信段階定額制（V）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信段階定額制（V）の適用

1 2から4以外により特定データ通信段階定額制（V）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（V）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（V）の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（V）の適用の対象とします。
4 特定データ通信段階定額制（V）を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅲ（V）の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制（V）の適用の対象とします。
備考 a u契約への契約移行を行うとともに特定データ通信段階定額制（V）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信段階定額制（V）の適用の対象とするものとします。	
ス 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。	
(ア) シの表の規定により特定データ通信段階定額制（V）の適用を開始したとき。	
(イ) シの表の区分2（LTE契約の解除（a u契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4の規定により特定データ通信段階定額制（V）の適用を廃止したとき。	
(ウ) 特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のものに限ります。）があったとき。	
区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、スの（ア）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制（V）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、スの（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又

		は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)							
(3)の14 特定のデータ通信への定額制の適用 (auフラットプラン)	ア	<p>当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第1種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（その規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅲ」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制Ⅲには次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">種類</th> <th style="width: 30%;">定額料 税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>auフラットプラン 20</td> <td style="text-align: right;">4,720 円</td> </tr> <tr> <td>auフラットプラン 30</td> <td style="text-align: right;">6,720 円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	定額料 税抜額	auフラットプラン 20	4,720 円	auフラットプラン 30	6,720 円	
	種類	定額料 税抜額							
	auフラットプラン 20	4,720 円							
	auフラットプラン 30	6,720 円							
	イ	<p>特定データ通信定額制Ⅲは、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリーⅡ</td> <td>シンプル、カケホ、スーパーカケホ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ			
	区分	基本使用料の料金種別							
	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ							
	ウ	<p>当社は、特定データ通信定額制Ⅲの適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。</p>							
	エ	<p>データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p>							
	オ	<p>特定データ通信定額制Ⅲの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">データ通信定額制Ⅲの適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了されたとき。</td> <td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td>2 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了されたとき。</td> <td>そのLTEサービスの再利用を開始した日</td> </tr> <tr> <td>3 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了</td> <td>その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	データ通信定額制Ⅲの適用の開始	1 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了されたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了されたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了
区分	データ通信定額制Ⅲの適用の開始								
1 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了されたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日								
2 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了されたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日								
3 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日								

	れたとき。	
	4 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
	5 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
	備考 a u 契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制Ⅲの適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制Ⅲの適用を開始するものとします。	
	カ LTE 契約者は、特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅲの取扱いについては、次表のとおりとします。	
	区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅲの適用
	(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。
	(イ) 端末設備の購入と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。
	キ 特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅲの適用の廃止を申し出ることができます。	
	ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅲを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅲを廃止します。	
	(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。	
	(イ) LTE契約の解除があったとき。	
	(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	
	(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	
	(オ) 特定データ通信段階定額制の適用の申込みがあったとき。	
	ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。	
	この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。	
	区分	特定データ通信定額制Ⅲの適用
	1 2から4以外により特定デ	その廃止日を含む料金月の末日

<p>一タ通信定額制Ⅲの適用を廃止したとき。</p>	<p>までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。</p>
<p>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</p>	<p>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。</p>
<p>3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p>	<p>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。</p>
<p>4 特定データ通信定額制Ⅲを廃止する申出又は特定データ通信段階定額制の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</p>	<p>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。</p>
<p>備考 au契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とするものとします。</p>	
<p>コ 特定データ通信定額制Ⅲを選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p>	
<p>サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p>	
<p>(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅲの適用を開始したとき。</p>	
<p>(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅲの種類を変更したとき。</p>	
<p>(ウ) ケの表の区分2 (LTE契約の解除 (au契約への契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。</p>	
<p>(エ) 特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更 (対象プランの間のものに限ります。))があったとき。</p>	
<p>(オ) 特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、Netfixパックの適用を開始又は廃止したとき。</p>	
<p>区分</p>	<p>起算日</p>
<p>適用開始日</p>	<p>その料金月の初日 (その料金月において、サの(ア)、(イ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信</p>

	<p>定額制Ⅲの適用開始日、基本使用料の料金種別の変更日又はNetfixパックの適用開始日若しくは適用終了日の翌日とします。)</p> <p>適用終了日 その料金月の末日（その料金月において、サの（イ）、（ウ）、（エ）又は（オ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日、基本使用料の料金種別の変更日の前日又はNetfixパックの適用開始日の前日若しくは適用終了日とします。)</p> <p>シ サの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、Netfixパックの適用を受けている期間については、アに定める定額料及びNetfixパックに係る定額料を合算して日割り計算を行います。</p> <p>ス 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>												
<p>(3)の15 特定のデータ通信への定額制の適用（V） （auフラットプラン（V））</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス（第2種LTEデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「特定データ通信定額制Ⅲ（V）」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、特定データ通信定額制Ⅲ（V）には次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">種類</th> <th style="width: 30%;">定額料</th> </tr> <tr> <td></td> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>auフラットプラン 20（V）</td> <td style="text-align: right;">4,720 円</td> </tr> <tr> <td>auフラットプラン 30（V）</td> <td style="text-align: right;">6,720 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定データ通信定額制Ⅲ（V）は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線を除きます。）に限り、選択することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	定額料		税抜額	auフラットプラン 20（V）	4,720 円	auフラットプラン 30（V）	6,720 円	区分	基本使用料の料金種別		
種類	定額料												
	税抜額												
auフラットプラン 20（V）	4,720 円												
auフラットプラン 30（V）	6,720 円												
区分	基本使用料の料金種別												

カテゴリーⅡ	シンプル（Ⅴ）、カケホ（Ⅴ）、スーパーカケホ（Ⅴ）
--------	---------------------------

ウ 当社は、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更（対象プランの間のもを除きます。）に係る請求と同時に行了われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の申込みが、端末設備の購入と同時に行了われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

備考 au契約からの契約移行を行った日から特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点から特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を開始するものとします。

カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を適用します。

(イ) 端末設備の購入と同時に 行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を適用します。
--------------------------------	---

キ 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用の廃止を申し出ることができます。

ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

(オ) 特定データ通信段階定額制（Ⅴ）の適用の申込みがあったとき。

ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用の対象とします。
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ

<p>(V)の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</p>	<p>(V)の適用の対象とします。</p>
<p>備考 a u契約への契約移行を行うとともに特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の対象とするものとします。</p>	
<p>コ 特定データ通信定額制Ⅲ(V)を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p>	
<p>サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。</p>	
<p>(ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を開始したとき。</p>	
<p>(イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類を変更したとき。</p>	
<p>(ウ) ケの表の区分2(LTE契約の解除(a u契約への契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱ(V)の適用を廃止したとき。</p>	
<p>(エ) 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものに限ります。)があったとき。</p>	
<p>(オ) 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、Netflixパック(V)の適用を開始又は廃止したとき。</p>	
<p>区分</p>	<p>起算日</p>
<p>適用開始日</p>	<p>その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用開始日、基本使用料の料金種別の変更日又はNetflixパック(V)の適用開始日若しくは適用終了日の翌日とします。)</p>
<p>適用終了日</p>	<p>その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日、基本使用料の料金種別の変更日の前日又はNetflixパック(V)の適用開始日の前日若しくは適用終了日とします。)</p>

	<p>シ サの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、Netfixパック（V）の適用を受けている期間については、アに定める定額料及びNetfixパック（V）に係る定額料を合算して日割り計算を行います。</p> <p>ス 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>						
<p>(3)の16 特定データ通信定額制Ⅲに係る特定コンテンツパック適用（Netfixパック）</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、(ア)に定める定額料（この規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を支払った場合に、その契約者回線について、(イ)に定める取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="485 943 1461 1025"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>税抜額 1,150 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 取扱い</p> <p>① その契約者回線に係る総量速度規制データ量に次表に定める加算データ量を加算すること。</p> <table border="1" data-bbox="485 1151 1461 1234"> <thead> <tr> <th>加算データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）</td> </tr> </tbody> </table> <p>② Netfix株式会社が提供するNetfixサービスを所定の月額料金で利用できるようにすること。</p> <p>③ 当社が提供するビデオパス（見放題プランに限りません。以下この欄において同じとします。）を所定の月額料金で利用できるようにすること。</p> <p>イ 本取扱いは、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅲ（auフラットプラン 20 に限りません。以下この欄において「auフラットプラン 20」といいます。）の適用を受けているものに限り、選択することができます。</p> <p>ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者回線について、auフラットプラン 20 の適用を受けていないとき（その申出と同時にauフラットプラン 20 の適用の申込みがあったときを除きます。）。</p> <p>(イ) その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>オ 本取扱いの適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む</p>	区分	料金額	定額料	税抜額 1,150 円	加算データ量	5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）
区分	料金額						
定額料	税抜額 1,150 円						
加算データ量							
5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）							

料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	本取扱いの適用の開始
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 本取扱いの申出が、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 本取扱いの申出が、auフラットプラン20への特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更があった日
5 本取扱いの申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出を当社が承諾した日

カ アの(イ)の②及び③の取扱いについては、イの申出のほか、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。

キ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) auフラットプラン20以外への特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更があったとき。

(オ) 特定データ通信段階定額制の適用の申込みがあったとき。

ク キの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本取扱いの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	本取扱いの適用
1 2から4以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日まで、本取扱いを適用します。
2 LTEサービスの利用の一	その一時休止日又は契約解除日

<p>時休止又はLTE契約の解除があったとき。</p>	<p>まで、本取扱いを適用します。</p>						
<p>3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又はauフラットプラン 20 以外への特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更があったとき。</p>	<p>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更日の前日まで、本取扱いを適用します。</p>						
<p>4 特定データ通信定額制Ⅲを廃止する申出又は特定データ通信段階定額制の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。</p>	<p>その申出又は申込みがあった日の前日まで、本取扱いを適用します。</p>						
<p>ケ 本取扱いを選択した契約者は、コに定める場合を除き、通信の有無、Netflixサービス若しくはビデオパスの利用の有無又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める定額料の日割りを行います。</p> <p>(ア) オの表の規定により本取扱いの適用を開始したとき。</p> <p>(イ) クの表の区分2（LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものに限ります。）に限ります。）、区分3又は区分4により本取扱いの適用を廃止したとき。</p> <p>(ウ) 本取扱いの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更（特定データ通信定額制Ⅲに係る対象プランの間のものに限ります。）があったとき。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 1326 730 1361">区分</th> <th data-bbox="737 1326 1461 1361">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 1370 730 1527">適用開始日</td> <td data-bbox="737 1370 1461 1527">その料金月の初日（その料金月において、コ（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1536 730 1733">適用終了日</td> <td data-bbox="737 1536 1461 1733">その料金月の末日（その料金月において、コ（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）</td> </tr> </tbody> </table>		区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コ（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コ（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）
区分	起算日						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、コ（ア）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、コ（イ）又は（ウ）に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。）						
<p>サ コの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、アに定める定額料及び(3)の14に定めるauフラットプラン 20に係る定額料を合算して日割り計算を行います。</p> <p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたと</p>							

	<p>きは、その契約者は、アに定める定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス 契約者は、Netflix株式会社及び当社がNetflixサービス及びビデオパスについて所定の月額料金での利用の可否を判断するため及びその利用状況を当社が確認するために、その契約者回線に係る情報並びにNetflixサービス及びビデオパスに係る契約情報を、当社、特定事業者及びNetflix株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>セ 本取扱いに関するその他の提供条件並びに本取扱いの適用を受けられる場合のNetflixサービス及びビデオパスに関する提供条件等については、それぞれ当社及びNetflix株式会社が別に定めるところによります。</p>						
<p>(3)の17 特定データ通信定額制Ⅲ(V)に係る特定コンテンツパック適用(V)(Netflixパック(V))</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申出により、(ア)に定める定額料(この規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を支払った場合に、その契約者回線について、(イ)に定める取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="485 1025 1465 1115"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>税抜額 1,150 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 取扱い</p> <p>① その契約者回線に係る総量速度規制データ量に次表に定める加算データ量を加算すること。</p> <table border="1" data-bbox="485 1236 1465 1326"> <thead> <tr> <th>加算データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② Netflix株式会社が提供するNetflixサービスを所定の月額料金で利用できるようにすること。</p> <p>③ 当社が提供するビデオパス(見放題プランに限ります。以下この欄において同じとします。)を所定の月額料金で利用できるようにすること。</p> <p>イ 本取扱いは、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅲ(V)(auフラットプラン20(V)に限ります。以下この欄において「auフラットプラン20(V)」といいます。)の適用を受けているものに限り、選択することができます。</p> <p>ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者回線について、auフラットプラン20(V)の適用を受けていないとき(その申出と同時にauフラットプラン20(V)の適用の申込みがあったときを除きます。)</p> <p>(イ) その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他</p>	区分	料金額	定額料	税抜額 1,150 円	加算データ量	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)
区分	料金額						
定額料	税抜額 1,150 円						
加算データ量							
5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)							

の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ 本取扱いの適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	本取扱いの適用の開始
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 本取扱いの申出が、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 本取扱いの申出が、auフラットプラン20(V)への特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更があった日
5 本取扱いの申出が、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出を当社が承諾した日

カ アの(イ)の②及び③の取扱いについては、イの申出のほか、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。

キ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) auフラットプラン20(V)以外への特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更があったとき。

(オ) 特定データ通信段階定額制(V)の適用の申込みがあったとき。

ク キの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本取扱いの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	本取扱いの適用
1 2から4以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日まで、本取扱いを適用します。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日まで、本取扱いを適用します。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又はauフラットプラン20(V)以外への特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更日の前日まで、本取扱いを適用します。
4 特定データ通信定額制Ⅲ(V)を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制(V)の適用の申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日まで、本取扱いを適用します。

ケ 本取扱いを選択した契約者は、コに定める場合を除き、通信の有無、Netfixサービス若しくはビデオパスの利用の有無又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。

コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める定額料の日割りを行います。

(ア) オの表の規定により本取扱いの適用を開始したとき。

(イ) クの表の区分2(LTE契約の解除(au契約への契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4により本取扱いの適用を廃止したとき。

(ウ) 本取扱いの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更(特定データ通信定額制Ⅲ(V)に係る対象プランの間のものに限ります。))があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コのア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ本取扱いの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コのイ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)

サ コの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、アに定める

	<p>定額料及び(3)の15に定めるauフラットプラン20(V)に係る定額料を合算して日割り計算を行います。</p> <p>シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに定める定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ス 契約者は、Netflix株式会社及び当社がNetflixサービス及びビデオパスについて所定の月額料金での利用の可否を判断するため及びその利用状況を当社が確認するために、その契約者回線に係る情報並びにNetflixサービス及びビデオパスに係る契約情報を、当社、特定事業者及びNetflix株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>セ 本取扱いに関するその他の提供条件並びに本取扱いの適用を受ける場合のNetflixサービス及びビデオパスに関する提供条件等については、それぞれ当社及びNetflix株式会社が別に定めるところによります。</p>										
<p>(4) LTEデュアルの契約者回線に係るデータ通信料の定額適用</p>	<p>ア 当社は、LTEデュアルの契約者回線(第3種LTEデュアルに係るもの、基本使用料の料金種別が(ア)に定めるもの又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を受けているものを除きます。)に係るデータ通信料(この約款の規定により支払いを要することとされるデータ通信料((6)のアの表に定めるデータ通信料及び(6)の3に定める購入データ量に係るデータ通信料を除きます。)であって、第1(基本使用料等)1(適用)(24)、(27)、(28)又は当社が別に定めるau(LTE)通信サービスの料金の減額適用を受ける場合は、適用する前の料金とします。以下この欄において同じとします。)について、(イ)に定める額を適用する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、データ通信料の額が次表に定める額に満たない場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別</p> <table border="1" data-bbox="485 1603 1461 1771"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td colspan="2">ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン</td> </tr> </table> <p>(イ) 上限定額料</p> <table border="1" data-bbox="485 1854 1461 1939"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <td>上限定額料</td> <td>税抜額 20,000 円</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、次のいずれかの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日か</p>	基本使用料の料金種別		ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン			1 契約ごとに月額	区分	料金額	上限定額料	税抜額 20,000 円
基本使用料の料金種別											
ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン											
	1 契約ごとに月額										
区分	料金額										
上限定額料	税抜額 20,000 円										

ら適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める上限定額料を日割りします。

- (ア) LTEサービスの提供を開始したとき。
- (イ) LTEサービスの再利用を開始したとき。
- (ウ) LTEサービスの種類の変更（LTEシングルからLTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。）があったとき。
- (エ) 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の申込みによるもの又はアの（ア）に定める基本使用料の料金種別を選択することによるものを除きます。）があったとき。
- (オ) 特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信2段階定額の取扱い若しくは特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又はアの（ア）に定める基本使用料の料金種別を選択することによるものを除きます。）があったとき
- (カ) アの（ア）に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき（その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の申込みがあったときを除きます。）。
- (キ) LTE契約の解除があったとき（au契約への契約移行があったときに限ります。）。
- (ク) LTEサービスの種類の変更（LTEデュアルからLTEシングルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。）があったとき。
- (ケ) 特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を開始したとき。
- (コ) アの（ア）に定めるものへの基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、（ア）から（カ）の規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、（キ）から（コ）の規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）

ウ ア及びイの規定によるほか、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(5) LTEサービス又はLTEモジュールの契約者回線に係るデータ通信利用の制限

ア 当社は、LTEサービス又はLTEモジュールの契約者回線との間のデータ通信について、データ通信総量速度規制（その契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を最高 128kbit/s に制限するこ

とをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、(6)に定めるデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合、(6)の2に定める総量速度規制データ量の繰越適用若しくは(6)の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を受けている場合又は基本使用料の料金種別がmamorino Watchプラン若しくはジュニアケータイプランの場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)から(エ)以外のもの

① ②から⑥以外のもの

総量速度規制データ量
7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)

② 特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を受けているもの

種類	総量速度規制データ量
データ定額1、データ定額1(V)、データ定額1(ケータイ/V)、データ定額1(ケータイ/V)	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)
データ定額2、データ定額2(V)、データ定額2(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト)
データ定額3、データ定額3(V)、データ定額3(ケータイ/V)、データ定額3(ケータイ/V)	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)
データ定額5、データ定額5(V)、データ定額5(ケータイ/V)、データ定額5(ケータイ/V)	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)
データ定額8、データ定額8(V)、データ定額8(ケータイ/V)	8,589,934,592 バイト (8ギガバイト)
データ定額10、データ定額10(V)、データ定額10(ケータイ/V)	10,737,418,240 バイト (10ギガバイト)
データ定額13、データ定額13(V)、データ定額13(ケータイ/V)	13,958,643,712 バイト (13ギガバイト)
データ定額20、データ定額20(V)	21,474,836,480 バイト (20ギガバイト)
データ定額30、データ定額30(V)	32,212,254,720 バイト (30ギガバイト)

③ 特定データ通信2段階定額制、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-i)若しくは特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)又はLTEフラットforDATA(m)dsのもの

総量速度規制データ量

2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)

- ④ 特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - i) 又は特定データ通信 2 段階定額制 Z (ケータイ/V - ii) の適用を受けているもの

総量速度規制データ量

2,684,354,560 バイト (2.5 ギガバイト)

- ⑤ 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制 (V) の適用を受けているもの

総量速度規制データ量

(3) の 12 又は (3) の 13 のアの表の区分 4 に定めるデータ量の最大値 (同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。) に 16,106,127,360 バイト (15 ギガバイト) を加算した値

- ⑥ 特定データ通信定額制 III 又は特定データ通信定額制 III (V) の適用を受けているもの

種類	総量速度規制データ量
auフラットプラン 20、auフラットプラン 20 (V)	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)
auフラットプラン 30、auフラットプラン 30 (V)	32,212,254,720 バイト (30 ギガバイト)

- (イ) 第 3 種 LTE デュアルに係るもの又は基本使用料の料金種別がタブレットプラン ds、タブレットプラン ds (L) 又は Quastation プラン ds のもの

総量速度規制データ量

0 バイト

- (ウ) 基本使用料の料金種別が LTE モジュールダブル定額のもの

総量速度規制データ量

314,572,800 バイト (300 メガバイト)

- (エ) 基本使用料の料金種別が LTE Mid 又は LTE High のもの

総量速度規制データ量

3,221,225,472 バイト (3 ギガバイト)

イ その契約者回線について、(13) に定める総量速度規制データ量の増減適用を受けている場合、同欄に定める増減適用後の総量速度規制データ量をアに定める総量速度規制データ量として取り扱います。

ウ 第 2 種 LTE シングル又は第 4 種 LTE シングルの契約者回線 (基本使用料の料金種別が WiMAX 2 + フラット for HOME 又は WiMAX 2 + フラット for HOME (L) のもの) について、第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (26) 又は (26) の 2 の適用を受けている場合、次表に定める加算データ量をアに定める総量速度規制データ量に加算して、データ通信総量速度規制を行います。

	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>加算データ量</td> </tr> <tr> <td>24,696,061,952 バイト (23 ギガバイト)</td> </tr> </table> <p>エ 料金月の起算日以外の日、次のいずれかに該当することとなった場合（その変更等により、総量速度規制データ量の値が減少する場合に限ります。）、その事由に該当した日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、変更前の料金種別等に係る総量速度規制データ量を適用するものとします。</p> <p>ただし、総量速度規制データ量の増減の判定に際し、ウに定める加算データ量を総量速度規制データ量に含めないものとし、特定データ通信段階定額制及び特定データ通信段階定額制（Ⅴ）（以下この欄において「段階定額制」といいます。）の総量速度規制データ量については、1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）とします。</p> <p>（ア）LTEサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>（イ）基本使用料の料金種別の変更があったとき。</p> <p>（ウ）特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ - i）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ - ii）、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ（Ⅴ）の種類の変更があったとき。</p> <p>（エ）他の特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いへの変更等があったとき。</p> <p>オ 段階定額制の適用を受けている契約者回線について、エの各号によりその適用の廃止（他の段階定額制の適用の申込みによるものを除きます。）があった場合、エの規定にかかわらず、その廃止日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、次表に定める値をその料金月における総量速度規制データ量として適用するものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>段階定額制の適用の廃止後の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）に、段階定額制の適用の廃止があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480 バイト（20ギガバイト）とします。）から、1ギガバイトを差し引いた値を加算した値</td> </tr> </table> <p>カ データ通信総量速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	加算データ量	24,696,061,952 バイト (23 ギガバイト)	段階定額制の適用の廃止後の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）に、段階定額制の適用の廃止があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480 バイト（20ギガバイト）とします。）から、1ギガバイトを差し引いた値を加算した値
加算データ量				
24,696,061,952 バイト (23 ギガバイト)				
段階定額制の適用の廃止後の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）に、段階定額制の適用の廃止があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480 バイト（20ギガバイト）とします。）から、1ギガバイトを差し引いた値を加算した値				
(5)の2 データ通信総量速度規制の適用除外	<p>ア 当社は、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線（次のいずれかに該当するものに限り、）との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、別表1（オプション機能）第19欄に規定するハイスピードモードを選択して行われるWiMAX2+通信（同19欄に定めるものをいいます。））に係る累計課金対象データ量について</p>			

て、(5)の規定にかかわらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。

(ア) 基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOME、WiMAX2+フラットforDATAEX(L)又はWiMAX2+フラットforHOME(L)のもの。

(イ) 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（この約款、当社のWIN約款又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定めるものをいい、以下この欄において「特定割引」といいます。）に係る判定用回線として指定されたものであって、第4種定期LTE契約に係るもの

イ 当社は、アに定める第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線について、次表に定める期間、本取扱いを適用します。

区分	期間
アの(ア)に該当する場合	WiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOME、WiMAX2+フラットforDATAEX(L)又はWiMAX2+フラットforHOME(L)の適用を受けている間
アの(イ)に該当する場合	その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は特定事業者が承諾した日（当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月とします。）から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間

(5)の3 特定の基本使用料の料金種別の適用を受ける契約者回線に係るデータ通信利用の制限等

ア 当社は、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOME、WiMAX2+フラットforDATAEX(L)又はWiMAX2+フラットforHOME(L)のものに限ります。）について、第52条（通信利用の制限等）の規定によるほか、データ通信の伝送速度を制限することがあります。

イ アの規定によるほか、当社は、第2種LTEシングルの契約者回線又は第4種LTEシングル（基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOME、WiMAX2+フラットforDATAEX(L)又はWiMAX2+フラットforHOME(L)であって、第1（基本使用料等）1（適用）(26)又は(26)の2の適用を受けているものに限ります。）について、他の契約者回線に比し、第52条第1項第6号に定める通信利用の制限を加重して行うことがあります。

	<p>ウ 当社は、第2種LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がmamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのものに限ります。）について、第52条の規定を適用するほか、データ通信の伝送速度を最高128kbit/sとします。</p>												
<p>(6) データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い (エクストラオプション)</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合であって、その料金月における累計課金対象データ量が(5)のアに定める総量速度規制データ量を超える場合は、総量速度規制データ量を超える部分について、次表に定める料金額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="483 528 1465 1359"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 528 614 568"></th> <th data-bbox="614 528 1070 568">区分</th> <th data-bbox="1070 528 1310 568">単位</th> <th data-bbox="1310 528 1465 568">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 568 614 736">データ通信料</td> <td data-bbox="614 568 1070 736">① ②以外の場合</td> <td data-bbox="1070 568 1310 736">2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）ごとに</td> <td data-bbox="1310 568 1465 736">税抜額 2,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 736 614 1359"></td> <td data-bbox="614 736 1070 1359">② その料金月の末日（料金月の末日以外の日）にLTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があった場合は、一時休止日又は契約解除日とします。以下このア及びイにおいて同じとします。）において、特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制及び特定データ通信定額制（V）を除きます。）又は特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を受けている場合</td> <td data-bbox="1070 736 1310 1359">1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）ごとに</td> <td data-bbox="1310 736 1465 1359">税抜額 1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アに定める総量速度規制データ量を超える部分は、その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの種類に応じて算定します。</p> <p>ウ データ通信総量速度規制の廃止（以下この欄において「本取扱い」といいます。）は、それぞれ次のいずれかに該当するLTEサービスの契約者回線であって、(6)の3の適用を受けていないもの限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 特定データ通信定額制又は特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を受けているもの。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がLTEフラットforDATA又はWiMAX2+フラットプランのもの。</p> <p>(ウ) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるもの（特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）以外の特定データ通信定額の取扱い（以下この欄において「対象データ通信定額」といい</p>		区分	単位	料金額	データ通信料	① ②以外の場合	2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）ごとに	税抜額 2,500円		② その料金月の末日（料金月の末日以外の日）にLTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があった場合は、一時休止日又は契約解除日とします。以下このア及びイにおいて同じとします。）において、特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制及び特定データ通信定額制（V）を除きます。）又は特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を受けている場合	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）ごとに	税抜額 1,000円
	区分	単位	料金額										
データ通信料	① ②以外の場合	2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）ごとに	税抜額 2,500円										
	② その料金月の末日（料金月の末日以外の日）にLTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があった場合は、一時休止日又は契約解除日とします。以下このア及びイにおいて同じとします。）において、特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制及び特定データ通信定額制（V）を除きます。）又は特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を受けている場合	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）ごとに	税抜額 1,000円										

ます。)の適用を受けているLTEデュアルの契約者回線及び基本使用料の料金種別がタブレットプランds又はタブレットプランds(L)以外のものであるLTEシングルの契約者回線に限ります。)

- エ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。
- オ 本取扱いの適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日の当社が別に定める時刻からとします。
ただし、申出日を含む料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その申出日の翌日の当社が別に定める時刻からとします。
- カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。
 - (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)
 - (イ) LTE契約の解除があったとき。
 - (ウ) 対象データ通信定額の適用の廃止(他の対象データ通信定額若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の申込みによるものを除きます。)があったとき。
 - (エ) 特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の廃止(他の特定データ通信2段階定額の取扱い若しくは対象データ通信定額の適用の申込みによるものを除きます。)があったとき。
 - (オ) 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)の適用の申込みがあったとき。
 - (カ) ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン、タブレットプランds、タブレットプランds(L)若しくはQuastationプランdsへの基本使用料の変更又は選択があったとき。
- キ カの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱い及びアに定める料金額については、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。
2 LTEサービスの一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	一時休止日又は契約解除日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。

ク 本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(6)の2 総量速度規制データ量の繰越適用
ア 当社は、その料金月におけるLTEサービスの契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が総量速度規制データ量を超えた場合、総量速度規制データ量を超える部分(以下

(データくりこし)

「超過データ量」といいます。)が、前月からの繰越データ量(前料金月において、ウの規定により算出された翌料金月への繰越データ量をいいます。以下同じとします。)を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。

イ アに定める取扱い(以下「総量速度規制データ量の繰越適用」といいます。)は、次の全てを満たすLTEサービスの契約者回線に限り、適用を受けることができます。

(ア) データ通信総量速度規制の一時解除を選択していること。

(イ) 第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル又はLTEシングル契約者回線については、次表に定める種類の特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別の適用を受けていること、又は第3種LTEデュアル契約者回線であること。

特定データ通信定額制Ⅱ	データ定額5、データ定額8、データ定額10、データ定額13、データ定額20、データ定額30
特定データ通信定額制Ⅱ(V)	データ定額5(V)、データ定額8(V)、データ定額10(V)、データ定額13(V)、データ定額20(V)、データ定額30(V)
特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)	データ定額5(ケータイ/V)
特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)	データ定額5(ケータイ/V)、データ定額8(ケータイ/V)、データ定額10(ケータイ/V)、データ定額13(ケータイ/V)
特定データ通信定額制Ⅲ	auフラットプラン20、auフラットプラン30
特定データ通信定額制Ⅲ(V)	auフラットプラン20(V)、auフラットプラン30(V)
基本使用料の料金種別	LTEフラットforTAB、LTEフラットforDATA(m)、タブレットプランds、LTEフラットforDATA(m)ds、LTEフラットforTab(L)、タブレットプランds(L)、LTEフラットforDATA(m/L)、Quastationプランds

(ウ) (14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合であって、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成する全てのLTEサービスの契約者回線及び特定事業者のLTEサービスの他網契約者回線について、(ア)及び(イ)の規定(特定事業者のLTE約款に定める(ア)及び(イ)に相当する規定を含みます。以下この欄において同じとします。)に該当すること。

	<p>ウ 翌料金月への繰越データ量は、その料金月における総量速度規制データ量から累計課金対象データ量を差し引いたデータ量とします。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、その契約者回線に係る翌料金月への繰越データ量は0とします。</p> <p>(ア) その料金月の末日において、イに定めるいずれか又は全ての規定を満たしていないとき（その料金月の末日に、イの全ての規定を満たすこととなったときを含みます。）。</p> <p>(イ) その料金月の末日において、そのLTEサービスの利用の一時休止が行われているとき。</p> <p>(ウ) その料金月において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用の申込みがあったとき（その申込み後、その料金月の末日に、イの（イ）に定める基本使用料の料金種別等の適用の申込みがあったときを含みます。）。</p> <p>(エ) その他当社が別に定める事由に該当するとき。</p> <p>オ その契約者回線について、別表1（オプション機能）に定めるテザリング利用機能の提供を受けている場合、アに定める前月からの繰越データ量に524,288,000バイト（500メガバイト）を合算して、本取扱いを適用します。</p> <p>ただし、その料金月において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていない場合は、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="485 1021 1461 1317"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 1021 1461 1070">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 1070 1461 1317">LTEプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、タブレットプランds、LTEフラットforDATA（m）ds、LTEフラットforTab（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラットforDATA（m/L）</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ その契約者回線について、(13)に定める繰越データ量の増減適用を受けている場合、同欄に定める増減適用後の前月からの繰越データ量をアに定める前月からの繰越データ量として取り扱います。</p> <p>キ 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けている契約者回線（（3）の12のカ又は（3）の13のカに定める取扱いを受けたものに限ります。）については、前項までの規定にかかわらず、前月からの繰越データ量を0とします。</p>	基本使用料の料金種別	LTEプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、タブレットプランds、LTEフラットforDATA（m）ds、LTEフラットforTab（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラットforDATA（m/L）
基本使用料の料金種別			
LTEプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA（m）、タブレットプランds、LTEフラットforDATA（m）ds、LTEフラットforTab（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラットforDATA（m/L）			
<p>(6)の3 データ通信利用の制限の一時解除に係る取扱い （データチャージオプション）</p>	<p>ア 当社は、その料金月における超過データ量が前月からの繰越データ量を超えた場合、前月からの繰越データ量を超える部分（以下「超過データ量Ⅱ」といいます。）が、キの規定により登録した購入データ量（その料金月以前にこの(6)の3に定める取扱いを受けた場合は、購入データ量から超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量（以下「購入残データ量」といいます。）とします。）を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。</p> <p>イ 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制</p>		

(V) の適用を受けている契約者回線については、超過データ量Ⅱが、キの規定により登録した購入データ量のうち、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量が(3)の12又は(3)の13のアの表の区分4に定めるデータ量の最大値(同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)を超えた後に登録した購入データ量を超えるまでの間、アに定める取扱い(以下「データ通信総量速度規制の一時解除」といいます。)を行います。

ウ データ通信総量速度規制の一時解除は、次の全てを満たすLTEサービスの契約者回線であって、(6)及び別表1(オプション機能)15欄に定めるwebフィルタリングの適用を受けていないものに限り、選択することができます。

(ア) 特定データ通信定額の取扱いの適用又は次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの

基本使用料の料金種別
ジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA(m)、タブレットプランds、LTEフラットforDATA(m)ds、LTEフラットforTab(L)、タブレットプランds(L)、LTEフラットforDATA(m/L)、Quastationプランds

(イ) LTE NET機能機能又はLTE NET for DATA機能の提供を受けているもの。

エ データ通信総量速度規制の一時解除を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エの申出があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、これを承諾します。

カ エの申出があった場合のほか、(ア)のいずれかに該当する場合((イ)のいずれかに該当する場合を除きます。)は、その契約者回線について、当社が別に定める日までの間に、データ通信総量速度規制の一時解除の申出があったものとみなして取扱います。

ただし、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)の適用の申込みがあった場合は、(イ)の③に該当する場合であっても、この取扱いを適用します。

(ア) 適用条件

- ① 特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制を除きます。)の適用の申込みがあったとき。
- ② ウの(ア)に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があったとき。
- ③ その契約者回線をナンバーシェア副回線として指定するナンバーシェア機能の提供を開始したとき。

(イ) 除外条件

- ① その契約者回線について、(6)又は別表1(オプション機能)15欄に定めるwebフィルタリングの適用を受けているとき。

- ② その契約者回線について、ウの(イ)に該当しないとき。
- ③ その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

キ LTE契約者は、当社が別に定める方法により、次表に定める種類及び開始条件を指定して、購入データ量の登録を行っていただきます。

この場合において、指定することができる種類は、その購入データ量に係るデータ通信料の支払方法により当社が別に定めるところによります。

(ア) 種類

種類	購入データ量	有効日数
タイプⅠ	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)	62 日
タイプⅡ	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)	62 日
タイプⅢ	1,610,612,736 バイト (1.5 ギガバイト)	62 日
タイプⅣ	3,221,225,472 バイト (3 ギガバイト)	62 日
タイプⅤ	5,368,709,120 バイト (5 ギガバイト)	62 日

(イ) 開始条件

区分	内容
コースⅠ	前月からの繰越データ量から超過データ量を差し引いたデータ量（以下「繰越残データ量」といいます。）と購入残データ量を合算したデータ量が当社が別に定める値を下回った時点又はクに定める解除有効期間を経過した時点のいずれか早い時点。
コースⅡ	解除有効期間を経過した時点。
コースⅢ	その登録が完了した時点。

ク キの規定にかかわらず、その契約者回線に係る最初の購入データ量の登録又は特定データ通信段階定額制若しくは特定データ通信段階定額制（Ⅴ）の適用を受けている契約者回線に係る購入データ量の登録については、その登録が完了した時点からデータ通信総量速度規制の一時解除を行います。

ケ キの規定にかかわらず、タイプⅢ、タイプⅣ及びタイプⅤの購入データ量の登録については、その登録が完了した時点からデータ通信総量速度規制の一時解除を行います。

コ ア及びイの規定によるほか、当社は、LTE契約者が指定した開始条件に定める時点から有効日数に相当する時間が経過することとなる時点までの期間（以下「解除有効期間」といいます。）に限り、データ通信総量速度規制の一時解除を行います。

サ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受ける契約者は、次のいずれかに該当した場合は、その購入データ量の単位ごと

に、その種類に応じて、次表に定めるデータ通信料の支払いを要します。

(ア) 登録した購入データ量に係るデータ通信総量速度規制の一時解除又は(3)の12の力若しくは(3)の13の力の取扱いが行われたとき。

(イ) 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている契約者回線について、購入データ量の登録(超過データ量Ⅱが、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量が(3)の12又は(3)の13のアの表の区分4に定めるデータ量の最大値(同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)を超える前に行ったものに限ります。)があったとき。

種類	単位	データ通信料
タイプⅠ	購入データ量0.5ギガごとに	税抜額550円
タイプⅡ	購入データ量1ギガごとに	税抜額1,000円
タイプⅢ	購入データ量1.5ギガごとに	税抜額1,500円
タイプⅣ	購入データ量3ギガごとに	税抜額3,000円
タイプⅤ	購入データ量5ギガごとに	税抜額5,000円

シ 当社は、購入データ量に係る解除有効期間を経過した場合であっても、当社が別に定める時点までに購入データ量の登録又はデータ証票の登録が行われたときは、新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間をその購入残データ量に係る解除有効期間として取り扱います。

ス 繰越残データ量と購入残データ量を合算したデータ量が当社が別に定める値を下回ったことにより、購入データ量の登録又はデータ証票の登録が行われた場合、購入残データ量に係る解除有効期間の残り期間又は新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間のいずれか長い方を、それぞれの解除有効期間として取り扱います。

セ 当社は、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた時点をもって、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を廃止します。

(ア) LTE契約の解除があったとき。

(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) ウの規定に反することとなったとき。

ソ セの規定により、データ通信総量速度規制の一時解除を廃止した場合、登録した購入残データ量を無効とします。

タ (3)の12の力又は(3)の13の力の規定により、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)の定額料の算定に係る累計課金対象データ量に合算した購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入残データ量としては0とします。

チ 当社は、その契約者回線について、(16)に定めるデータ証票の登録があった場合、その登録により得たデータ量を購入データ量

	<p>として取り扱います。</p> <p>この場合において、データ証票の登録により得たデータ量の有効日数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ツ データ通信総量速度規制の一時解除を選択する契約者は、(13)に定めるデータ量の増減適用その他のデータ通信料に関する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を適用するために、その契約者回線に係る情報（本取扱いの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が、その契約者回線との間で本取扱いの適用を受けることができる他の契約者回線又は他網契約者回線の契約者に通知することを承諾していただきます。</p> <p>テ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、当社のリモートアクセスサービス契約約款に定めるアクセスポイント（タイプⅡ又はタイプⅧに係るものに限ります。）又は特定事業者のフレックスリモートアクセス等サービス契約約款に定めるアクセスポイント（タイプⅠに係るものに限ります。）への通信を行うことはできません。</p> <p>ト データ通信総量速度規制の一時解除に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>											
(7) LTEサービスの契約者回線に係るデータ通信料の適用	<p>LTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのものに限ります。）又はLTEシングルの契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含まず。）の支払いを要しません。</p>											
(8) 削除	削除											
(9) 削除	削除											
(10) LTEモジュールフラットの契約者回線に係るデータ通信料の適用	<p>LTEモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別がLTEモジュールフラットのものに限ります。）の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含まず。）の支払いを要しません。</p>											
(11) LTEモジュールに係る基本使用料の料金種別によるデータ通信料の減額適用	<p>ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別を選択しているLTEモジュール契約者は、その契約者回線に係るデータ通信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含まず。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="486 1736 1460 1982"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th> <th>支払いを要しない額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTE Low</td> <td>0円から 921.6円までの部分</td> </tr> <tr> <td>LTE Mid</td> <td>0円から 921.6円までの部分</td> </tr> <tr> <td>LTE High</td> <td>0円から 4,608円までの部分</td> </tr> <tr> <td>LTEモジュールダブル定額</td> <td>0円から 300円までの部分</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別</p>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	税抜額	LTE Low	0円から 921.6円までの部分	LTE Mid	0円から 921.6円までの部分	LTE High	0円から 4,608円までの部分	LTEモジュールダブル定額	0円から 300円までの部分
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額											
	税抜額											
LTE Low	0円から 921.6円までの部分											
LTE Mid	0円から 921.6円までの部分											
LTE High	0円から 4,608円までの部分											
LTEモジュールダブル定額	0円から 300円までの部分											

	<p>ごとに料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月におけるアに定める基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに定める支払いを要しない額を日割りします。</p> <p>エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>																	
<p>(12) LTEモジュールの契約者回線に係るデータ通信料の適用</p>	<p>ア LTEモジュールの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるものに限ります。）に係るデータ通信に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(11)の適用による場合は、適用した後の額とします。）が、同表の右欄に定める上限定額料（カの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、2（料金額）の規定にかかわらず、上限定額料を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="483 857 1465 1115"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th> <th>上限定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L T E L o w</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>L T E M i d</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>L T E H i g h</td> <td>2,300 円</td> </tr> <tr> <td>L T Eモジュールダブル定額</td> <td>2,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてLTEモジュールダブル定額の適用を開始した日からとします。</p> <p>エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、LTEモジュール契約の解除があった場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p> <p>オ エの規定により本取扱いの適用を廃止する場合、契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。</p> <p>カ ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する上限定額料の日割りを行います。</p> <table border="1" data-bbox="483 1653 1465 1948"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日（その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	上限定額料	税抜額	L T E L o w	800 円	L T E M i d	1,500 円	L T E H i g h	2,300 円	L T Eモジュールダブル定額	2,000 円	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）
基本使用料の料金種別	上限定額料																	
	税抜額																	
L T E L o w	800 円																	
L T E M i d	1,500 円																	
L T E H i g h	2,300 円																	
L T Eモジュールダブル定額	2,000 円																	
区分	起算日																	
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）																	
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）																	
<p>(13) データ量の増</p>	<p>ア データ通信総量速度規制の一時解除を選択している契約者回線</p>																	

減適用に係る取扱い
(データギフト)

の契約者(以下この欄において「分配契約者」といいます。)は、次表に定める取扱い(以下「データ量の増減適用」といいます。)を受けることができます。

データ量の増減適用	内容
総量速度規制データ量の増減適用	その契約者回線(以下「分配契約者回線」といいます。)に係る総量速度規制データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者回線(特定事業者のLTEサービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)の総量速度規制データ量を増量させる取扱い
繰越データ量の増減適用	分配契約者回線に係る前月からの繰越データ量を減量させるとともに、他の契約者回線又は他網契約者回線の前月からの繰越データ量を増量させる取扱い

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、データ量の増減適用を受けることができません。

(ア) LTEデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を受けていないとき(基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン又はジュニアスマートフォンプラン(V)であるときを除きます。)

(イ) LTEデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額20又はデータ定額30に限ります。)又は特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額20(V)又はデータ定額30(V)に限ります。)の適用を受けているとき。

(ウ) LTEシングルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるものであるとき。

基本使用料の料金種別
LTEフラットfor DATA又はWiMAX2+フラットプラン

(エ) (14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合であって、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に、(ア)から(ウ)の規定(特定事業者のLTE約款に定める(ア)から(ウ)に相当する規定を含みます。以下この欄において同じとします。)のいずれかに該当するLTEサービスの契約者回線又は特定事業者のLTEサービスの他網契約者回線が含まれるとき。

ウ 分配契約者は、データ量の増減適用を受けるにあたり、次の各号に定める事項を指定していただきます。

(ア) 総量速度規制データ量又は繰越データ量を増量させる契約者回線又は他網契約者回線(以下「受領契約者回線」といいます。)

(イ) 増量させるデータ量（以下「分配データ量」といいます。）
 エ 分配契約者は、分配データ量を、当社が別に定める方法により、次表に定める単位で指定していただきます。

分配データ量の単位
536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)

オ 当社は、ウに定める指定があったときは、次の順位に従ってデータ量の増減適用を行います。

順位	データ量の増減適用
1	総量速度規制データ量の増減適用
2	繰越データ量の増減適用

カ 当社は、次のいずれかに該当する場合には、データ量の増減適用を行いません。

(ア) 受領契約者回線（契約者回線に限ります。）について、次のいずれかに該当する場合。

- ① データ通信総量速度規制の一時解除が選択されていない場合。
- ② イに定めるいずれかの事由に該当する場合。

(イ) 受領契約者回線（他網契約者回線に限ります。）について、次のいずれかに該当する場合。

- ① 特定事業者のLTE約款に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除が選択されていない場合。
- ② 特定事業者のLTE約款に定めるイに定める事由に相当する規定のいずれか事由に該当する場合。

(ウ) 分配契約者回線に係る総量速度規制残データ量（総量速度規制データ量から累計課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。以下同じとします。）と繰越残データ量を合算したデータ量から当社が別に定める値を差し引いたデータ量が、分配データ量に満たない場合。

(エ) 分配契約者回線及び受領契約者回線が、同一のau一括請求グループに所属していない場合、第1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める同一の割引選択回線群に所属していない場合又は「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」に基づきそのLTEサービスに係る料金その他の債務について一括して請求する取扱いを受けていない場合。

(オ) 分配契約者回線及び受領契約者回線が同一のデータ量共有回線群に所属している場合。

(カ) 当社の業務の遂行上支障がある場合。

キ 当社は、データ量の増減適用を行うにあたり、分配契約者回線及び受領契約者回線に係る総量速度規制データ量又は前月からの繰越データ量について、次表のとおり取り扱います。

区分	増減適用後の総量速度規制データ量	増減適用後の前月からの繰越データ量
分配契約者回線	その総量速度規制データ量の増減適用を受ける時点の総量速度規制残データ量	その繰越データ量の増減適用を受ける時点の繰越残データ量から、前月か

		タ量から、総量速度規制データ量に係る分配データ量を差し引いたデータ量	らの繰越データ量に係る分配データ量を差し引いたデータ量
	受領契約者回線	その総量速度規制データ量の増減適用を受ける時点の総量速度規制残データ量に、総量速度規制データ量に係る分配データ量を加えたデータ量	その繰越データ量の増減適用を受ける時点の繰越残データ量に、前月からの繰越データ量に係る分配データ量を加えたデータ量
	ク データ量の増減適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		
(14) 共有回線群に係るデータ量共有適用 (データシェア)	ア 共有回線群に係るデータ量共有適用（以下この欄において「本共有適用」といいます。）とは、データ量共有回線群（ウに定めるデータ量共有回線により構成される回線群をいいます。以下同じとします。）を構成する契約者回線について、その総量速度規制データ量等（次表の左欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）を、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量等（次表の右欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）、データ通信総量速度規制、データ通信総量速度規制の一時解除、総量速度規制データ量の繰越適用及びデータ量の増減適用並びにLTEデータプリペイドの提供を行うことをいいます。		
	総量速度規制データ量等	共有総量速度規制データ量等	
	累計課金対象データ量	共有累計課金対象データ量	
	総量速度規制データ量	共有総量速度規制データ量	
	総量速度規制残データ量	共有総量速度規制残データ量	
	超過データ量	共有超過データ量	
	前月からの繰越データ量	共有前月からの繰越データ量	
	繰越残データ量	共有繰越残データ量	
	超過データ量Ⅱ	共有超過データ量Ⅱ	
	購入データ量	共有購入データ量	
	購入残データ量	共有購入残データ量	
	前払いデータ量	共有前払い等データ量	
	前払い残データ量	共有前払い等残データ量	
	イ アに定める共有回線群総量速度規制データ量等は、それぞれ次の意味で使用します。		
	共有累計課金対象データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線に係る累計課金対象データ量を合算したデータ量	
	共有総量速度規制データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ	

	量を合算したデータ量
共有総量速度規制残データ量	共有総量速度規制データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量
共有超過データ量	共有累計課金対象データ量が共有総量速度規制データ量を超えた場合、共有総量速度規制データ量を超える部分
共有前月からの繰越データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線に係る前月からの繰越データ量を合算したデータ量
共有繰越残データ量	共有超過データ量から共有前月からの繰越データ量を合算したデータ量
共有超過データ量Ⅱ	共有超過データ量が共有前月からの繰越データ量を超えた場合、共有前月からの繰越データ量を超える部分
共有購入データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線に係る購入データ量及び前払いデータ量を合算したデータ量
共有購入残データ量	共有購入データ量から共有超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量
共有前払い等データ量	共有総量速度規制データ量、共有前月からの繰越データ量及び共有購入データ量を合算したデータ量
共有前払い等残データ量	共有前払い等データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量
備考	
<p>1 そのデータ量共有回線群に特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）（以下この(14)において「段階定額制」といいます。）の適用を受けている契約者回線又は他網契約者回線（以下この(14)において「段階定額制適用回線」といいます。）が含まれる場合、共有総量速度規制データ量は、次表の意味で使用します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量に、段階定額制適用回線以外の契約者回線及び他網契約者回線に係る前月からの繰越データ量、購入残データ量並びに前払い残データ量を合算したデータ量</p> </div> <p>2 そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる場合（(3)の12の力若しくは(3)の13の力又は特定事業者のLTE約款の相当の規定に定める取扱いを受けた場合に限り、）、共有前月からの繰越データ量を0とします。</p> <p>3 そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる場合、(3)の12の力若しくは(3)の13の力の又は特定事業者のLTE約款の相当の規定により、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の定額料の算定に係る共有</p>	

累計課金対象データ量に合算した共有購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る共有購入残データ量としては0とします。

ウ データ量共有回線とは、本共有適用を選択する契約者回線又は特定事業者のLTE約款に定める共有回線群に係るデータ量共有適用（以下この欄において「特定共有適用」といいます。）を選択する他網契約者回線をいいます。

エ 本共有適用は、LTEサービス又はLTEデータプリペイドの契約者回線（LTEサービスについては、データ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限り、選択することができます。）に限り、選択することができます。

オ 本共有適用を選択する契約者は、1のデータ量共有回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア） 指定したデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線（それぞれ第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアルに係るものに限り、）の数が2以上となるとき。

（イ） 指定したデータ量共有回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線（それぞれ第3種LTEデュアル、LTEシングル及びLTEデータプリペイドに係るものに限り、）の数が6以上となるとき。

（ウ） その契約者回線に係るa u I D（当社のa u I D利用規約に定めるa u I Dをいいます。以下同じとします。）が、指定したデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線又は他網契約者回線に係るa u I Dと異なるとき。

（エ） その申出が新たにデータ量共有回線群を構成する申出であって、そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線又は他網契約者回線に係るa u I Dと同一のa u I Dの契約者回線又は他網契約者回線により構成されるデータ量共有回線群の数が2以上となるとき。

（オ） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

キ オの申出があった場合のほか、ナンバーシェア機能の提供を開始した場合は、そのナンバーシェア主回線及びナンバーシェア副回線について、同一のデータ量共有回線群を指定した本共有適用の申出があったものとみなして取扱います。

ク 本共有適用の開始は、オの申出を当社が承諾し、必要な登録を完了した時点からとします。

ケ 当社は、次の事由が生じた場合、その事由が生じた時点の、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群のデータ共有回線に係る解除有効期間又は利用可能期間（第5の2（LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等）に定めるものをいいます。以下同じとします。）のうち、最長のものを、そのデータ共有回線（LTEサービスに係るものに限り、）に係る解除有効期間として取り扱います。

- (ア) その契約者回線について、本共有適用を開始したとき。
- (イ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ量共有回線の追加があったとき。
- (ウ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ総量規制の一時解除に係る登録があり、その登録に係るデータ総量規制の一時解除が行われたとき。
- (エ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録が行われたとき。

コ 当社は、契約者から本共有適用を廃止する申出があった場合のほか、その契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本共有適用を廃止します。

- (ア) LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき
- (エ) LTE契約又はLTEデータプリペイド契約の解除があったとき。
- (オ) データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき。
- (カ) その契約者回線に係る a u I D が、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線又は他網契約者回線に係る a u I D と異なることとなったとき。

サ コの規定により、本共有適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本共有適用
1 2以外により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた時点までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。
2 コの(ウ)、(エ)又は(オ)により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。

シ ア及びイの規定にかかわらず、段階定額適用回線について本共有適用の廃止があった場合、そのデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量は、その廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る段階定額制の定額料の区分に定めるデータ量の最大値とします

ス コの規定により、本共有適用を廃止した場合、その契約者回線について、共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ量及び共有購入残データ量を無効とし、その廃止のあった時点の総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量を0とします。

ただし、段階定額適用回線について本共有適用の廃止があった場合は、これによらず、(3)の12若しくは(3)の13又は特定事業者のLTE約款の相当する規定に定めるところによります。

セ スの規定にかかわらず、その契約者回線に係る本共有適用を廃

	<p>止することにより、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成するデータ量共有回線の数がある場合、その共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ量及び共有購入残データ量をその契約者回線に係る総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量として取り扱います。</p> <p>ソ 本共有適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>																
<p>(15) 長期利用を条件とするデータ量の増量適用 (長期優待データギフト)</p>	<p>ア 当社は、LTEサービスの契約者回線（(ア)に定める適用条件のいずれかに該当するものに限り、）について、LTEサービスの利用月数に応じて、加算対象料金月（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）において、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量に（イ）に定める加算データ量を加算する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <p>① 特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）、特定データ通信定額制Ⅲ及びデータ通信定額制Ⅲ（V）を除きます。）の適用を受けているもの</p> <p>② 基本使用料の料金種別が、ジュニアスマートフォンプラン又はジュニアスマートフォンプラン（V）であるもの。</p> <p>(イ) 加算データ量</p> <p>① その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い（②及び③に定めるものを除きます。）を受けている場合</p> <table border="1" data-bbox="483 1146 1465 1442"> <thead> <tr> <th>LTEサービスの利用月数</th> <th>加算データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48 か月を超え 84 か月以内の場合</td> <td>1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>84 か月を超え 120 か月以内の場合</td> <td>1,610,612,736 バイト (1.5 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>120 か月を超える場合</td> <td>2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額2、データ定額3、データ定額2（V）、データ定額3（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）のデータ定額2（ケータイ/V）若しくはデータ定額3（ケータイ/V）に限り、）を受けている場合又は基本使用料がジュニアスマートフォンプラン若しくはジュニアスマートフォンプラン（V）である場合</p> <table border="1" data-bbox="483 1774 1465 2024"> <thead> <tr> <th>LTEサービスの利用月数</th> <th>加算データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48 か月を超え 84 か月以内の場合</td> <td>536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>84 か月を超え 120 か月以内の場合</td> <td>805,306,368 バイト (0.75 ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>120 か月を超える場合</td> <td>1,073,741,824 バイト</td> </tr> </tbody> </table>	LTEサービスの利用月数	加算データ量	48 か月を超え 84 か月以内の場合	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)	84 か月を超え 120 か月以内の場合	1,610,612,736 バイト (1.5 ギガバイト)	120 か月を超える場合	2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)	LTEサービスの利用月数	加算データ量	48 か月を超え 84 か月以内の場合	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)	84 か月を超え 120 か月以内の場合	805,306,368 バイト (0.75 ギガバイト)	120 か月を超える場合	1,073,741,824 バイト
LTEサービスの利用月数	加算データ量																
48 か月を超え 84 か月以内の場合	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)																
84 か月を超え 120 か月以内の場合	1,610,612,736 バイト (1.5 ギガバイト)																
120 か月を超える場合	2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)																
LTEサービスの利用月数	加算データ量																
48 か月を超え 84 か月以内の場合	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)																
84 か月を超え 120 か月以内の場合	805,306,368 バイト (0.75 ギガバイト)																
120 か月を超える場合	1,073,741,824 バイト																

	<p style="text-align: right;">(1ギガバイト)</p> <p>③ その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額1、データ定額1（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）のデータ定額1（ケータイ/V）に限ります。）を受けている場合</p> <table border="1" data-bbox="486 403 1460 616"> <thead> <tr> <th>LTEサービスの利用月数</th> <th>加算データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>84 か月を超え 120 か月以内の場合</td> <td>322, 122, 547 バイト (0.3ギガバイト)</td> </tr> <tr> <td>120 か月を超える場合</td> <td>536, 870, 912 バイト (0.5ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本取扱いに係る加算対象月とは、次の各号に定める料金月をいいます。 (ア) LTEサービスの利用月数が、49 か月となる料金月。 (イ) LTEサービスの利用月数が、49 か月に3の倍数となる月数を加えた料金月。</p> <p>ウ 本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	LTEサービスの利用月数	加算データ量	84 か月を超え 120 か月以内の場合	322, 122, 547 バイト (0.3ギガバイト)	120 か月を超える場合	536, 870, 912 バイト (0.5ギガバイト)
LTEサービスの利用月数	加算データ量						
84 か月を超え 120 か月以内の場合	322, 122, 547 バイト (0.3ギガバイト)						
120 か月を超える場合	536, 870, 912 バイト (0.5ギガバイト)						
<p>(16) データ証票に係る取扱い (データプレゼント)</p>	<p>ア 当社は、別に定めるところにより、データ証票（当社が別に定める方法により登録を行った場合に、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入データ量又はLTEデータプリペイドに係る前払いデータ量として利用できるデータ量を得ることができる証票をいいます。以下同じとします。）を発行します。</p> <p>イ LTEサービス又はLTEデータプリペイドの契約者回線（LTEサービスについては、第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアルの契約者回線あって、データ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者は、当社が別に定める方法により、(ア)から(ウ)に定める取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を受けることができます。</p> <p>(ア) データ証票を購入し、それを他の契約者回線又は他網契約者回線（その契約者回線に係るauIDと異なるauIDの契約者回線又は他網契約者回線であって、他網契約者回線については、特定事業者のLTEサービス（同社のLTE契約約款に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。）又はLTEデータプリペイドに係るものに限ります。以下この欄において「契約者回線等」といいます。）の契約者に譲渡すること。</p> <p>(イ) 当社又は他の契約者回線等の契約者からデータ証票を譲り受けること。</p> <p>(ウ) 譲り受けたデータ証票を他の契約者回線等の契約者に譲渡すること。</p> <p>ウ 購入残データ量（共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合は、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に係る共有購入残データ量とします。以下この欄において同じとしま</p>						

	<p>す。)が 16,106,127,360 バイト (15 ギガバイト) 以上である場合、新たに登録したデータ証票 (当社又は特定事業者が有料で販売したものを除きます。)に係るデータ量は、購入残データ量に加算しません。</p> <p>エ 当社が発行するデータ証票の販売額及び利用期限等、データ証票を登録した場合に利用することができるデータ量、そのデータ量に係る有効日数及び利用可能日数並びに本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
(17) データ通信料の減免	<p>au (LTE) 通信サービスに関する問合せ又は申込み等のために行われるデータ通信 (LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能の提供を受けている契約者回線と当社が別に定める電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限ります。)については、その料金の支払いを要しません。</p>

2 料金額

2-1 LTEデュアルに係るもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.6 円

2-2 LTEシングルに係るもの

1 課金対象データごとに

区分			基本使用料の料金種別	料金額
データ通信料	第1種 LTE シングル	カテ ゴリ ーI	LTEフラット for DATA	税抜額 0.6 円
			LTEフラット for Tab	税抜額 0.6 円
			LTEフラット for DATA (m) タブレットプラン ds	税抜額 0.6 円
			LTEフラット for DATA (m) ds	税抜額 0.6 円
			第2種 LTE シングル	カテ ゴリ ーI
	WiMAX2+フラット for DATA EX	税抜額 0.6 円		
	WiMAX2+フラット for HOME	税抜額 0.6 円		
	第3種 LTE シングル	カテ ゴリ ーI	LTEフラット for Tab (L)	税抜額 0.6 円
			タブレットプラン ds (L)	税抜額 0.6 円
			LTEフラット for DATA (m/L)	税抜額 0.6 円
	第4種 LTE シングル	カテ ゴリ ーI	WiMAX2+フラット for DATA (L)	税抜額 0.6 円
			WiMAX2+フラット for DATA EX (L)	税抜額 0.6 円
WiMAX2+フラット for HOME (L)			税抜額 0.6 円	

2-3 LTEモジュールに係るもの

1 課金対象データごとに

区分	基本使用料の料金種別	料金額
データ通信料	LTE Low	税抜額 0.03 円
	LTE Mid	税抜額 0.03 円
	LTE High	税抜額 0.03 円
	LTEモジュールフラット	税抜額 0.6 円
	LTEモジュールダブル定額	税抜額 1.0 円

第4 契約解除料

1 適用

契約解除料の適用については、第58条（定期LTE契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
契約解除料の適用	第2種定期LTE契約（タイプIであって、次の全てを満たすものに限ります。）に係る契約解除料については、2（料金額）の規定にかかわらず、1契約ごとに税抜額3,000円とします。 ア その契約者回線に係るLTEサービスの利用月数が120か月を超えていること。 イ 料金表第1（基本使用料等）1（適用）（7）の適用を受けていること。

2 料金額

1契約ごとに

区分		料金額
		税抜額
第2種定期LTE契約	タイプI	9,500円
	タイプII	9,500円
第3種定期LTE契約		9,500円
第4種定期LTE契約		9,500円
第5種定期LTE契約		9,500円
第6種定期LTE契約		9,900円

第5 プリペイド通話に係る前払い通話料

1 適用

プリペイド通話に係る前払い通話料の適用については、第63条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）の規定によるほか、次のとおりとします。

プリペイド通話に係る前払い通話料の適用	
(1) 前払い通話料の額及び有効日数等	ア プリペイド通話を行う者が前払いを要する額は、2（料金額）に規定する支払額とします。 イ 当社は、支払額に応じて、2（料金額）に規定する有効日数を適用します。
(2) 利用料金額の取扱い	当社は、プリペイド通話を行う者が前払い通話料を登録したときは、支払額に代えて、2（料金額）に規定する利用料金額を登録された通話料として取り扱います。

2 料金額

1 プリペイドカードごとに

プリペイドカードの種類	支払額	利用料金額	有効日数
第1種カード	1,000円	1,000円	365日
第2種カード	3,000円	3,300円	365日
第3種カード	5,000円	5,500円	365日
第4種カード	10,000円	10,000円	365日

(注) プリペイドカードの販売に関する取扱いについては、別記39に定めるところによりま
す。

第5の2 LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等

1 適用

LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の適用については、第63条の2（LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の登録等）の規定によるほか、次のとおりとします。

LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の適用															
(1) 前払いデータ通信料等及び前払いデータ量の適用	<p>ア LTEデータプリペイド契約者は、第63条の2（LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料等の登録等）に定める前払いデータ通信料を登録するときは、次表に定める利用可能条件（登録した2（料金額）に定める前払いデータ量に係るデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下この1（適用）において同じとします。）の利用を可能とする時点をいいます。）を指定して、登録していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用可能条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースⅠ</td> <td>ウに定める前払い残データ量が当社が別に定める値を下回った時点又はウに定める利用可能期間を経過した時点のいずれか早い時点</td> </tr> <tr> <td>コースⅡ</td> <td>利用可能期間を経過した時点</td> </tr> <tr> <td>コースⅢ</td> <td>その登録が完了した時点</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定によるほか、その契約者回線に係る最初の前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録については、その登録が完了した時点からデータ通信の利用を可能とします。</p> <p>ウ LTEデータプリペイド契約者は、アで指定した利用可能条件に定める時点又はイに定める登録が完了した時点から2（料金額）に定める利用可能日数に相当する時間が経過することとなる時点までの期間（以下「利用可能期間」といいます。）において、その契約者回線に係る課金対象データ量（その契約者回線との間のデータ通信に係る課金対象データの総情報量をいいます。以下この1（適用）において同じとします。）が次表に定める利用可能データ量に到達するまでの間、データ通信を行うことができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用可能データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外のもの</td> <td>2（料金額）に定める前払いデータ量と前払い残データ量（その直前の登録に係る利用可能データ量から課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。）を合算したデータ量</td> </tr> <tr> <td>(イ) 最初の登録に係るもの</td> <td>2（料金額）に定める前払いデータ量</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ LTEデータプリペイド契約者は、ア及びイに定めるところにより、前払いデータ量に係るデータ通信の利用が可能となった時点で、その前払いデータ量に係る2（料金額）に定めるデータ通信料の支払いを要します。</p> <p>オ 当社は、利用可能期間を経過した場合であっても、当社が別に</p>	区分	利用可能条件	コースⅠ	ウに定める前払い残データ量が当社が別に定める値を下回った時点又はウに定める利用可能期間を経過した時点のいずれか早い時点	コースⅡ	利用可能期間を経過した時点	コースⅢ	その登録が完了した時点	区分	利用可能データ量	(ア) (イ)以外のもの	2（料金額）に定める前払いデータ量と前払い残データ量（その直前の登録に係る利用可能データ量から課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。）を合算したデータ量	(イ) 最初の登録に係るもの	2（料金額）に定める前払いデータ量
	区分	利用可能条件													
	コースⅠ	ウに定める前払い残データ量が当社が別に定める値を下回った時点又はウに定める利用可能期間を経過した時点のいずれか早い時点													
	コースⅡ	利用可能期間を経過した時点													
	コースⅢ	その登録が完了した時点													
区分	利用可能データ量														
(ア) (イ)以外のもの	2（料金額）に定める前払いデータ量と前払い残データ量（その直前の登録に係る利用可能データ量から課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。）を合算したデータ量														
(イ) 最初の登録に係るもの	2（料金額）に定める前払いデータ量														

	<p>定める時点までに前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録が行われたときは、新たに登録された前払いデータ量に係る利用可能期間をその新たな登録に係る利用可能データ量の利用可能期間として取り扱います。</p> <p>カ 前払い残データ量が当社が別に定める値を下回ったことにより、アに定める登録又はデータ証票の登録が行われた場合、前払い残データ量に係る利用可能期間の残り期間又は新たに登録された前払いデータ量に係る利用可能期間のいずれか長い方を、その新たな登録に係る利用可能データ量の利用可能期間として取り扱います。</p> <p>キ 当社は、データ通信中に、利用可能期間を経過したとき又は課金対象データ量が利用可能データ量に到達したときは、そのデータ通信を切断します。</p> <p>ク 当社は、その契約者回線について、第3（データ通信料）1（適用）(16)に定めるデータ証票の登録があった場合、その登録により得たデータ量を前払いデータ量として取り扱います。 この場合において、データ証票の登録により得たデータ量の利用可能日数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ケ LTEデータプリペイドに係る前払いデータ通信料及び前払いデータ量の適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--

2 料金額

データ通信料	前払いデータ量	利用可能日数
税抜額 1,500 円	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)	31 日

第6 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第59条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用																	
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 ア イ又はウ以外のもの																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>LTE契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>番号登録手数料</td> <td>電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>システム登録手数料</td> <td>工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>契約移行手数料</td> <td>LTE契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのLTE契約がau契約からの契約移行により締結されたものであるとき又はLTEサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>au ICカード再発行手数料</td> <td>au ICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなau ICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>料金取扱い変更手数料</td> <td>次の申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (ア) 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用I若しくは定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用IIに係る適用若しくは廃止に係る申出 (イ) 基本使用料の料金種別の変更の請求（第1（基本使用料等）1（適用）（4）のこの表の区分②に該当するものに限りません。） (ウ) LTEサービスの種類の変更（第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更、第1種LTEシングルと第2種LTEシングルの間の変更又は第3種LTEシングルと第4種LTEシングルの間の変更を除きます。）を伴う請求</td> </tr> <tr> <td>LTEサービス利</td> <td>LTEサービス利用権の譲渡を請求し、その</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約事務手数料	LTE契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	契約移行手数料	LTE契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのLTE契約がau契約からの契約移行により締結されたものであるとき又はLTEサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	au ICカード再発行手数料	au ICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなau ICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	料金取扱い変更手数料	次の申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (ア) 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用I若しくは定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用IIに係る適用若しくは廃止に係る申出 (イ) 基本使用料の料金種別の変更の請求（第1（基本使用料等）1（適用）（4）のこの表の区分②に該当するものに限りません。） (ウ) LTEサービスの種類の変更（第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更、第1種LTEシングルと第2種LTEシングルの間の変更又は第3種LTEシングルと第4種LTEシングルの間の変更を除きます。）を伴う請求	LTEサービス利	LTEサービス利用権の譲渡を請求し、その
	料金種別	内容															
	契約事務手数料	LTE契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金															
	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金															
	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金															
	契約移行手数料	LTE契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのLTE契約がau契約からの契約移行により締結されたものであるとき又はLTEサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金															
	au ICカード再発行手数料	au ICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなau ICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金															
料金取扱い変更手数料	次の申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (ア) 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用I若しくは定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用IIに係る適用若しくは廃止に係る申出 (イ) 基本使用料の料金種別の変更の請求（第1（基本使用料等）1（適用）（4）のこの表の区分②に該当するものに限りません。） (ウ) LTEサービスの種類の変更（第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更、第1種LTEシングルと第2種LTEシングルの間の変更又は第3種LTEシングルと第4種LTEシングルの間の変更を除きます。）を伴う請求																
LTEサービス利	LTEサービス利用権の譲渡を請求し、その																

用権譲渡手数料	承諾を受けたときに支払いを要する料金
ユーザグループ登録手数料	別表1（オプション機能）10欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
内線番号登録手数料	内線番号（別表1（オプション機能）10欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
内線番号変更手数料	内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
ログインID登録手数料	ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
イ LTEモジュールに係るもの	
料金種別	内容
契約事務手数料	LTEモジュール契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
LTEモジュール利用権譲渡手数料	LTEモジュール利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
ウ LTEデータプリペイドに係るもの	
料金種別	内容
契約事務手数料	LTEデータプリペイド契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

<p>(2) 契約事務手数料の適用</p>	<p>ア 契約者は、そのLTE契約の申込みが、契約変更若しくは契約移行に係るもの、第3種LTEデュアルに係るもの又はその他当社が別に定めるものに該当するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</p> <p>イ そのLTE契約（第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルに係るものに限り、申込みが、第1（基本使用料等）1（適用）(25)の適用の申出又は(26)の適用を受けることとなる特定au回線としての指定と同時にされたものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</p>		
<p>(3) 番号登録手数料の適用</p>	<p>ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の電話番号の登録等を行う場合は、これを1の電話番号の登録等とみなして番号登録手数料を適用します。</p> <p>イ 第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料と同時に支払いを要する場合は番号登録手数料の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1登録等ごとに税抜額1,700円とします。</p> <p>ウ 契約事務手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用を行うための電話番号の登録等については、番号登録手数料の支払いを要しません。</p>		
<p>(4) システム登録手数料の適用</p>	<p>ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の工事又は交換設備の登録等を行う場合は、これを1の工事又は交換設備の登録等とみなしてシステム登録手数料を適用します。</p> <p>イ 着信短縮ダイヤル機能に関する交換設備の登録等のみを行う場合のシステム登録手数料の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1登録等ごとに税抜額1,000円とします。</p> <p>ウ 契約事務手数料、番号登録手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用若しくは一時中断の再開を行うための交換設備の登録等については、システム登録手数料の支払いを要しません。</p> <p>エ 当社の位置情報等提供サービス契約約款に定める契約者から、同契約約款に定める端末設備（その契約者が提供を受けている位置情報等提供サービス（タイプⅣ（コースⅢ（プランⅢのものに限り、申込みが、第1（基本使用料等）1（適用）(25)の適用の申出又は(26)の適用を受けることとなる特定au回線としての指定と同時にされたものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</p>		
<p>(5) 契約移行手数料の適用</p>	<p>契約移行手数料は、LTEサービスの種類の変更（当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うものであって、次表の左欄と右欄に定めるLTEサービスの間の変更に限り、申込みが、第1（基本使用料等）1（適用）(25)の適用の申出又は(26)の適用を受けることとなる特定au回線としての指定と同時にされたものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="470 1982 1460 2018"> <tr> <td data-bbox="470 1982 965 2018">第1種LTEデュアル</td> <td data-bbox="965 1982 1460 2018">第1種LTEシングル又は第2</td> </tr> </table>	第1種LTEデュアル	第1種LTEシングル又は第2
第1種LTEデュアル	第1種LTEシングル又は第2		

		種LTEシングル
	第1種LTEシングル	第2種LTEシングル又は第4種LTEシングル
	第2種LTEデュアル	第3種LTEシングル
	第3種LTEシングル	第4種LTEシングル
(6) 料金取扱い変更手数料の適用	料金取扱い変更手数料は、(1)の本料金の内容の欄に定める(ア)から(ウ)に定める申出等を行い、承諾を受けた回数合計が1の料金月において3に満たない場合は、その支払いを要しません。	
(7) LTEサービス利用権譲渡手数料の適用	<p>ア LTEサービス利用権譲渡手数料は、そのLTEサービス利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。</p> <p>イ LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合のLTEサービス利用権の譲渡については、LTEサービス利用権譲渡手数料の支払いを要しません。</p>	
(8) LTEモジュール利用権譲渡手数料の適用	LTEモジュール利用権譲渡手数料は、そのLTEモジュール利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。	
(9) ユーザグループ登録手数料の適用	別表1(オプション機能)に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループの登録手数料について、2(料金額)に規定するユーザグループ登録手数料の支払いを要します。	
(10) 内線番号登録手数料及び内線番号変更手数料の適用	<p>ア 2(料金額)に規定する内線番号登録手数料(その契約者回線に係るものに限ります。)及び内線番号変更手数料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>イ 別表1(オプション機能)24欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、当該料金月に行われた内線番号(電話会議サービスに係る電気通信回線に係るものに限ります。)の登録について、2(料金額)に規定する内線番号登録手数料の支払いを要します。</p>	
(11) 番号変換文字メッセージ受信機能に係るログインID登録手数料の適用	ログインID登録手数料は、そのログインIDに係るログインID利用者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。	
(12) 手続きに関する料金の適	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところにより、又は手続きの態	

用除外又は減額適用	様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。
-----------	--

2 料金額

(1) (2)又は(3)以外のもの

料金種別	単位	料金額
		税抜額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円
番号登録手数料	1 登録等ごとに	2,000 円
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500 円
a u I Cカード再発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円
契約移行手数料	1 契約ごとに	3,000 円
料金取扱い変更手数料	1 請求ごとに	1,000 円
L T Eサービス利用権譲渡手数料	1 請求ごとに	2,700 円
ユーザグループ登録手数料	1 ユーザグループごとに	10,000 円
内線番号登録手数料		
(1) その契約者回線に係るもの	1 の内線番号の登録ごとに	1,000 円
(2) 電話会議サービスに係る電気通信回線に係るもの	1 の内線番号の登録ごとに	300 円
内線番号変更手数料	1 の内線番号の変更ごとに	1,000 円
ログイン I D登録手数料	1 のログイン I Dの登録ごとに	1,000 円

(2) L T Eモジュールに係るもの

料金種別	単位	料金額
		税抜額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円
番号登録手数料	1 登録等ごとに	2,000 円
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500 円
a u I Cカード再発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円
L T Eモジュール利用権譲渡手数料	1 請求ごとに	2,700 円

(3) L T Eデータプリペイドに係るもの

料金種別	単位	料金額
		税抜額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円
番号登録手数料	1 登録等ごとに	2,000 円
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500 円
a u I Cカード再発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円

(注) 上記の額に配送実費相当額を加算します。

第7 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第60条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
LTEサービス又はLTEモジュールに関するユニバーサルサービス料の適用	<p>ア ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>イ LTE契約者又はLTEモジュール契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。</p> <p>ただし、以下の場合は、この限りではありません。</p> <p>（ア） その料金月の末日にその契約の解除があったとき又はその料金月の末日においてau（LTE）通信サービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）をしているとき。</p> <p>（イ） そのサービスに係る電話番号が、電気通信番号規則第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号であるとき。</p> <p>ウ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。</p>

2 料金額

区分	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	1電話番号ごとに税抜額2円

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第3表 証明手数料

1 契約ごとに 税抜額 300円

第4表 付随サービスに関する料金等

第1 通信料明細内訳書の発行手数料

1 適用

通信料明細内訳書の発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

通信料明細内訳書の発行手数料の適用			
(1) a u 一括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い	<p>ア 当社は、a u 一括請求グループのうち、通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線（W I N 約款に定める通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けているW I N 契約者回線及び特定事業者のL T E 約款又はW I N 約款に定める通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている他網契約者回線を含みます。以下この欄において同じとします。）の数が 50 以上であるものについて、そのa u 一括請求グループに係るL T E 契約者から請求があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 a u 一括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額 5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる1の契約者回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線のL T E 契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰ、契約者を単位とする基本使用料割引Ⅲ、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成するa u 一括請求グループについて、a u 一括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのa u 一括請求グループについても、L T E 契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けているa u 一括請求グループにおいて、その料金月に通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線の数が 50 未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料金額	1 a u 一括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額 5,000 円
料金額			
1 a u 一括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額 5,000 円			
(2) 通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い	<p>L T E 契約者は、当社が別に定める方法により専用のW E B サイト上で閲覧する通信料明細内訳書の発行の請求を行ったときは、通話明細内訳書の発行手数料の支払いを要しません。</p>		

2 料金額

区分	単位	料金額
通信料明細内訳書発行手数料	1 契約について発行 1 回ごとに	税抜額 100 円

第2 分計請求書の発行手数料

1 適用

分計請求書の発行手数料の適用については、別記2(2)の規定によるほか、次のとおりとします。

分計請求書の発行手数料の適用			
(1) a u 一括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い	<p>ア 当社は、a u 一括請求グループのうち、分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線（W I N 約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けているW I N 契約者回線及び特定事業者のL T E 約款又はW I N 約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けている他網契約者回線を含みます。以下この欄において同じとします。）の数が 50 以上であるものについて、そのa u 一括請求グループに係るL T E 契約者から請求があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに 税抜額 5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる1の契約者回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線のL T E 契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引I、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成するa u 一括請求グループについて、a u 一括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのa u 一括請求グループについてもL T E 契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けているa u 一括請求グループにおいて、その料金月に分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線の数が 50 未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料金額	1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに 税抜額 5,000 円
料金額			
1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに 税抜額 5,000 円			

2 料金額

区分	単位	料金額
分計請求書発行手数料	1 契約について発行 1 回ごとに	税抜額 100 円

第3 支払証明書等の発行手数料

1 適用

支払証明書等の発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書等の発行手数料の適用	
支払証明書等の発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、支払証明書等の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、支払証明書等の発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行1回ごとに	税抜額400円

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第3の2 利用料金証明書の発行手数料

1 適用

利用料金証明書の発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

利用料金証明書の発行手数料の適用	
利用料金証明書の発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、利用料金証明書の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、利用料金証明書の発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額
利用料金証明書発行手数料	利用料金証明書の発行1回ごとに	税抜額400円

(注) 利用料金証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料が必要な場合があります。

第4 請求書の発行手数料

当社のWEBで請求書規約に定めるところによります。

第5 払込取扱票の発行等手数料

1 適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記2(3)の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票の発行等手数料の適用	
払込取扱票の発行等手数料の適用	<p>LTE契約者は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合、2（料金額）の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。</p> <p>(1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含まず。）であるとき。</p> <p>(2) 第1（基本使用料等）1（適用）（6）の適用を受けているとき。</p> <p>(3) その他当社が別に定める条件に該当するとき。</p>

2 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料）	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100 円

第5の2 窓口取扱等手数料

1 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300 円

第6 空き電話番号の検索手数料

区分	単位	料金額
空き電話番号検索手数料	1 検索ごとに	税抜額 300 円

第7 料金安心サービスに関する料金

1 適用

料金安心サービスに関する料金の適用については、別記2(10)の規定によるほか、次のとおりとします。

料金安心サービスに関する料金の適用	
料金安心サービス（限度額設定コースに限りません。）に関する料金の適用	<p>ア 料金安心サービス（限度額設定コースに限りません。以下この欄において同じとします。）に関する料金については、その料金月において、別記2(10)に定める概算額が限度額を超えず別記2(10)に定める利用防止措置が行われない場合であっても、その支払いを要します。</p> <p>イ 料金安心サービスに関する料金については、日割りを行いません。</p> <p>ウ 当社は、料金安心サービスの提供の請求があった場合であっても、その請求がau契約（そのWIN契約者回線について、料金安心サービスに相当するサービス（以下この欄において「WIN料金安心サービス」といいます。）の提供を受けているもの）からの契約移行と同時にされたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約</p>

	<p>移行があった場合を除きます。)は、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金について、契約移行のあった日を含む料金月の初日(その料金月において、WIN料金安心サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。)から、料金安心サービスの提供があったものとみなして取り扱います。</p> <p>エ au契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのWIN契約者回線について、WIN料金安心サービスの提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金については、当社のWIN約款の規定(ウに相当するものをいいます。)に定めるところによります。</p>
--	--

2 料金額

区分	単位	料金額
料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。)	1契約ごとに月額	税抜額 100円

第8 携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金

1 適用

携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金の適用については、別記2(11)の規定によるほか、次のとおりとします。

携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金の適用	
(1) 契約の解除に伴う携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料の適用	契約者は、そのLTE契約の解除に伴い、MNP(別記2(11)に定めるものをいいます。以下同じとします。)を希望する旨の申出を行う場合、2(料金額)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料の支払いを要します。
(2) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料の適用除外	当社は、(1)の規定にかかわらず、au(LTE)通信サービスの種類、契約の解除に係る手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額
携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料	(1) (2)以外のもの	1の請求ごとに 税抜額 3,000円
	(2) 第3種LTEデュアルに係るもの	1の請求ごとに 税抜額 6,000円

第9 削除

第10 故障紛失サポート(LTE)利用料

1 適用

故障紛失サポート（LTE）に関する料金の適用については、別記2（19）の規定によるほか、次のとおりとします。

故障紛失サポート（LTE）利用料の適用	
故障紛失サポート（LTE）利用料の取扱い	当社は、料金月の起算日以外の日、故障紛失サポート（LTE）の適用の開始又は廃止があったときは、故障紛失サポート（LTE）利用料の支払いを要する日数に応じて、2（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合において、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

2 料金額

区分	単位	料金額
故障紛失サポート（LTE）利用料	(1) (2)以外の場合	1 契約ごとに月額 税抜額 380 円
	(2) 当社の「故障紛失サポート」規定に定める会員種別が会員種別①である場合	1 契約ごとに月額 税抜額 630 円

第11 情報保管サービス利用料

1 適用

情報保管サービス利用料の適用については、別記2（20）の規定によるほか、次のとおりとします。

情報保管サービス利用料の取扱い	当社は、料金月の起算日以外の日、情報保管サービスの適用の開始又は廃止があったときは、情報保管サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、2（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
-----------------	---

2 料金額

区分	単位	料金額
情報保管サービス利用料	1 契約ごとに月額	税抜額 372 円

第12 auスマートサポート接続サービス利用料

1 適用

auスマートサポート接続サービス利用料の適用			
(1) auスマートサポート接続サービス利用料の取扱い	<p>ア 当社は、そのLTE契約者について、当社の「auスマートサポート会員利用規約」に定めるauスマートサポートの提供を受けるための契約（以下「auスマートサポート会員契約」といいます。）の締結（そのauスマートサポート会員契約が終了した後、新たに締結する場合を含みます。）があった日（以下「auスマートサポート会員契約締結日」といいます。）を含む料金月について、2（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税抜額 3,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	料金額	税抜額 3,000 円
料金額			
税抜額 3,000 円			

	<p>イ a uスマートサポート接続サービス（別記2(21)に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の提供を受けているL T E契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、会員契約締結日を含む料金月の翌料金月から起算して2料金月の間、a uスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。</p> <p>ウ 当社は、料金月の起算日以外の日、a uスマートサポート接続サービスの提供の開始又は廃止があったときは、a uスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、2（料金額）に規定する料金額を日割りします。この場合において、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>ただし、アに規定する料金額については、日割りを行いません。</p> <p>エ 当社は、a uスマートサポート接続サービスの提供の開始が、a u契約（そのa u契約者がa uスマートサポート接続サービスに相当するサービス（以下この欄において「相当サービス」といいます。）の提供を受けているものに限り、）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のa uスマートサポート接続サービス利用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、相当サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。）から、a uスマートサポート接続サービスの提供があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ a u契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのa u契約者について相当サービスの提供の開始があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のa uスマートサポート接続サービス利用料については、当社のW I N約款の規定（エに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>				
<p>(2) a uスマートサポート接続サービス利用料の減額適用</p>	<p>L T E契約者は、a uスマートサポート会員契約の申込みを行い当社から承諾を受けた場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限り、）、そのa uスマートサポート会員契約締結日を含む料金月について、a uスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="443 1518 1465 1771"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 1518 1465 1563">適用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 1563 1465 1646">ア 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1646 1465 1691">イ そのL T Eサービスの利用月数が109ヶ月以上であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1691 1465 1771">ウ その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であること。</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件	ア 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。	イ そのL T Eサービスの利用月数が109ヶ月以上であること。	ウ その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であること。
適用条件					
ア 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。					
イ そのL T Eサービスの利用月数が109ヶ月以上であること。					
ウ その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であること。					

2 料金額

区分	単位	料金額
a uスマートサポート接続サービス利用料	1契約ごとに月額	税抜額 380円